

平成 22 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 5 日）

平成 22 年 9 月 16 日（木曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 藤原 益栄

副委員長 相澤 耀司

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

村松 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石原 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 鈴木 学

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 紺野 哲哉

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国民年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 江口 明

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

管理課長 小幡 誠志

監査委員事務局長 鐵 博明

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課参事(兼)総務課長補佐 竹谷 敏和

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 郷家 栄一

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

下水道課長補佐 加藤 幸

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典

下水道課副主幹 阿部 克敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 9 時 58 分 開会

- 議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 一般会計
- 歳出質疑 第 10 款教育費から第 14 款予備費

○藤原委員長

おはようございます。

きょうは特別委員会最終日の予定になってございます。これまで延会しないでやってまいりましたが、きょうは何時までかかろうとも、きょうで決算委員会を終わらせたいというふうに思いますので、審議の御協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は 22 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、昨日途中で終わっております第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

昌浦委員の質疑が途中でしたので、昌浦委員を指名いたします。

○昌浦委員

きのう、御回答いただきました「心の教室相談」の中で、やはり今いろいろと世情を賑わしております家庭内の暴力とかそういうもろもろの御相談があったと想像します。それで、他の機関と連携して、この心の教室相談員以外の方と連携を取って、事の解決に当たったなんていう事例がございましたら、具体的でなくても結構ですから、あるのであれば御紹介いただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

それでは、138 ページ左側のスクールカウンセラーの方でございまして、児童虐待の欄の高崎中学校の欄、縦が児童虐待、横が高崎中学校で、児童虐待が教員の方から 1 件スクールカウンセラーの方に相談がされて、その件で直ちに学校と学校教育課、それから子ども福祉課と連携して、その子について指導に当たり、児童相談所で一時保護という連携した事例がございまして。

それから、139 ページの 7 番、スクールソーシャルワーカー、略して SSW と申すんですが、このスクールソーシャルワーカーさんが昨年度から配置になりまして、この方の概要につきましては、相談員もスクールカウンセラーも相談という業務なんですけど、この方はカウンセラーの資格を持ち、それから社会福祉士という資格を持って、学校と家庭環境が複雑に絡み合っている部分、要するに学校だけでは手に負えない部分につきましては、この方が中に入って、行政もわかっているということで、学校と子ども福祉課、学校教育課の 3 者で連携して、昨年でいいますと、東豊中、学校名はあれですけども、各学校で、高校生も含めて 16 件の相談活動に当たり、そのうちの大部分がそういったケースで対応していると。ただ、SSW、スクールソーシャルワーカーの件で、じゃあ解決に至ったかと聞かれますと、もともとが複雑な要因を抱えている御家庭、お子さんということで、好転した事例はたくさんあるんですが、100%解決に至った事例は正直いってございません。

○昌浦委員

実は、その後質問しようかと思ったのがお答えされちゃったので、なるほど。おおむね今の小学校、中学校というのは一番人生の中でも多感なときなんですね。そういうときにいろんな、大人から見れば何だというようなことが、意外とそういう年代は深刻に受けとめるなんていうのもいっぱいあるわけですよ。だから、こういう事業をどんどんとこれからも、解決に至らないまでもサポートしているんだという姿を、どんどん進めていただきたいと思います。

では、次の質問でございまして。同じ資料 7 の 167 ページなんですけど、この中で子ども映画会、4 月から 3 月まで入場者数が 626 人だったのでしょうか、書かれているんですね。この視聴覚ライブラリーとして子ども映画会をやっていて、22 年度からはその視聴覚ライブラリーそのものが、いわばちょっと解散のような話を聞いておるんですけども、この映画会そのものというのはやはりすごく大事だと私は思うんですね。というのは、私自身が 16

ミリ映写技師の資格を持っておりますし、何か「ハローキティの夢泥棒」ほかなんて、私も見たいくらいの映画のようなんですけれども、やはりこういう事業というのは続けてほしいなと思うんですけれども、現状どうなっているんでしょう。

○永沢生涯学習課長

6月議会で議決をちょうだいしたのは、その下の宮城中央地区視聴覚教育協議会の解散でありまして、多賀城市の視聴覚ライブラリーは残っております。したがって、この子ども映画会も多賀城市の視聴覚ライブラリーでの主催になりますから、ソフトがある限りにおいては、この事業も継続してまいりたいというふうに考えております。

○昌浦委員

大変失礼しました。1、2、3というふうにあるものですから、市の視聴覚ライブラリーのことをちょっと失念しておりまして、このような質問になったことをおわび申し上げます。

そうしますと、子ども映画会、これは4月から3月ということは何回か分けてやっっているのか、あるいは、この子ども映画会なるものを年何回かやっているのか。どういふふうな映画会で、この626人という人数がなったのかというのを、ちょっと子細に聞きたいんですけれども。

○永沢生涯学習課長

年間通してやっておりますので、資料を持っているんですけれども、なかなか今探せませんけれども、何というんでしょう、1回ごとに御案内をしてお出でをいただくようなスタイルを取ってまして、通年通しての開催ということになります。

○昌浦委員

そうしますと、場所は文化センターの視聴覚に類するのかな。それとも、展示室あたりをよく代用して昔はやっていたんですけれどもね。そういう形で、その「ほか」というのがあるので、それでやっっているんだらうと思うんですね。わかりました。やはり今のお子さんたちは、どっちかという外に出るよりも中でいろんなファミコンとか、ああ違った、ファミコンでいいのかな、そういう私なんかしたことないようなゲームとか何かに、意外と興味をお持ちになって外に出る機会がないし、映像というのは結構大きい画面で見るといのはまた違う迫力があって、子供に与える感動といったらそこまで大げさでないにしても、感銘とかいろんなものを、あの大画面というのはテレビとはまた違った感覚で、子供にとっては非常にいいものですから、これからも続けていっていただきたいと思います。以上です。

○吉田委員

資料7の177ページ、多賀城市総合体育館トイレの改修について伺います。

現状は使用する利用者の使い勝手が悪く、大変苦慮している状況にあり、特に市労連のスポーツ大会等で問題になっていて、和式から洋式などに改修して改良することが求められ、要望されています。これらの取り扱いについて、生涯学習課長なり管財課長の答弁を願います。

○阿部管財課長

お答えいたします。総合体育館のトイレ改修については、平成21年度の第8号補正に計上しました公共施設トイレ改修事業にて、今年度中に改修する予定でございます。

○吉田委員

今年度中ということで、21年度の取り扱いについては承知しておりますが、どのような時期的な設定で、現在内部的な取り扱いがされているか、説明願います。

○阿部管財課長

今現在、設計中でありまして、契約を平成22年11月に締結し、23年3月末までに完成する予定でございます。

○竹谷委員

何点かあるんですけども、昨日も質問ありました外国人の外国語指導に関するのですが、多賀城市では余り問題ないようなお話でございましたけれども、全国的にいろいろ問題が出ているというのは承知でしょうか。

○佐々木学校教育課長

その件については承知しております。

○竹谷委員

本市でもこういう傾向が出る可能性は大ではないかと私は見ているんですけども、いわば業務委託というものについての厳格な指導が入ってきますと、授業中もしくは事前にその先生と個人的な打ち合わせはできない、あくまでも会社対校長という、極端に言えば、会社対教育委員会ということになるんでしょう。そういうような仕組みですので、私は問題がないだけでは通らないんじゃないかと。この全国的に出ている問題をどのようにクリアしていくのか。その対策を今講じておかなければ、私は問題があるんじゃないかというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

そういった部分の御心配につきましては、教育委員会でも当然そういうふうにならないようにということで、契約時におきまして、委託業者と協議を重ねて、ALTの業務委託マニュアルというものを学校用として作成をしております、校長会などの会議等で各学校指導しております。また、直接英語の授業に携わる中学校の教員においては、21年に研修会を重ねております。また、本年4月から小学校にも入るということでございまして、本年2月に小学校の担当者呼んで、そういったことがないように研修会を実施しております。そして、学校及び業者には不適切な対応がないように指導しておりますし、もし疑義が生じた場合には委託業者からも直接教育委員会の方に情報が入るといふようになっております。また、必ず学校には学校訪問ということで県教委、市教委が直接学校に行きまして、授業を見る機会があるわけですが、私か指導主事、専門指導員で小学校で特に英語の授業がある際には必ず見て、問題がないかどうかを確認しているところでございます。

○竹谷委員

ちなみに、多賀城に派遣されてきている先生は、日本語も多少はお話できる状況にあるんでしょうか。

○佐々木学校教育課長

現在、小学校2名、中学校2名おりますが、その中で小学校の1名がことし7月にイギリスから来日したということで、日本語は正直いってまだ十分ではございませんが、ほか3

人につきましては日本語での会話ができますので、そういった部分で意思疎通が図られていると思っております。

○竹谷委員

全国的に問題になって、朝日新聞の8月4日にスクープされている全国的な問題は多分御承知だと思いますが、問題は、子供たちと意思疎通が図られていないというのが大きな問題だと思うんです。意思疎通を図ろうと、担任の先生がそこに口出しをすると、それは契約違反、いわば派遣法に触れると、厚生労働省からのおしかりがあるというふうなことから問題提起されているんですね。ですから、子供と外国語講師さんが意思疎通が図られていないと、そのために中身のある教育になっていないと、ただ英語を一方的にやればいいんだという問題に波及してきて、子供は真にその授業を心を込めて受けようとしていないのに問題があると。業務委託については教育上問題があるんじゃないかと。また、労働者派遣法にも違反するような行為が出てくるのではないかとということが指摘されているんですよね。

ですから、少なくとも日本語を理解する方を本市では要請して、児童生徒とのコミュニケーションができるような体制でやっていくことが肝要ではないかというふうに思うんですけれども、そのような状況で今後も対応していこうという心があるのかどうなのか、それについて。

○佐々木学校教育課長

委員の御指摘はごもっともでございます。また、私どもとしましても、委託契約を結んでいる業者に、やはり日本語が堪能とまではいかなくとも、きちんと会話ができるということの要請をしております。

先ほど申し上げました7月に来日した件に関しましては、もともといたALTが急な体調不良ということで、教育に穴をあけられないということで再度別な方をということで、偶然控えていた方がイギリスから来たということで、まだ不十分な分があることは承知しておりますが、今後多賀城に住んでなれてくる段階において、だんだんと日本語によるコミュニケーションが図られていくことを期待しております。

○竹谷委員

労働者派遣法に違反をしないように、そして、心の子供たちが、先生、先生として、慕われながらやっていけるような体制を気をつけていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、7の134ページ、太陽光発電導入の事業がされておりますが、この事業は、もう一度確認しますが、どれだけの出力のものなのか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

19.5キロワットでございます。

○竹谷委員

19.5キロワットに設定した意味は何でしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それはメンテナンスの関係が一番大きな理由ということになるかと思っております。

○竹谷委員

あなた、そういう答弁はだめさ。私、きのう資料をこのために取ったんですよ。私、調べたんですよ。本当に太陽光を使って自然エネルギーを導入するなら、学校だから40キロでも50キロでもいいんじゃないかという発想があったんですよ。それで、私、業者に聞きました。「竹谷さん、それ違うよ」と。これ、どうなったか調べてください。電気事業法の関係で、あなた、思っていた。20キロ未満のものは保守点検が不要だと。それ以上のものは保守点検要だから、そこまで採算ベースでやるには大変な事業になるんだと。だから、公共も含めて20キロ以下にしているんだと。経費の削減を含めてやっているんですよという、業者から聞いたんですよ。なぜ、あなたたちはそういう説明をしないんですか。私は、説明するのにちょっと不足していると思いますよ。これ以上やりたいけれども、こういう電気事業法の関係で、こういう保守点検をやらなきゃいけないので、将来的なコストや当面のコストもかかるんで、20キロ以下に設定をしてやっているんだと、やるんだと。そういう説明をきちんとしてもらわなきゃ、私は困ると思うんですよ。いかがですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

大変申しわけありませんでした。

補正予算を組んだ際の説明の際には、そのような説明をさせていただいたように記憶しております。いわゆるコスト削減ということが大きな理由の一つでございます。

それから、二つ目につきましては、耐震改修は終わっておりますが、屋上にある程度の必要な耐震化というふうな問題がございます。今回、10キロワットシステムの事例で言いますと約2,200キロ、約2トン、これが20キロワットになりますとこれの倍ですので、5トン弱というふうなことになります。それらの重量を屋上に載せても耐震上影響がないという範囲というのも、二つ目の理由としてございます。

一番大きな理由としましては、今回の国の方から通知を受けている内容を見ますと、おおむね耐用年数が20年というふうなことでございます。20年間のメンテナンス料その他を計算しますと、20キロ未満で設置することが一番経費的に、今委員がおっしゃいましたように、経費節減につながるというふうなことの検討結果から、20キロ未満で各小中学校に設置しようというふうになったわけでございます。

○竹谷委員

補正予算で聞いていないから、業者に聞いたんですよ。私は、50キロか60キロをやったらどうなんだという発想をもっておったから、調べたんですよ。その説明をしていないですよ。屋上に上げるためのキロ数は言っていますよ。だけれども、この電気事業法によることでの保守点検が大変で、これは相当金がかかるものになるから、20キロ未満で多くはやっているんだと。だからさ、そんな説明、私、聞いていないから業者に、だから、改めてきのう資料をもらったんですよ。ね。50キロいいなら、何も屋上に上げなくたっていいんですよ。それで採算がとれるなら。保守点検もやって、電気を売電してやったりして、それでも学校教育にもいいし、自然エネルギー導入によっての今やっているいろいろな温暖化の問題に寄与する、教育的にもいいと言うのであれば、多少金かけてもいいと思うんだけど、現実的にこういう規制があるから、やればそれ以上の、倍以上、2倍もかかるから、19.5キロに設定をしているんだという意味合いの説明を、きちんとしてほしいと思うんです。

私はその説明を聞き逃しているとすれば申しわけございませんが、私はそういう説明を受けていないものですから、あえてここでその問題を取り上げさせていただいて、今後はそ

の辺も含めて、法的にどうだ、法的にこういう規制があるから、そのことにこういう、こうしたときにかかるので、この線で抑えておいた方がコスト的にもいいんだというような、やはり長期経営を含めて説明すべきだと私は思いますので、今後こういうときには、そういう点も含めて説明を丁寧にしていただきたいということをお願いしておきたいと思いません。

次に、137ページ、二中の地震補修、大規模改修で、いろいろ御提案してまいりました、特に二中のトイレについては、視察の結果、すばらしい設備になったなということで喜んでいてございますが、その他の中学校においてもやはり二中のような、特に女子トイレに私は感銘したんですが、ああいう装置をつけてほしいという要望が出てくるのではないかというふうに思っております。ですから、これから二中を一つのモデルとして、中期的でも結構ですし短期的でも結構ですから、計画的に中学校の、特に女子トイレの環境の整備という意味で、私は進めていくべきじゃないのかというふうに思います。あわせて資料をいただきましたら、洋式の割合というものは多賀城小学校は64%になっていますが、それ以下は少ないところで3%程度しかないというところもありますよね。公共、学校の関係ですから、今はそこまでしか言いませんけれども、社会教育関係から言っても、42%が山王地区公民館で、これも大規模をやっているからそのぐらいになったんでしょう。少なくとも、今吉田委員からもありましたけれども、こういうものについて計画的にやはり進めていくことが、今の生活環境において重要じゃないかというふうに思っているんですけども、洋式トイレの導入についての計画的な改善策についてどのように考えておられるのか。

○阿部管財課長

お答えいたします。先ほど説明いたしました総合体育館につきましては、和式から洋式への変更の台数を7台として考えております。その他の施設についても、和式から洋式への変更をふやしたいと考えております。

○竹谷委員

そいつじゃない。長期的、短期的にどういうふうに計画的に進めていこうとしているのかをお聞きしているんですよ。単発的なことはわかりましたから。

○阿部管財課長

公共施設のトイレに限定させていただきたいんですが、今年度は、先ほど説明した公共施設トイレ改修事業につきましては、総合体育館のほかにも母子健康センター、市民プール、大代地区公民館、市立図書館、史遊館、市民テニスコート、庁舎の方を予定しております。メインとして考えているのは、先ほど説明した和式から洋式への変更を重点的に考えております。今回の公共施設トイレ改修事業で、学校施設は別にしてなんですが、一応計画されているトイレ改修については完了する予定でおります。

○竹谷委員

学校施設はどういう計画ですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

昨日、強化ガラスのときにもお話ししましたけれども、できる限り大規模改修とあわせてトイレ改修の方も全面的に進めてまいりたいと、このように考えております。

○竹谷委員

これ以上言っても、予算委員会ではないので。

この21年度決算でもその効果が出ているわけですから、その効果を全施設に普及させていくということが大事だと思いますので、その辺は計画的に、計画性を持って進めていっていただきたいというふうに思います。これはまた機会があればまた質問したいと思いますけれども、今回はそれでとどめさせていただきたいと思います。

委員長、あと3件あるんだな、あと、だれかあると思いますから。

○藤原委員長

いや、続けて、簡潔に言ってください。続けて。

○竹谷委員

えらい、寛大だな。

153ページ、放課後子ども教室事業、これは新しく導入したはずですよ。で、あなたから、今口頭説明がありまして、相当成果があったように口頭ではそう思いますが、こういうものはここの中に、口頭ではなく、中にきちんと記載するようにしたらいかがですか。初めての事業でこういう成果があったと、今後、これはこういうとこはやっていくんだというのであれば、ここにやはり記載していただきたいんですね。そうでないと、ここに残っていないんですよ。今後そういうのを注意していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○永沢生涯学習課長

御指摘の趣旨は大変よく理解しております。我々もできる限り情報を網羅したいというふうに思っておりますけれども、スペースとの関係もありますので、できるだけ多くの情報を掲載するように、ぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

なぜそれを申し上げたかという、今回は多賀城小学校を一つモデル校でやったわけです。今後やはり各小学校に普及させていくとすれば、こういう多賀城で実験的に、モデル的にやったら、こういう問題があって、こういうことをやって、こういう成果があるということを中心にきちんとお互いに共有しながら、次のステップに進んでいくことが大事じゃないかというふうに思いますので、今後ひとつ気をつけていただきたいというふうに思います。

169ページ、ここに自主事業と共催事業の結果が記載されております。これから指定管理者に持っていくことですから、ここでどうのこうのというお話をするのはどうかなと思うんですけども、結果的に見れば大ホールで280、300人程度、ものによっては250人程度しか入らないという催し物がやられていると。これらについては、私は、22年度は率直に反省をしてこういうものは取り下げしているのではないかと思いますけれども、少なくともアンケートなり何なりを求めながら、市民が要求している、これは補助金を出してやっているんでしょから、市民が要求する自主事業なりを持ってくることが大事じゃないかというふうに思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○永沢生涯学習課長

これも御指摘のとおりでありまして、ただ1点、ちょっと言いわけになるかもしれませんが、大ホールで人数が少ないのが「史都多賀城市のクラシックコンサート」、これが確かに300人弱、298人でした。これは趣旨が、多賀城市にゆかりのある音楽家の方々

に大ホールにて演奏をしていただきたいというのが趣旨でありまして、その意味では初めての試みでありますし、こういう少ない人数というのはやや想定はしておりました。ただ、大ホールでぜひ市民の皆さんに演奏していただきたいという趣旨もありましたので、これはぜひ御理解をいただきたいと。これは今年度も予定をさせていただきます。今年度もさせていただきますというふうに思っております。

もう一点、「爆笑 お笑いライブ」、これは共催事業になりますけれども、これは実は20年度かなり人が入りまして、同じような想定をしておったんですけれども、これは主催者側の提案から実施までの期間がかなり短くて、チケットの販売が十分に行うことができなかったという側面がございます。これは反省をしておりますし、今後の教訓にしていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

その「史都多賀城クラシックコンサート」、そういう意味でやったのであれば、こういう注意書きでそういうふうにした方がいいですよ。これは市民の皆さん方が大ホールを活用して、皆さん方の音楽発表なりそういう発表のために活用したんだと。だから、これは結果的に人を呼んでやるよりも、多賀城の大ホールの施設はすばらしいんだよというものを市民にアピールする、市民の活動家にアピールする一環もあるんですよ、ということを狙いとするのであれば、その狙いを成果の中にきちんと記載することが大事じゃないかと私は思います。今後もその辺を気をつけてやっていただきたいと思います。

最後に、埋蔵文化財の関係で、171ページ、昨日、松村委員がお話しておりました。なぜ多賀城はいろいろな面でも、開発するにしても何にしてもなかなか進んでいけないというのが、包蔵地区にある埋蔵文化財の発掘の問題だと。たしか、開発行為をやると、全面発掘をやりますと、平米当たり3万ぐらいかかるんじゃないですか。いかがですか。

○高倉文化財課長

市内の遺跡の場所によって平米当たりの単価に若干開きがありますが、今委員おっしゃる3万ぐらいというのは、最も高い値の平米当たりの単価であるというふうに思います。

○竹谷委員

高いとか安いじゃないんですよ。それだけ他の市町村に比べれば、同じ土地を購入してやろうとしても、そのことが余計金かかる。その分を購入するときに地主さんと交渉するとすれば、例えば2万にしたって、平米当たり2万とは大きいですよ。そういう意味を含めれば、私は前から問題提起しているんですけれども、多賀城のこれからの、開発することはいいのかどうか別として、いろいろな事業の展開をしていく上において、この発掘調査というものをもっと簡素化して、経費を少なくしながら土地の活用ができる体制づくりをしていかなければ、私は大変じゃないかなというふうに思っているんです。今、建設は全部パイル工法です。民間住宅でも、住宅メーカーは10年保証で全部パイルを打たなきゃいけない。個人住宅は多賀城市で出させていただきますからいいんですけれども、発掘した後の地盤が軟弱になっちゃう。そうすると、半年ぐらい養生しておいた方がいいんじゃないかという議論もある。そういう意味においては、この発掘調査のあり方をもうちょっと研究する必要があるのではないかとこのように私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高倉文化財課長

埋蔵文化財の発掘につきましては、これまでもいろいろ改善を進めながら行ってきたというふうに考えておまして、基本的には、発掘調査をしないで開発行為ができれば最

もいいわけでございまして、そういう形の計画の段階から遺跡になるだけ影響を及ぼさないような設計あるいは場所の選定などを、主要なポイントとして位置づけて協議を進めているわけでございまして、委員御指摘のように、最近パイル工法が多いというふうなことについては認識をしております、どうしても遺跡がそのパイルによって傷がつくというような場合においては、やはり事前の発掘調査は責任を持ってやる必要があるというふうに考えております。基本的には原因者負担という形で今やっておりますので、その点については開発者に御協力をいただいて、話し合いを行いながら進めているという状況でございます。

○竹谷委員

ですから、そのどうしてもやらなきゃいけない状況はわかるんですけども、ただ、例えばこういう工法でやればいいですよと、こういう工法でやれば発掘しなくてもいいですよという指導もしなきゃいけないと。そういう指導もしながらやっていかなければ、この問題は解決しないと思うんですよ。具体的に言うと、私の事務所をこの間建てたんですけども、たまたま盛り土地帯でしたからよかったです、それでも立ち会いですからね。文化財の係員が来て、立ち会いしなければ建設ができないと。大したことないはずですよ。包蔵地帯はそういうふうな義務づけられちゃってる。そこで何かが出てくれば全面発掘。それは原因者負担だと。これではとてもじゃなく、多賀城に工場を持ってこようとか、店舗を持ってこようとか、少なくとも政庁跡を中心として何かを展開しようとするれば、そのことが負担になってくるんですよ。そのことが、ですから、それを早急に改善をして、そういう負担のないようにしながら、そこでいろいろな事業が展開されるような体制づくりをしておかなければ、多賀城のあの周辺の土地の活用というのは相当おくれるのではないかと。

ですから、思い切って多賀城市の方で負担するというのは、これは酷でございますが、県と国とあわせて、この歴史の大事さを国の財産としてやろうとするのであれば、国もやはり一定の負担をしながらやっていくんだというふうな方向転換をしなければ、この厳しい経済情勢の中で、多賀城の多くの土地の利用というものが他に比べておくれるのではないかとというふうな懸念をしますので、できるだけ他の地区とおくれをとらないように、そしてそういう問題を克服するように、私は 21 年度の結果を見ても、やっていかなければならない事業ではないかというふうな思うんですけども、いかがでしょうか。

○高倉文化財課長

国の文化財保護法という一つの法律に基づいて行っておるわけでございまして、多賀城市の行政単独だけで解決できない部分というのももちろんございまして、これは委員おっしゃるのはよくわかりますが、これについては、例えば文化庁に原因者負担のあり方が本当にいいのかというふうなことも、実はこれも全国の自治体の問題提起として、これまでも行ってきた経緯がございます。私どもも担当する部署としては、委員おっしゃるように、国民の財産であり、個人の所有するものではないのですから、基本的には、文化財は。ですから、これは個人に負担をさせるのではなくて、やはり国家が、あるいは政策として行うことが最もふさわしいものであろうというふうな、そういう認識は持っております。

したがって、いろんな場面を通じてそういう要望も出していることは事実でございますが、先ほど委員がおっしゃるように、体制の問題がありましたが、私たちは県の教育委員会に頼ることなく、やはり多賀城市の市内の文化財については、多賀城市できちんとできるだけ早く対応していくというような体制づくりを、これまで進めてきておるわけでございまして、なるだけ申請者あるいは開発者に対して協力をいただきながら進めていきたいというふうな思っております。以上です。

○竹谷委員

ひとつ、文化財を持つまちとしての誇りでもあり悩みでもあると思うんです。課長がおっしゃるように、個人の財産でありながら個人の財産にないようなふうにもなり得る。ですから、こういう実態をもっともっと、各地区にある皆さん方と手を携えて、文化庁に対してもっと力強く発信していかなければ、私はできないんじゃないかと。確かに、多賀城発掘 50 周年記念という今年度ではございますけれども、この 50 年の反省の中に立って、より効果的に市民と、そして経済の活性化に寄与する土地の活用から言っても、私は、国がもっともっと主導的な立場で、財政も含めて進めていくという認識が大事ではないかということをお願いしておきたいと思っております。何だか市長が連絡協議会の会長のようにございまして、その仲間とやはり手を携えて、文化庁に力強い発信をしていかなければ、この問題は解決していかないんじゃないかというふうに思いますので、担当課としても多分史跡の事務局をやっていると思っておりますので、ひとつ、その立場を活用して、大いに全国的に発信していくようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。以上、申し上げて質問を終わります。

○板橋委員

177 ページの 3 の(1)の(仮称)第七小学校用地グラウンド管理業務委託料の 46 万というのは、これの明細をお聞きいたします。

○永沢生涯学習課長

これはスポーツクラブの方に管理委託をお願いしております、日常的な草刈りですとか、ちょっとした樹木の伐採、それからお手洗いの掃除、そういったものの委託料でございます。

○板橋委員

(仮称)第七小学校用地グラウンドですから、今後、学校用地としてどのようにお考えになっておるんですか。結局、もう大分このままの状態ですけれども、その辺の今後のことに関して、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

第七小学校につきましては、これまでもたびたび一般質問、その他予算審議でも質問されているところでございますが、もう用地を取得したのが平成 10 年というふうなことでございますので、もう十数年経過しているというふうなことがございます。これまで第七小学校につきましては、耐震化事業やそれから給食センターの統合、さまざまなそういった教育委員会、または市そのものの行政課題が山積しておりましたのでそちらを優先すると。そういったものが方向性が見えてまいりましたら、七小という問題に着手するということの説明をさせてきていただいたというふうに思います。

それで、これからの第五次総合計画の中での生徒・児童の推移につきましては、先日も申し上げましたとおり、小中学校で 500 数十名の、10 年後ですけれども、10 年後には 500 数十名の生徒・児童が減少するという第五次総合計画の長期計画が出ております。500 数十名というのは、現在で言えば多賀城中学校 1 校分というふうなことになります。そういう中において、第七小学校の建設という問題をどう考えるかということにつきましては、今般、そういった第五次総合計画の人口推計が御承認されましたので、今議会あけ、10 月以降、桜木の区長さん初め、地域の方々と御相談申し上げたいというふうに思っております。したがって、10 月から地域の方々と話し合いを持って、今後の方針について検討してまいりたいと、このように考えております。

○板橋委員

この用地は目的が決まっておりますよね。学校用地以外には使用できませんよね。利用できませんよね。用途の見直しということはできませんよね。そうなった場合、平成22年ですから12年目ですか、平成10年度の取得価格から大分目減りしているんじゃないですか。そうなってくると、仮にですよ、これを返納するとなった場合、取得価格での返納というような形になるわけですよね。その辺も詳しくちょっとお聞きしたいんですが。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

もちろん教育財産として第七小学校を建設するという目的のために取得をしておりますので、現段階といたしましては、目的外使用するという点については、補助金の撤回その他の趣旨の規定によりできないということになります。したがって、第七小学校建設のための用地であるということというふうなことになります。

それから、今、目的外使用のお話をさせていただきましたが、第七小学校の用地の取得の際には、起債を使って取得をしております。いわゆる借金、そういったものがまだ相当残っております。今、そういったお話もちょっとありましたので、当時用地の取得費、用地費につきましては13億5,000万ほど、ちょっと下の方は丸めさせていただきますが、約13億5,000万。今現在で起債の残高が約12億円ほど残っております。要は、今まで利子の分だけが返済に充ててきて、元金につきましてはほとんど残っていると、こういう状況でございます。それで、そんな中で、今回目的外使用するというふうなことになるれば、こういった起債については一括償還ということになるのかというふうを考えております。

○板橋委員

そうしますと、相当の出費になりますよね。そうなった場合。今まで、元金が約1億数千円しか減っていないと。あとは十数年間金利を払ってきていると。それを累積した場合、このままずっと持っていたら、取得価格の倍になっちゃうんじゃないですか。金利の方。全然ふくれているんじゃないですか。その分、何でもっと早めに、これをある程度見切りをつけないんですか。やはり限られた財源ですよ。それをいかに有効に市の発展、市民の生活に対して使用していくという観点から、この第七小学校の用地箇所に対して、執行部の方としてどのようにお考えか、副市長、お願いしたいんですが。それとも、市長公室長ですか。やはり財産の管理の方になってくると。それとも、教育財産だから教育委員会だけのお考えで進めなきゃいけないんですか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今現段階といたしましては、第七小学校の建設をまだ継続していると。意志はそのまま引き継いでいるというふうなことでございます。今まで一度も、例えば第七小学校の建設を断念するとか、そういったことについての公での公表というのはありません。あくまでも延期というふうな形で説明をさせていただいておりますので、その他の目的に使用するという考えは、現段階では持ち合わせておりません。以上です。

○板橋委員

じゃ、参考にお聞きします。十数年間の利子、累積で幾らぐらい支払っておりますか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今ちょっとその一覧表は手元にございませませんが、未償還の要は当時の、わかりますか。当時の元金とそれに対する利子ということで、先ほど倍になるんじゃないかというお話があ

りましたが、償還計画に基づいて償還をしてまいりますので、総額の償還はそういった倍になるとかというふうなことではなくて、元金プラス利子というふうなことでございますので、倍になるとかということはないかと思えます。

○板橋委員

いや、これ、何十年も持っていたらば、そうなってくるでしょう。ねえ。

○藤原委員長

済みません。とりあえず 10 分間休憩取りますので、その間に調べてもらいますから。11 時 5 分開会いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたしますので御着席ください。

それでは、休憩前の板橋委員の質疑に対しまして、財政経営担当補佐より答弁があります。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それでは、第七小学校用地に関しまして、充てた地方債に関しまして説明をさせていただきます。

起債総額なんですけど、14 億 8,870 万円でございます。こちらは 3 年円据え置き の 25 年間償還ということになっております。借入が平成 11 年ということになっております。償還期間が平成 11 年から平成 36 年までということになってございます。元金が 14 億 8,870 万円ございまして、それに対します総支払利子なんですけど、4 億 6,473 万円ということになっております。（「委員長、済みません、数字さ、二度か三度言ってもらってください」の声あり）失礼いたしました。（「最初からだそうです。最初からゆっくり」の声あり）はい。

起債額が 14 億 8,870 万円。繰り返します。14 億 8,870 万円でございます。

これに対します利子なんですけど、総支払利子なんですけど、4 億 6,473 万円。繰り返します。4 億 6,473 万円でございます。

それで、平成 21 年度末での起債残高ということになるんですけど、こちらが元金で 10 億 5,589 万円でございます。繰り返します。10 億 5,589 万円になります。

続きまして、利子なんですけど、1 億 7,439 万 7,000 円。繰り返します。1 億 7,439 万 7,000 円でございます。

したがって、平成 21 年度末までに支払った額ということになるんですけど、元金で 4 億 3,281 万円。繰り返します。元金で 4 億 3,281 万円。利子で 2 億 9,033 万 3,000 円でございます。繰り返します。2 億 9,033 万 3,000 円でございます。

以上が、借入状況とその後の支払い状況ということになります。以上でございます。

○板橋委員

そうすると、これの繰り返しになってくるから、数字がもう当初、平成 11 年に起債で借りた 14 億 8,800 万円、最終的にどのようにしたいんですか、ここ。これだけの金利をもう払って、6 億 4,000 万円近く 12 年間で払っていますよね。もう借入の 4 割ぐらいになっている。どのようにこの土地を今後考えていくんですか。このまま平成 36 年まで払い続けるんですか。この辺はどなたになるんですか、御答弁いただくのは。

○藤原委員長

それについては、先ほど副教育長の方から話があったと思いますが、それ以上は恐らく出ないのではないかと思いますけれども、再度。要するに、所管はまだ教育委員会を離れていないと。

○板橋委員

だって、副教育長はこれ以上はもう御答弁できないでしょう。

○藤原委員長

ただ、教育委員会の意向抜きに市長部局が勝手にこうしますというふうに言える関係ではないと。だから、どうするのかということになると、やはり教育委員会がまず結論出さないとだめだと思うんですね。

○板橋委員

いけないですか。そうすると、限りなく（仮称）第七小学校建設予定地でずっと進むわけですか。

○藤原委員長

再度、答弁させますので。副教育長。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

平成 10 年当時、この用地を取得する際に、当時議員だった阿部議員、それから高橋喜三郎議員等から、さまざまな御意見があったと思います。それはかいつまんで言えば、こういうことだと思います。昔、桜木地区というのは桜木という一つの行政区しかありませんでした。それが、人口の急増に伴って、今四つの行政区に分割をしたと。でも、そもそもが桜木というのは一つなんだと。学校も、昔、天真とか八幡小学校がなかったんですけども、全部多賀城小学校に行っていたものが、天真小学校に分割をされ、八幡小学校に分割をされというふうなことで、行政区が分割するのは人口が急増したからしょうがないんだけども、桜木地区の子供たちが複数の小学校へ分割している。それから、一番大きな問題は、桜木北地区の行政区の子供たちは天真小学校と多賀城小学校に二分されている。このようなさまざまな問題があって、できれば小中学生、いわゆる生徒・児童の将来の推計が変わらないという前提であれば、桜木地区に昔のようにどうしても学校をつくってほしいという嘆願書が、平成 8 年以降 2 回にわたって出ております。そういったもろもろの経過がございまして、第七小学校を取得したというふうなことなんです。

それで、そのことについては現段階でも方針は変わっておりません。ただ、私、先ほど申し上げましたように、今後の人口減少社会に向かって、本当に第七小学校が必要なのかどうか、教育委員会だけで結論を出すというわけにはいきませんので、とりあえず 10 月以降、地元の方々とひざを交えて十分話し合っ、それで今のままの子供たちの通学というふうなことでもいいのか、それとも第七小学校をやはりどうしても建ててくださいという強い要望が地元はまだ根強く残っているのか、そういったことを十分検証した上で、

この第七小学校の是非については検討してまいりたいと、このように申し上げたつもりでございますが、ちょっとそこまで真意が伝わらなかったんだとすれば、そういった方向があります。

それと、当時もう一つ、やはり学校というのは子どもの足で3キロ、4キロ歩く。例えば宮内の方から八幡小学校に通うのに相当距離があると。子供の足で、大人の足で歩測4キロといわれておりますので、子供の足で4キロ歩く、特に小学校1年生については相当問題がある。しかも、産業道路及び45号線という大きな道路を二つまたがなければならない。こういった問題も七小は解決する有効な手段であったというふうなことがあります。そういった問題を今後どう解決するのか、さまざまな問題を解決しなければ、この七小問題というのは実は解決しないということなんですね。ですから、今その用地をどうするんだと言われても、それ以上の回答はできないということで御理解をいただきたいと思えます。10月以降、間違いなく地元の方々と話し合いを進めていくということは、ここで申し上げさせていただきます。以上です。

○板橋委員

私も議員になったのは平成11年の統一選挙でなっております。その後、学区の見直しということで、櫻井教育長のとき御質問した経緯があります。そうすると、それを逆算しても、もう10年たっています。その後も、私かどなたか学区の見直しということで言われているはずですが。それにつけても、これからということは非常に遅いんじゃないですか。違いますか。1回もそういう議員からの御質問がなかったというのだったら、ここで納得します。過去に数回あるはずですよ。それに対して何の手だてもしてきていなかった。はっきり言って申しわけないが。これから桜木地区の方に、学校建設に関してのいろいろな話をするとっても、今お示しされた数字をもとに話すんですか。それとも、この借り入れした数字というのは出さないんですか。その辺をお聞きします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

これまでも一般質問でも石橋議員、そのほかから質問をいただいて回答しております。17年以降、多賀城小学校の大規模改修、もう建てかえというふうなこと、先ほども申し上げましたが、その前年に、前教育長だった櫻井教育長が地元に出向きまして地域の方々に対して、今こういう喫緊の課題がありますので、そういった課題が解決するまで、どうぞ、お待ちになってくださいというふうなお話を、地域の方々に直接教育長が差し上げております。もちろん、七小ができれば学区の見直しというのは当然なので、一方では学区の見直しも確定した段階で、七小ができたらこういう学区で変更しましょうというの、もう既にでき上がっております。

そういったことがありますけれども、そういった流れの中でいよいよ耐震改修が完了するわけですけれども、そういったもののめどがついたということ、それから第五次総合計画の大きな指針である人口推計が確定されたこと、さまざまな要因がここに来て出そろいましたので、確かに委員御指摘のとおり、これまで遅過ぎたのではないかというふうなお話、ごもっともかもしれません。が、しかし、そういった第四次総合計画での将来人口をもとにお話すると、どうしてもやはり第五次総合計画との調整ができなくなりますので、不都合が生じますので、第五次総合計画の推計値を待っていたというのも一方でございます。ですから、今後地元と十分話し合いを進めてまいりますので、もうちょっと時間をいただければと、このように思います。よろしく願いいたします。

○板橋委員

丸山の公務員住宅の跡地に関して、財務局の方から多賀城市に用地取得云々のラブコールはあったかなかったか、その辺をお聞きします。

○菅野市長公室長

財務局の方から、丸山の公務員住宅の跡地の利活用に関しての照会はございました。この当時、市の方としましては、新たな公共施設、あのエリアに関しての具体的な構想がございませんので、市の方としては不必要であるというふうな回答をしております。

○板橋委員

そうしますと、あれだけのあの平坦なところの土地、非常に有効活用できるんじゃないか。そうしますと、(仮称)第七小学校と天真小学校をダブルでもって用地を、第七小学校は返す、あと天真に関しては売買して、そして学校を建て直すような、そうしますと、そこで借入の起債がまた変わってきて、財政事情も多少なりともきついのが楽になると、私は計算を自分なりにしたのね。そうして、公共用地として国の方からラブコールあった場合に、多少、(仮称)第七小学校の学校用地として取得したとしても、何とか国の方さ、お願いすれば、その辺の柔軟なお考え持ってもらえたかもしれないということは、仮定ですが、あり得ないかな。その辺、そういうアクションも起こしていないから、聞いたとしても無理だと思うけれども。一応、お聞きしますか。こういうスキームに対して。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

第七小学校に関しましては、先ほど来お話ししたとおりでございますが、現在の天真小学校を丸山公務員住宅の跡地に建て直すというふうなお話でございますが、天真小学校は建築から36年ということで、今回大規模改修をさせていただきました。その際に、七小の考え方も少しは視野に入っていたわけですが、天真小学校そのものが、丸山公務員住宅がなくなったこともございまして、児童数が相当減っております。教室について、これは文科省の調査で私どもが回答している内容では、教室は6教室ほど余裕があるということでございます。それから、八幡小学校につきましても、現在、多賀城市内では一番小さな小学校ということになります。教室が6教室ほどあいています。こういう状況の中で、七小と天真を統合して一括に建てるとかというふうな考え方については、現行の施設の考え方からしてちょっとかけ離れているかなというふうなことで、今回、天真小学校を大規模改修を含めて耐震補強したということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○板橋委員

それじゃ、一応資料として提出していただきたいんですが、委員長、これから話すことに関して御了解していただけますでしょうか。

○藤原委員長

それは聞かないとわかりません。

○板橋委員

今現在の学区でもっての児童数、今後6年間、その学区に入学し在学するであろうという仮定でもっての市内小中学校の児童数の推移の一覧表をお願いしたいと思いますが、それで、委員長、いかがでしょうか。

○藤原委員長

それはいつも出しているでしょう。副教育長。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

それは後でお出ししたいと思います。

○板橋委員

資料7の180、181ページ、学校給食に関して。きのう、委員が御質問していたことをお聞きしまして、ちょっとけさ、JAの学校給食部会長に電話して、平成21年、22年の経緯をお聞きしました。それで、一連の食材の計画から、あと納入までに関しての一連の流れを、ちょっと簡単に御説明していただきたいです。

○佐々木学校教育課長

給食の献立をつくる際に、当然食材につきましては、この食材はこれというふうに、現場を預かっている学校給食センターで予定をつくっております。例えば、地場産におきましては、当然ニンジン、ネギ、キャベツ、大根等いろんな食材を予定しております。（「そういうことじゃないんです」の声あり）

○板橋委員

4月から3月までの1年間の給食献立に対して、食材をその前年の1月ごろある程度計画立てておりますよね。それで、年を三半期に分けて食材を使う、地場産品の食材使う一覧表、JAの学校給食部会の方に提出されているんじゃないか。それに対して、月に幾ら扱うかということで、1週間とか2週間前に発注されていると聞いたんです。それで、どうしても供給できない、これ天候の関係もあるし、作付けの面積にもよりますし、それでどれぐらい納入できるとかということで、事前にそれをお互い、学校給食センターの方でもって把握されているというような形で聞いたものですから、それで充足率に関しては私の方はお聞きませんが、教育委員会の評価報告書の48、49ページに、これがすべて載っておりますよね。それで、平成13年6月から導入を始めて、これですと私もある程度幾ら割れますが、食材に関しては多少6品か8品から、今10何品にふえています。それでもって、地場産品を子供たちに安心・安全というような観点から供給されてきていて、なかなかそれが目標まで至っていないという経緯はあるんだけど、それに対しての、やはりこれ、教育委員会だけの問題じゃないと思うんです。所管されている、農業所管されている農政課の方も関連されてくると思うんですよ。そういう横の連絡を今まで密にとって食材供給に関してのお話し合いを進めてきた経緯が、JAの学校給食部会とのこれは月に何回か会議を開いておられるということ聞いておりますので、その辺の課の横の横断に対しての連絡調整がずっと行われてきたのかどうかということをお聞きします。

○佐々木学校教育課長

済みません。まだ十分な把握ができていない部分がありますが、学校給食部会、委員御指摘のとおり、部会とは連絡をとってやっておりますが、なお具体につきましては、今のところ詳細な部分は持ち合わせていません。

○板橋委員

これは、今後の予算・決算の審議に対して、所管の担当者もこの席に同席していただいて、専門的な現場からの質問に対しての答弁というのを私は要望したいんですが、それは委員長の方からお話は聞かなくてもいいですが、この辺をやはり今後の課題として持っていかなくちやなんじゃないかと思えます。結局は、詳しいことをお聞きしようとしても、なか

なか資料ない、あとは担当が違うということで聞き得ない。そうすると、予算も決算の審議もよくでき得ないという面がありますので、この辺をやはり今後十二分に、私たちも気をつけますが、執行部の方も御配慮していただきたいと思います。学校給食に関しては以上で質問は終わりにいたします。これで私、終わります。

○藤原委員長

ただいまの件については、職務としてやっている以上は、きちんと当局の担当者が答弁できるようにしておくというのは当然のことだと思います。ただ、やはり着任して短いかいろいろなことがありますので、私は、本当にこの決算委員会の場合あるいは予算委員会の場で政策論議を深めるということであれば、事前に担当者にこういうことをお聞きするので、資料を用意してくださいとか、そういうことはお互いに人間の関係と言いますか、そういう関係で大いにあっていいのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○深谷委員

教育点検評価、214 ページ、点検評価事務事業の安全教育の推進というところに、平成 21 年度の取り組み状況(3)交通安全街頭指導等安全ボランティアによる登下校の指導ということで、これは前回の補正予算、また個別に行ってお話をしたことがあるんですが、現在、山王小学校の地区に通う高橋四丁目、五丁目の生徒が、横断歩道のない場所が通学路になっておるという事実はまず確認していると思いますが、それについて御答弁お願いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

横断歩道がついていない道路が通学路になっている箇所があるというふうなことについては把握しております。

○深谷委員

これ、横断歩道がない場所が今通学路になっているんですが、その代替え案として指導主事の先生の方に一度お示ししたことがあるんですが、それについてはどのような検討を行ったのでしょうか。

○佐々木学校教育課長

駐在の方にもたしか出向きまして確認したところ、かえって、つけると子供たちがそれを通ることによって危険性が増すという指導もあり、また、学校の方にも出向きまして、ちゃんとこちらの方の歩道を歩くようにということで指導した経緯がありますが、その件だと思えますけれども。

○藤原委員長

深谷委員、かみ合うように。かみ合っていると思いますけれども、認識違いすると困るので、具体的に。

○深谷委員

はい。今、大分認識違いがあったので、事細かに説明させていただきます。

高橋四丁目地区の方が行くのには、横断歩道がない場所を必ず 1 力所通っての通学路になっております。それを横断歩道がある場所だけを通して通学路に指定することも可能な道路が、新田高崎線がございます。今、歩道の整備も行われまして、横断歩道を交差点の 1

力所に設置すれば、すべて横断歩道を渡って、四丁目、五丁目市内の方々が、交通量の今はまだ少ない場所を通して通学できるということで、私は学校で教頭先生の方とも一度お話ししたことがあるんですが、PTAの会長さんともお話しさせていただきました。そのときの御回答で、子供たちが帰る時間に外灯がちょっと少ないからというお話で、たしか学校教育課長の方から、私、ちょっとお話いただいたような記憶がございます。ですので、あそこ、とにかく毎月1日と5のつく日ですか、指導隊の方々が通ったり、交通安全母の会の方々が立っていて、再三にわたって学校にも要望を出しております。あそこの道路を通学路の見直しを含めて、これ、早急に検討すべきだと考えております。

それから、新田高崎線の外灯がないという部分、子供たちが帰る時間に本当にその外灯がなければ危ない時間なのかと。大体学校の授業が終わって、先ほど、先日の答弁の中でもあったように、3時半ぐらいに子供たちが帰る時間に、冬でも3時半であれば明るいただろうと。外灯という理由は理由にならないのではないかなというふうに思いますので、こちらはぜひ検討すべきかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○藤原委員長

担当者に話をしたけれども、なかなか落ちが明かないので、あえて質問したということなので、学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

先ほどの私の発言は別な件での勘違いでございましたので、まずおわびを申し上げたいと思います。

ただいま委員から御指摘のあった件につきましては、再度確認をしまして、関係課とも早急に取り組んでまいりたいと思います。

○深谷委員

そこで、同じの219ページに、櫻井前教育長の「安全で潤いある学校環境づくりの推進」という中の工ですね。「交通安全指導とあわせて安全ボランティアの登下校の指導が適切に行われていて、心強い。児童・生徒に対しては用意されている道路横断時に使用する黄色い旗を大切に扱うよう指導してほしい」ということですが、渡るときに黄色い旗を持っていないと。ない場所を渡っているの、この先生の評価にもどういったあれなのかなというふうな部分もございまして、こちらはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、同じ櫻井先生の部分の力の部分ですね。児童・生徒に対する安全教育や防犯対策については、実例に即して具体的に指導することが望ましいということで、春と秋の交通安全の中でどういった内容で具体的に、例えば車両を用いて車両の運転席から見たときにこの位置が例えば死角になるとか、内輪差の問題で道路の端にあるブロック、縁石に腰掛けていると危ないですとか、そういった部分のような指導というのは、具体的に交通安全教室の中ではされていますでしょうか。

○佐々木学校教育課長

どの小中学校でも、特に小学校においては新入学児もおりますものから、きちんと定期的に、特に春、秋については交通安全指導、横断歩道の渡り方等を指導しているところでございますが、なお、今委員の御指摘のあった車両の巻き込み、事件・事故に遭遇しないような指導を、また来週から秋の交通安全運動が始まるものから、再度確認するように、徹底するように指導してまいりたいと思います。

○深谷委員

再度、実例に即して具体的にというこの櫻井先生の言葉を、私、深く考えまして、お話をいろんなところでした結果、多賀城・塩釜のトラック協会の青年部の方で、トラックを学校の方に運んでいただいて、実際にその交通安全の教室などで、トラックの運転席からどのように子供たちが見えているかとか、あとは、そういった部分を具体的に車両を用いて、子供たちの安全に寄与したいというような、御協力したいんですけどどうですかというようなお話がございました。これについても前向きに検討すべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

たしか1学期に、トラック協会の方からそういった部分のボランティアによる申し入れがございましたので、早速校長会と教頭会でお話をしております。残念ながら、もう各学校年間行事が既に決まっているということでございまして、それにつきましてはまた再度、来年度の行事調整がこれから始まるということで、やはり実例を示しての運転、それからあと、トラックの座席に乗る喜びというのも子供たちが感じる部分、新たな部分がありますものですから、その辺はお話をしていきたいなと思っておりますのでございます。

たしか1件ほど今回はあったんじゃないかなと記憶していたんですが、実施はなかったでしょうか。

○深谷委員

やはり、この学識経験者の意見というものを、これを十二分に活かしていただいて、そういったその他の団体の方がそういうふうな厚意でやっていただけることに関しては、子供たちもやはり生きた社会経験、それから生きた交通ルールというものを学べると思しますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○雨森委員

1カ所だけです。資料7の183ページなんですけど、その5ですね。「友好都市学校給食の提供」としてあります。天童市あるいは奈良市の食文化というんですか、そのメニューを多賀城の生徒・児童に提供したと、摂食したというふうに報告されておりますが、食材、どのようになさったのか。

それから、その「食事を取って文化の違い」と書いてありますね。そういうものが生徒に感じられたのか。あるいは、また生徒の反応、反響、そういったものを感想文とか何かに書いてもらったかどうか。まとめて、そういうものをちょっとお尋ねしたいんですが。

○佐々木学校教育課長

あわせて3件につきましては、ちょっとまた資料を作成しましてお届けしたいと思います。よろしいでしょうか。

○雨森委員

わかりました。後日、そういう資料をお願いしたいと思います。

それから、奈良市の場合、平成22年2月6日に調印式がありました。これが土曜日でございます。日、月曜日、2日後に、この奈良のメニューを、2日後に月曜日から3日間児童・生徒に給食しておられる。非常に、調印式を土曜日にして、もう月曜日からそういう多賀城の児童・生徒に食事を提供できるというのは、何かそういう以前にももちろんお話があっ

で準備しておられたかどうか。そういったところをちょっとお尋ねしたいんですけどもね。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

先ほどの話もあわせて、ちょっと御回答申し上げたいと思います。

まず、天童市のメニューでございますが、天童市の学校給食で提供されている郷土料理、天童市の具だくさん雑煮というのを、本市生徒にまず提供しております。それから、奈良市の友好都市後のメニューでございますが、青菜ご飯、奈良のっぺ汁という、これは春日大社の若宮御祭りで出されている郷土料理だそうでございます。それから、大和地方に伝わるにゅうめん、鰯の甘露煮、みかんの5品目、それから、インタビューといいますが、アンケートでございますが、天童市のメニューについてはちょっとアンケートはとっておりませんでした。それから、奈良市の方につきましては、給食後にインタビューといいますが、そういった形で確認をさせていただいておりますが、「大変おいしかった」というふうなお話とか、「こういうふうな料理を実際奈良に行って食べてみたい」とか、さまざまな意見が寄せられております。この件に関しましては、多賀城市の市政だより、市の広報にも載りましたし、それから、奈良市の3月号の広報で、奈良市の市民だよりという広報でも取り上げていただいたというふうなことでございます。以上です。

○雨森委員

その一つの質問の中に3日後に、例えば調印して、そして3日後にすぐにそういう提供されていると、非常に手っ取り早いといいますが、リズムがいいんですね。その辺は何かいわれがあっておやりになったのか。それが1点と、まとめて言うておきます。今後継続されるのかどうか。今後ですね。それから、太宰府、これ、友好都市でございますね。なら、太宰府との食文化の交流とかそういうものはお考えになっておられるのか。まとめてお願いします。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

これは前もってというふうなことなんですけれども、これは教育委員会に限らず、奈良市と友好都市を結ぶということが決まってから、奈良市とどういう交流の持ち方を持った方がいいのかということで、地域コミュニティ課の方が全課の方に照会を出しまして、いろんな案を募りました。その中で、うちの方の給食センターの方から、児童・生徒にこういった郷土食を提供してはどうかというふうな素案が出されましたので、締結の時期に合わせて奈良市と、先週の土曜日だったと思いますが、土曜日に奈良市と多賀城市は友好都市を結んだんだよというふうなことで、奈良市ではこういう郷土料理があるんですよというお話を交えて、先生の方にもその旨を伝えて、説明をしながら奈良市の郷土食をとっていただくというふうなことで提供させていただいたということでございます。

それから、次年度以降の継続の関係についてでございますが、こういったものをさまざまな形で検証しまして、できればそういった友好都市というものを形骸化させないためにも、そういったものを継続していきたいというふうなことを検討してまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから、太宰府につきましても三つ目の質問でございますが、太宰府につきましても今の検討課題に含めまして、できればやってまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○雨森委員

わかりました。2日、3日後に、おつゆの冷めないうちに、ちゃんとですよ、やはり児童・生徒にしてもらったということで、私は大いに結構だと思います。

それからまた、太宰府の方も、あと多賀城のものも提供していただいて、お互いにキャッチボールしながら、食文化とかそういった交流を大いに進めていただきたいと思います。以上です。

○藤原委員長

以上で、一般会計の質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

じゃ、以上で終結いたします。

午後1時再開ということで、昼の休憩に入ります。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 開議

○藤原委員長

それでは、午後の議事を再開いたします。

- 議案第51号 平成21年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 国民健康保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○藤原委員長

次に、平成21年度多賀城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

それでは、平成21年度多賀城市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

初めに、資料8をお願いいたします。資料8の36ページでございます。

初めに、一般状況ですけれども、1の国民健康保険の加入状況でございます。いずれも平成21年度の数字で申し上げます。

世帯数は、市全体が2万4,491世帯、国保が8,575世帯、国保の加入率が35.0%でございます。

人口及び被保険者数ですけれども、右端の合計欄になります。市全体が6万2,658人、国保が1万5,421人、国保の加入率が24.6%でございます。

なお、国保の被保険者数の内訳ですけれども、表の中央部になりますけれども、一般が1万4,948人、前年度に比較しますと218人の増でございます。退職が473人で、前年度に比較しますと227人の減でございます。

なお、再掲としまして、前期高齢者の人数を入れておりますけれども、4,649人で、前年度に比較しますと113人の増でございます。

一般と退職合わせた計1万5,421人ですけれども、前年比9人の減でございます。

次に、2の被保険者の異動状況でございます。

この表につきましては、年度中の異動状況を種別ごとにまとめたものでございまして、平成21年度は年度中の増の計が3,152人、減の計が3,326人、差し引きで174人の減でございます。平成20年度は、後期高齢者医療制度への加入による異動の減が大きかったということで、その部分が、前年度と比較しまして少なくなっているというのはそういう状況でございます。

次に、経理状況の1、平成21年度決算状況でございます。

歳入総額が54億101万9,372円で、前年度に比較しますと1.3%の増となっております。歳出総額が53億8,303万9,571円で、1.1%の増でございます。歳入歳出差引ですけれども、1,797万9,801円でございます。

この表の右側でございますけれども、決算の承認を受けた後ということになりますけれども、財政調整基金に1,000万円を繰り入れし、平成22年度に797万9,801円を繰り越すというものでございます。

ここで、ここに記載はございませんけれども、国民健康保険の財政調整基金の保有額を申し上げます。ただいまの1,000万円を御承認いただいて基金へ繰り入れをいたした場合ですけれども、繰り入れをした時点で2億8,053万7,347円、繰り返します、2億8,053万7,347円になるものでございます。

なお、基金でございますけれども、積立先としましては二つの金融機関に積んでおりまして、七十七と仙台農協でございます。現在の金額で申し上げますと、七十七の方に1億1,583万3,143円、1億1,583万3,143円、仙台農協の方に1億5,470万4,204円、1億5,470万4,204円を積み立てしているものでございます。

次に、平成21年度の退職医療関係でございます。

こちらの表にありますとおり、療養給付費等支出額が2億5,374万6,836円、第三者納付金等の収入額が10万2,601円、保険税収納額が1億3,929万6,633円、老人医療費拠出金相当額が34万3,413円となっております。調整対象基準額が4,070万4,588円となっております。以上の金額で算出した療養給付費交付金対象額が1億5,539万5,603円で、この金額が交付を受けるべき対象額ということになります。その下の交付金交付決定額が収入済の金額でございまして、1億3,641万でございます。

したがって、一番下の欄になりますけれども、療養給付費交付金精算額として1,898万5,603円、この金額が平成22年度に追加交付になる見込みのものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入関係の1、国民健康保険税率でございます。20年度と21年度を比較しておりますけれども、20年度と21年度の比較では、一番右側の課税限度額の介護分が9万円から10万円になっているというのが変更になっている点でございます。

平成21年度の内容でございますけれども、医療分が所得割が5.9%、資産割が23.9%、均等割が2万3,760円、平等割が2万6,640円、課税限度額が47万円でございます。

次に、支援金分ですけれども、所得割が 1.5%、資産割が 6.1%、均等割が 6,000 円、平等割が 6,840 円、課税限度額が 12 万円でございます。

介護分につきましては、所得割が 1.1%、資産割が 7.5%、均等割が 8,160 円、平等割が 4,680 円、課税限度額は 10 万円でございます。

○佐藤収納課長

次に、2 の国民健康保険税収納状況について、収納課の方から御説明申し上げます。

まず、現年度分ですが、平成 21 年度は調定額 13 億 9,344 万円で、前年度対比 98.6%でございます。

なお、括弧書きは、退職被保険者等国民健康保険税を再掲したものでございますが、数値の説明は省略させていただきたいと思っております。

2 行飛ばしまして、収納額です。2-3 の 4 です。

2 の収入額から還付未済額を引いたものでございますが、これは 12 億 2,447 万 6,528 円で、対前年度比 96.7%でございます。

不納欠損額は 2 万 8,900 円でございます。不納欠損につきましては、滞納繰越分も含めて、後ほど御説明申し上げます。

未収金は 1 億 6,893 万 4,572 円です。前年度対比は 114.9%でございます。

収納率につきましては、87.9%となっております。前年度と比較いたしまして 1.7 ポイント低下しております。

続きまして、滞納繰越分ですが、調定額 5 億 2,609 万 976 円で、対前年度比 102.8%でございます。

また、2 行飛ばしまして、収納額は 7,866 万 3,629 円で、対前年度比 108.5%でございます。

不納欠損額は 6,339 万 1,699 円で、前年度対比 112.3%でございます。

未収金は 3 億 8,403 万 5,648 円、対前年度比 100.3%でございます。

収納率は 15%となっております。前年度と比較しまして 0.8 ポイント上昇しております。

合計でございますが、現年分、滞繰分合わせてですが、収納率は 67.9%となっております。前年度と比較しまして 1.6 ポイント低下しております。

現年分の収納率の低下につきましては、職員一丸となって努力しましたが、景気低迷による影響が大きく低下したものと考えられます。

最後に、不納欠損額について御説明申し上げます。

ちょっと資料はございませんが、現年度分と滞繰分合わせますと 6,342 万 599 円になります。合計で 6,342 万 599 円です。人数にしますと、519 名になります。

初めに、地方税法の 15 条の 7 第 4 項の規定によるものでございますけれども、「財産なし、生活困窮等の理由により執行停止後 3 年経過したもの」ということとなりますが、こちら

については135人の方でございまして、金額にいたしますと1,927万3,415円です。1,927万3,415円でございます。

次に、法15条の7第5項の規定によるもので、「滞納処分できる財産がなく、即時に欠損したもの」、具体的には、本人が死亡して財産等がない場合、相続財産がない場合などでございますが、これにつきましては5人で、金額にしまして104万9,300円です。104万9,300円です。

最後に、法第18条第1項の規定によるものでございますが、これは「法定納期限等から消滅時効期間の5年を経過したもの」となりますが、これは人数で379名、金額にしまして4,309万7,884円、4,309万7,884円でございます。

○大森国保年金課長

続きまして、38ページ一番上になりますけれども、3の国民健康保険税の調定額（現年度1人当たり）でございます。

一般の区分で、平成21年度が8万5,844円、退職が23万3,082円、合計しますと9万360円で、合計の対前年度比が98.7%でございます。このうちの退職分の1人当たりの金額が非常に大きくなっておりますけれども、この件について御説明申し上げます。

先ほど、一般状況の方で御説明申し上げましたとおり、年度平均で見ますと、退職分は20年度が700人から21年度473人に、227人少なくなっております。こちらは年度の平均値ということでとらえておりますけれども、実際には平成21年度中、退職被保険者の増加あるいは一般から退職への振りかえなどを進めてきた関係で、被保険者数としては年度内に増加しているという状況でございます。そういう関係がございまして、平成22年3月末の状況では、退職被保険者は792人となっております。その関係もございまして、税込の方が、人数が年度末にかけてふえた関係でふえているということがございます。ただ、先ほど年度平均ということで、平均しますと人数が少なくなったということがございまして、前年度比で大きく伸びたというような内容となっております。

次に、4の国庫・県支出金等の状況でございます。

平成21年度の国庫支出金は、療養給付費負担金が11億5,476万1,979円で、これは保険給付費等に対する34%というものでございます。

この表の下に米印がございましてけれども、翌年度精算額を含むということで、療養給付費分については翌年度、22年度精算分が一部含まれてございます。

次に、高額医療費共同事業負担金ですけれども、2,757万3,952円で、これは高額医療費の共同事業拠出金の4分の1ということでございます。

次に、特定健康診査等負担金352万2,000円ですけれども、これは特定健診、特定保健指導の負担金で、事業費の3分の1ということでございます。

次に、普通調整交付金3億4,834万7,000円で、これは国保の財政力に応じ交付されるというものでございます。こちら、前年度に比較しますと83.7%の伸びということで、その伸びた大きな理由ということでございますけれども、普通調整交付金の調整対象基準額の100分の7ということで、定率で交付されるものでございます。その調整対象基準額ですけれども、調整対象需要額から調整対象収入額を引いたものということになってございまして、そのうち調整対象需要額についてですけれども、保険給付費の総額から公費負担相当分をマイナスしたものであるということになります。保険給付費のかかった分から国・県等の

公費負担分を除いたものということになります。それから、マイナスする方の調整対象収入額の方なんですけれども、こちらは保険税の収入額ということになります。この場合、保険税の収入額は多賀城市の収入額ということではなくて、全国平均の測定基準で算定するというふうになってございます。昨年度、全国的に保険税の収納率の低迷がありまして、その算定の基準、それから算定計数等に収入額を抑えるような内容がございまして、総体的に収入額の方が少なくなったということで、交付金の金額が増加したというものでございます。

次に、特別調整交付金ですけれども、27万4,930円、こちらには高齢者医療制度の円滑運営事業補助金を入れてございます。また、特別調整交付金につきましては、基本的には災害、風水害等、あるいは財政運営の経営姿勢が良好などのさまざまな項目について交付されるものでございますけれども、そちらの項目については、平成21年度の本市の場合は交付はございませんでした。

次に、出産育児一時金補助金で60万円でございます。これは平成21年10月から出産育児一時金が4万円増額になっておりますけれども、その増額になった分の2分の1ということでございます。

次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金ですけれども、平成21年度の新設ということで398万4,705円でございます。

これらの国庫支出金の計が15億3,906万4,566円で、対前年度比が128.1%でございます。

次に、療養給付費交付金で1億4,801万1,875円でございます。これは先ほど退職医療の関係で御説明申し上げました1億3,641万、それに20年度の過年度分が1,160万1,875円プラスされておりますので、こちらの金額になってございます。

次に、前期高齢者交付金ですけれども、11億838万3,420円でございます。これは前期高齢者の給付見込額に、前期高齢者の後期高齢者支援金の額を加えて、調整対象基準額をマイナスしたものであるということになってございます。

次に、県支出金ですけれども、高額医療費共同事業負担金が2,757万3,952円で、これは国庫支出金と同額でございます。

特定健康診査等負担金は352万2,000円で、これも国庫支出金と同額で、特定健診、特定保健指導の3分の1でございます。

次に、第1号交付金ですけれども、2億1,161万3,000円で、これは保険給付費等に対する6%相当分でございます。

次の第2号交付金ですけれども、こちらは2,872万で、これはレセプト点検分、保険事業分等に対して交付されたものでございます。

乳幼児医療費補助金は193万2,000円で、これは乳幼児医療費助成事業運営強化補助金分でございます。

これらの県支出金の計が2億7,336万952円で、対前年度比が117%でございます。

次に、共同事業ですけれども、高額医療費共同事業交付金が1億2,547万9,613円で、これはレセプト1件当たり医療費の80万円を超える部分の100分の59が交付されたものでございます。

次の保険財政共同安定化事業交付金が 5 億 1,860 万 6,538 円で、これはレセプト 1 件当たり医療費が 30 万円を超えて 80 万円までの金額から 8 万円を控除した分の 100 分の 59 が交付されたものでございます。

これら共同事業の計が 6 億 4,408 万 6,151 円でございます。

以上、国庫・県支出金等の合計が 37 億 1,290 万 6,964 円で、対前年度比が 105.0%でございます。

次に、歳出関係でございますけれども、1 の保険給付費の状況です。

平成 21 年度の療養の給付と療養費を合わせた療養諸費の計で申し上げます。件数が 24 万 6,462 件、金額が 32 億 6,477 万 9,216 円で、対前年度比が件数で 101.2%、金額で 102.1%でございます。

次に、高額療養費ですけれども、合計欄で件数が 5,309 件、金額が 3 億 7,145 万 5,672 円でございます。対前年度比は件数が 109.8%、金額が 107.5%でございます。この中には、昨年、平成 21 年から始まった高額介護合算療養費が含まれておりまして、17 件、金額で 71 万 9,110 円でございます。

次に、移送費は 1 件で、金額は 1 万 3,650 円でございます。

出産育児一時金でございますけれども、件数が 77 件、金額が 3,060 万 3,771 円になってございます。

次に、葬祭費ですけれども、89 件、金額が 445 万円で、対前年度比 11 件の減でございます。

後期高齢者支援金等は 6 億 6,827 万 3,309 円で、前期高齢者納付金等は 181 万 8,734 円ですけれども、いずれも平成 20 年度から始まったものでございます。

老人保健医療費拠出金は 7,570 万 5,478 円で、対前年度比 34.0%でございます。

介護納付金につきましては、2 億 4,880 万 9,115 円で、対前年度比が 101.0%でございます。

これら保険給付の合計が 46 億 6,590 万 8,945 円でございます。対前年度比が 100.2%でございます。

次のページをお願いします。

2 の療養諸費費用額でございます。21 年度の一般と退職を合わせた合計で申し上げますと、44 億 9,062 万 2,887 円でございます。本年から参考としまして前期高齢者分を再掲いたしております。なお、対前年度比で 102.5%でございます。

3 の療養諸費費用額（1 人当たり）でございますけれども、平成 21 年度の合計欄で 29 万 1,202 円で、対前年度比 102.5%でございます。

次の 4、療養諸費保健者負担額でございますけれども、平成 21 年度の合計欄で 32 億 6,477 万 9,216 円で、対前年度比 102.1%でございます。

5 番の療養諸費保健者負担額（1 人当たり）でございますけれども、21 年度の合計欄で 21 万 1,710 円で、対前年度比 102.1%でございます。

次の40ページでございますけれども、これは今御説明申し上げた決算状況、療養諸費負担支出状況でございますけれども、グラフにしたものでございますので、参考にござらんいただければと思います。

次のページをお願いいたします。

41ページから42ページになりますけれども、平成15年度から平成21年度までの国民健康保険特別会計の決算の推移でございます。

こちらの表ですけれども、経常的収入と支出に区分しております、上段に収入、下段に支出、収支の差し引きをその下に記載してございます。単位は千円単位となっております。

平成21年度の欄をござらんください。42ページの左側の方になりますけれども、平成21年度の欄でございますけれども、収入の合計、支出の合計とも先ほど申し上げたとおりでございます。

平成21年度の特徴的な点について御説明申し上げます。

初めに、支出欄の方ですけれども、上から2番目に、保険給付費の欄がございます。金額で36億8,628万4,000円というところでございますけれども、右側の伸び率のところで2.51%という伸びを記載しております。昨年の最終補正の際に、医療費の支出実績が大きい月にあわせて、それが続いても支払いが可能なようにということで、補正をしたわけでございますけれども、実際の伸び率が2.51%に収まったということで、後ほど事項別明細の方でござらんいただきますけれども、予算額との比較で1億7,033万3,000円の保険給付費の不用額が生じているものでございます。

次に、収入の方ですけれども、収入の方につきましては、先ほど御説明しましたけれども、国庫支出金、県支出金の伸びが前年と比較して大きくなったということで、その関係が21年度の決算の状況としては特徴的な点なのかなというふうに考えております。

それから、一番上の保険税の欄ですけれども、20年度と21年度を比較しますと、マイナス2.70%ということで、伸び率がマイナスになってございます。平成15年度からの推移を見ますと、平成20年度には後期高齢者制度の施行がありましたので、制度改正で大きくマイナスになっておりますけれども、制度改正以外では伸び率がマイナスになったというのは、15年度以降に関しましては初めてのことでござります。

それから、収入額の合計欄の二つ上に、基金の繰入金という欄がございます。6,000万円というふうに記載されております。6,000万円の繰り入れでございます。昨年の最終補正の際に、基金の繰り入れを3億1,506万7,000円という予算で見ておったわけですが、ただいま説明申し上げましたとおり、保険給付費等の見込みと実績の差が生じたことなどで6,000万円の繰り入れで済んだというような内容となっております。

それから、この表の平成21年度の一番下の欄になりますけれども、収支の差引額は1,797万9,000円となっておりますけれども、単年度の収支としましては、ただいまお話ししましたとおり、基金を繰り入れているということもございまして、マイナス4,388万円ということになってございます。こちらにありますとおり、単年度収支を見た場合は、平成19年度以降、引き続いてマイナスになっているという状況でございます。

それでは、資料5をお願いいたします。資料5の11ページ、12ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で不用額が 129 万 1,099 円でございますけれども、その主なものは 11 節の需用費で、消耗品、印刷製本費、12 節の役務費で通信運搬費などの執行残でございます。

2 目団体負担金につきましては、不用額が 972 円ですけれども、19 節負担金の執行残でございます。

○佐藤収納課長

2 項 1 目賦課徴収費は、不用額が 239 万 7,246 円でございますが、各節の執行残でございます。

なお、印刷製本費に不足が生じたので、27 万 7,000 円を予備費から充用させていただいております。

○大森国保年金課長

次に、3 項 1 目運営協議会費で、12 万 8,900 円の不用額でございます。その主なものは、1 節の報酬で、国保の運営協議会の開催見込みが 4 回から 3 回になったことによる執行残でございます。

次の 4 項 1 目趣旨普及費で 55 万 9,650 円の不用額でございますけれども、これは 11 節の需用費の執行残でございます。パンフレット購入を予定しておりましたけれども、県内共同印刷でまとめて買えるパンフレットを利用したために、金額が余ったというふうなことでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までにつきましては、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げたとおりでございます。

なお、3 目の一般被保険者療養費から 3 項 1 目一般被保険者移送費の方に 1 万 3,000 円を流用しております。

次に、5 目審査支払手数料につきましては、不用額 25 万 1,775 円ですけれども、13 節委託料の執行残でございます。

次に、2 項高額療養費につきましても、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げたとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目一般被保険者移送費につきましては、この目に 1 項 3 目一般被保険者療養費から 1 万 3,000 円を流用させていただいておりますけれども、不用額が 350 円で執行残でございます。

2 目の退職被保険者等移送費につきましては、執行がございませんでした。

4 項 1 目出産育児一時金は、不用額 779 万 6,229 円ですけれども、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げました 77 件分の支給をした執行残ということでございます。

2 目支払手数料は不用額 5,540 円ですけれども、委託料の執行残でございます。

5 項 1 目葬祭費ですけれども、不用額 95 万円ですけれども、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げました 89 件を支給した執行残でございます。

次の3款後期高齢者支援金等、それから次の前期高齢者納付金等、次のページに参りますけれども、5款の老人保健拠出金、6款の介護納付金までにつきましては、先ほど資料8の方で御説明申し上げたとおりでございます、不用額につきましては、それぞれ執行残ということでございます。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金につきましては、不用額190円ですけれども、19節の執行残でございます。この目に、次の2目保険財政共同安定化事業拠出金から342万1,000円の流用、予備費から217万7,000円の充用を行っております。こちらは最終補正予算の際には、平成21年11月時点で見込みを立てておりましたけれども、最終的に見込額が大幅に変更になったということで、予算の流用、それから予備費の充用額が大きくなったというものでございます。

次の2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、不用額899円ですけれども、19節の執行残でございます。この目から、ただいま申し上げましたとおり1目へ342万1,000円を流用してございます。

3目その他共同事業拠出金につきましては、不用額990円ですけれども、19節の執行残でございます。これは退職医療共同事業の事務費の拠出分ということで、こちらには予備費から3,000円充用いたしております。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目保健衛生普及費につきましては、不用額130万9,455円ですけれども、各節の執行残でございます。予備費から事務費の不足分として18万9,000円を充用させていただいております。

○紺野健康課長

2目特定健診事業費で不用額40万9,977円は各節の執行残でございます。

3目特定保健指導事業費で不用額66万3,445円は各節の執行残でございます。

○大森国保年金課長

9款1項1目基金積立金につきましては、不用額1,511円ですけれども、25節の執行残でございます。

次に、10款1項1目公債費の利子につきましては、執行がございませんでした。

○佐藤収納課長

11款1項1目一般被保険者保険税還付金は44万729円の不用額で、23節の執行残です。

なお、11款1項1目へ退職被保険者等保険税還付金として19万円を、同項3目へ、次のページをお願いします。3目へ一般被保険者還付加算金として1万3,000円を、同項5目へ特定健康診査に係る国・県の負担金の返還金として29万2,000円をそれぞれ流用してございます。

2目退職被保険者等保険税還付金は571円の執行残でございます。

なお、同項4目へ税額補正に伴う還付加算金として1万3,000円を流用してございます。

また、その後、税額補正に伴う還付金に不足を生じたことから、同項1目から19万円を流用させていただいております。

3目一般被保険者還付加算金は400円の執行残でございます。

なお、税額補正に伴う還付加算金として同項1目から1万3,000円を流用させていただいております。

4目退職被保険者等還付加算金は800円の執行残でございます。

なお、税額補正に伴う還付加算金として同項2目から1万3,000円を流用させていただいております。

○紺野健康課長

5目償還金で8万6,000円が不用額でございます。

なお、平成20年度の特定健康診査……、失礼しました。訂正いたします。5目償還金で86円が不用額でございます。平成20年度の特定健康診査、それから特定保健指導事業に係る国・県の負担金について、受診者が見込みを下回ったことにより返還金が生じたため、その費用の不足額29万2,000円を11款1項1目から流用いたしました。

また、平成20年度の高齢者医療制度補助金について返還金が生じたため、その費用の不足額1万円を11款1項6目から流用いたしております。

○大森国保年金課長

6目高額療養費特別支給金につきましては、不用額5万837円でございますけれども、23節の執行残でございます。対象者は合計で20名の方でございました。

次に、2項1目一般会計操出金は執行がございませんでした。

12款1項1目予備費は750万7,000円の執行残でございます。これは先ほど各項目で御説明申し上げましたとおり、264万6,000円をそれぞれ充用させていただいております、その残額が不用となったものでございます。

ここで恐れ入りますが、主要な施策の方から1点御説明申し上げますので、資料7の191ページをお願いいたします。資料7の191ページでございます。

資料7の191ページでございますけれども、中段に(3)脳検診補助がございます。そちらについて御説明申し上げます。

助成対象者が40歳から70歳までの5歳刻みで1,749名の方でございました。そのうち382人の方から申し込みを受けまして、実際に受診して助成を受けた方は274人、対象者に対して16%でございました。受診者のうち、要治療等の診断を受けた方が15人おまして、受診者に対して5.5%の割合となっております。この15人の方のうち、その後8人の方が服薬治療に入っておりまして、7人の方が経過観察という状況になってございます。脳疾患の早期発見、早期治療、そして医療費適正化の面からも一定の効果が上がっているものと考えてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、先ほどの資料5の1ページをお願いいたします。

○佐藤収納課長

それでは、歳入の説明をはじめます。

一番上の行になりますが、1款国民健康保険税全体では、予算現額13億2,173万3,000円、調定額は19億1,953万976円、収入済額13億431万657円、収入未済額5億5,297万220円。備考欄、収入済額中、還付を要する額は117万500円でございます。

1款1項1目一般被保険者保険税は、予算現額12億5,437万1,000円に対しまして調定額が17億9,456万6,505円、収入済額が11億9,782万1,144円でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、予算現額6,736万2,000円に対しまして調定額1億2,496万4,471円、収入済額1億648万9,513円でございます。

2款1項1目督促手数料は、予算現額100万円に対しまして調定額、収入済額ともに128万8,800円でございます。

○大森国保年金課長

3ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金でございますけれども、1目の療養給付費等負担金から4目の特定保健指導負担金まで、先ほど資料8の方で御説明申し上げたとおりでございます。

2項の国庫補助金につきましても、1目の財政調整交付金から4目の高齢者医療制度補助金まで、先ほどの資料8の方で御説明申し上げたとおりでございます。

次に、4款の療養給付費交付金、それから次のページになりますけれども、5款の前期高齢者交付金、6款の県支出金、それから7款の共同事業交付金までにつきましても、先ほど資料8の方で御説明申し上げたとおりでございます。

次に、8款1項1目利子及び配当金で、予算現額206万円に対し収入済額205万8,489円でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金で、予算現額3億1,506万7,000円に対し収入済額が6,000万円でございます。歳入歳出の不足分を繰り入れしたものでございますけれども、繰入額につきましては先ほど資料8の方で御説明申し上げたとおりでございます。

次に、2項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金ですけれども、予算現額1億9,764万円に対しまして収入済額1億8,840万6,477円でございます。

2節職員給与費等繰入金で、7,182万2,000円に対し収入済額7,994万1,000円でございます。

3節出産育児一時金繰入金で、予算現額2,496万円に対しまして収入済額1,980万6,000円でございます。

4節財政安定化支援事業繰入金で、予算現額1,798万8,000円に対し収入済額1,798万8,449円でございます。

5節その他一般会計繰入金で、予算現額193万2,000円、それから収入済額も193万2,000円でございますけれども、これは乳幼児医療費助成事業運営強化補助金分で、県分と同額でございます。

次に、10款1項1目療養給付費交付金繰越金ですけれども、収入はございませんでした。

2目その他の繰越金で、予算現額 391 万 7,000 円に対し収入済額 391 万 6,938 円でございます。

○佐藤収納課長

11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金は、予算現額 256 万 5,000 円に対しまして収入済額 373 万 4,937 円でございます。

2 目退職被保険者等延滞金は、予算現額 1,000 円に対しまして収入済額 11 万 9,322 円でございます。

○大森国保年金課長

次に、2 項 1 目市預金利子で、予算現額 1,000 円に対し収入済額が 2,247 円でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金でございますけれども、予算現額 319 万 2,000 円に対し収入済額 419 万 1,145 円でございます。これは全部で 15 件分になってございます。

2 目退職被保険者等第三者納付金で、予算現額 50 万円に対し収入済額はございませんでした。

3 目一般被保険者返納金ですけれども、予算現額 10 万円に対し収入済額 39 万 7,242 円で、11 件分で過誤調整に係る分でございます。

4 目退職被保険者等返納金で、予算現額 1,000 円に対し収入済額が 135 円で 1 件分でございます。

5 目雑入、予算現額 1,000 円に対し収入済額が 1 万 8,570 円でございますけれども、これは非常勤職員の雇用保険に係る掛金分でございます。

次に、23 ページをお願いいたします。同じ資料の 23 ページをお願いいたします。

以上の結果、実質収支に関する調書の内容でございますけれども、歳入総額が 54 億 101 万 9,000 円、歳出総額が 53 億 8,304 万円、歳入歳出差引額が 1,797 万 9,000 円となっております。翌年度へ繰り越す財源がございませんので、実質収支額が同じ額となります。

最後に、実質収支のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額が 1,000 万円でございます。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。相澤委員。

○相澤委員

資料 8 の 38 ページ、4 の国庫・県支出金等の状況の中で、出産育児一時金補助金という説明のときに、21 年 10 月から増額という説明があったと思いましたが、幾らから幾らになったんですか。

○大森国保年金課長

21年10月に38万円から42万円に出産育児一時金の金額が4万円増額になってございます。それで補助金につきましては、その2分の1、1件当たり2万円分ということでございます。

○相澤委員

10月から3月までですよ、そうすると。6カ月間ですか。その適用は。そうすると、12万、1人当たりの計算になるのではないんですか。違うんですか。60万というのは。ちょっと数字がよくわからないんですけども。

○大森国保年金課長

出産育児一時金は4万円増額になったんですけども、10月から4万円増額になったうちの2分の1、2万円が国の補助金として来るといふふうになりました。1件2万円ですと60万円ですので、30件分ということになります。

○相澤委員

30人分。ここに1人当たりとあるからね、ちょっとよくわからない。30人分ですか。はい、わかりました。

○柳原委員

まず、国保の基金の繰り入れですけども、8の41ページですね。21年度は6,000万円繰り入れて、先ほどの説明ですと基金の残高が2億8,537万かな、財調が残っているという説明でございました。20年度は1億3,000万円。それで、22年度以降の基金の繰入額の見通しと基金の残高の見込み、わかりましたらちょっと教えてください。

○大森国保年金課長

22年度につきましては、今回の9月の補正予算に上げさせていただいておりますけれども、約2億……、済みません。今補正の資料を手元に持ってきていなかったんですけども、2億3,000万ほどを繰り入れるような補正予算を今回計上いたしております。

○柳原委員

また、ことしはかなり基金からの繰り入れがふえるということで、来年、すると基金の残高が、この2億3,000万円という数字で行くと大体5,000万円ぐらいになってしまうという状況なんですけれども、ことしこれだけ基金の繰り入れがふえているということは、国保の会計から見るとかなり厳しいとは思いますが、その原因とかわかりましたら説明してください。

○大森国保年金課長

今お話ありましたとおり、国保の財政状況が非常に厳しいというのは、委員、お話しのとおりということになります。

それで、財調の繰り入れが19年度から、19年度5,000万円、20年度1億3,000万、21年度6,000万円ということで、ここ3年間繰り入れをしてきたわけですが、国保財政の中で一番大きいものが、保険給付費ということになります。保険給付費につきましても、こちらの資料の中に各年度の伸び率が書いておりますけれども、かなり伸び率が高いときもありましたし、20年、21年につきましては比較的落ち着いた状況で、1.74%、

2.51%ということで落ち着いた状況ではあったんですけども、そういう中でも繰り入れをせざるを得ないような状況になっているというのが、歳出の面では保険給付費の関係が一つ大きいのかなと思っております。

それから、歳入の面では、先ほど御説明申し上げたんですけども、保険税の関係が20年度から21年度にかけてましてマイナス2.70%という決算額になってございます。先ほど決算の税の関係のところ、収納課長の方から御説明いたしておりますけれども、景気の低迷等あるいはそれに伴いまして加入者の所得が少なくなっている、そういう状況等もございまして、収入が国保の根幹の財源である保険税が少なくなっているという、そういう点での影響があるのかなというふうに考えております。

○柳原委員

今、収入が少なくなっているというお話でしたけれども、国保の加入者の例えば階層といいますか、そういうのが、例えば会社を解雇とか退職とかで、社会保険から国保に移ってこられる方がふえているという影響があるのかどうか。そういう所得が、収入が激減した人が国保に移ってくるというようなことは影響として考えられるのかどうか。ちょっとわかりましたら、お願いします。

○大森国保年金課長

国保の加入者の構成の内容になりますけれども、会社等を退職して国保に加入するという方が非常に多いというのが実情でございまして。あと、自営業とか農業の方とか当然おりますけれども、会社等を退職した方については当然所得が非常に少なくなっているという点の一つでございますし、あと、年齢が当然高いということで、医療費のかかる割合が高くなるということがございまして、そういう面からも影響はあるのかなというふうに思っております。

○柳原委員

国民健康保険の場合ですと、やはり構造的にそういう収入が少ない方が加入されている場合が多いということもありますし、それで国庫からの支出金が入らないと、国保会計自体が成り立たないという、そういう制度にもなっていて、今度24日に国保の説明があるようなので、そのときにまた詳しくお聞きしたいと思いますけれども、これは市の制度だけではなくて、国の制度が大変かわっているところなので、そこはまた24日にお聞きしたいと思います。

次に、短期証と資格証の問題ですけれども、現在の発行者数を教えてください。

○佐藤収納課長

まず、22年3月末現在の資格証の発行世帯数ですが、8世帯でございまして。資格証の8世帯の内訳は、1人世帯が6世帯、あと家族世帯が2世帯でございまして。

短期証世帯数については、3月末で938世帯でございまして。

○柳原委員

これは前にもお聞きしたんですけども、その短期証世帯の方で窓口はまだ取りに来られていないという方は何名ぐらいいるのでしょうか。

○佐藤収納課長

8月末現在で、150世帯でございます。

○柳原委員

その150世帯の方がなぜ窓口に取りに来られないのかという、そういうような背景というのは調べたことございますでしょうか。

○佐藤収納課長

短期証の該当者に対しましては、まず納税相談ということで年3回実施しておりますが、その都度通知の方を差し上げております。それで、まず1回目の呼び出しで来ていただけない方に対しましては、まず2回目の通知を出します。それでも来ない方については、訪問等をしまして不在票等を置いてきますが、それでも来ないという状況です。

そして、来ない理由としては、ちょっと直接まだ御本人とお話し合いもできませんので、その辺の理由については確認はできない状況です。

○柳原委員

厚労省の通達では、大変悪質な滞納者と確認できない場合は速やかに送付するようというふうになっていると思いますので、確認が、どういう理由で来ないのかわからないという方には、速やかに送付するようにはしていただきたいと思います。

次に、国保の44条の窓口の減免制度についてちょっとお聞きます。

国保窓口で今3割払わなければいけないんですけれども、その3割負担が大変だという方も多いわけで、それで国保の44条で減免制度というのがあるんですが、多賀城市の場合はその減免の規定とかというのはつくってあるでしょうか。

○大森国保年金課長

平成17年度に要項を設けておりまして、減免するような体制になってございます。

○柳原委員

実際に減免を申請して認められた例というのはございますでしょうか。

○大森国保年金課長

これまでのところ、ございません。ただ、平成21年度につきましては、ホームページ、それから広報等にもその一部負担金の制度について広報いたしまして、電話、それから窓口等には何件か相談の方はいらしておりますけれども、制度の内容に照らしましてちょっと対象にならなかったということで、現在までのところ減免した方はおりません。

○柳原委員

私もこの制度を調べてみたんですけれども、やはりなかなか基準が厳しくて、例えば前年度から急激に所得が減った、前年度の半分の所得になってしまったとか、そういう方でないと対象にならないようなんですね。それから、恒久的に収入が少なくて、本当に窓口で払うのが大変だという方は対象にならないようなんですけれども、その認識でよかったですでしょうか。

○大森国保年金課長

この減免の制度ですけれども、あくまでも一時的なものということになりますので、収入が減ったということもございますし、一定程度の金額よりも少なくなった場合ということです。あと、期間が区切られてございます。

○柳原委員

せっかくこういう制度があるので、ぜひこれは多くの人が使えるように、制度の啓蒙と、あと制度自体を使いやすくするような方策も考えていただけたらと思います。以上、終わります。

○佐藤委員

8番の38ページなんですけど、この年は乳幼児医療費が小学校入学前まで無償となって、大変子育て中の両親には喜ばれた年でございました。改めて金額を見てもみると、県のお金が193万2,000円という金額で、何と少ないと改めて思ったんですけども、去年よりウン十万円減らされてきているんですね。こういう傾向というのは、県内自治体全部がこういう仕打ちにあっているんですか。

○大森国保年金課長

乳幼児医療費補助金の県分なんですけれども、これは運営強化対象分という補助金になってございます。県の医療費助成の補助金につきましては、一般会計の方で載っておりますけれども、一般会計の児童福祉補助金の方で載っておりますけれども、医療費を助成した分の2分の1ということになっておりますので、特に減らされているとかということとはございません。

○佐藤委員

特に減らされたということではなくても、一定減らされてきたということで、宮城県の水準が日本で三本指に入るぐらい低い、三本指に入るんですね。どこか九州の方と大阪だかどこかと宮城県と三つ低い水準、2歳までしかしていないということでは、ますますもっと小学校3年生までしてくれとか、小学校6年生まで無料化促進してくれと、御近所自治体もたくさんそういうことが実現されている中で、県の補助金というのが、多賀城だけではないと思うんです、減らされている部分が。そういうところで自助努力している自治体がある中で、やはり多賀城ものんびりとはしてられないという状況にあるかと思えます。そういう中で、県の態度も大きく問題になってきているというふうに思いますので、ぜひ県への働きかけを、さらに弱めることなく頑張っていただきながら、乳幼児医療費の無料化のさらなるかさ上げをお願いいたします。

○藤原委員長

答弁いいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ありますか。

○深谷委員

資料7の191ページ、保健衛生普及に要する経費(1)の国民健康保険優良家庭の表彰ということで、これは去年の数字とその前の数字をちょっと教えてもらってもいいでしょうか。

それから、この優良家庭の表彰というのは、法律的な裏付けがあって支給しているというのか、表彰しているものなのか。そうではなくて、多賀城市独自でやっていることなのかというのをお知らせください。

○大森国保年金課長

平成 21 年度はこちらに記載のとおりということなんですけれども、平成 20 年度は 199 世帯でございます。平成 19 年度は 195 世帯ということでございます。

それから、法律の根拠とかがあってという御質問なんですけれども、この表彰をすることについての法的な根拠というものはないんですけれども、こちらの予算科目上、ごらんいただいたとおり保険事業ということで、医療費の適正化等に資するためにいろんな事業を行っているという項目でございます。その中で、1 年間診療を受けなかった世帯を表彰することによって、なお健康に過ごしていただいて、医療費を抑える方向に働かせたいという、そのような事業になってございます。

○藤原委員長

10 分間休憩いたします。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

○深谷委員

先ほどに引き続き、質問させていただきます。

こちらは、先ほど聞いたお話によりますと、多賀城のスタンプ会の商品券を 1,000 円ということでお渡ししているということでした。この国保の財政が大変厳しい中で、国保料を納めて病院に行かないで、大変この国保の財政に寄与した方々が 1,000 円という、額が幾らかという問題でもないのかもしれませんが、やはりこれはある程度もう少し上げてあげてもいいのかなというふうに思います。1,000 円といいますと、仮に子供のいる世帯で、この 189 世帯の中に子供がいて、じゃあ子供たちも健康に一生懸命頑張ったから本の一冊も買いますかというふうになったときに、1,000 円では一冊、子供 2 人いたら 2 冊買えないわけですね。ですので、やはり 2,000 円、3,000 円、幾らかいいのかという部分、妥当な額はないんですが、これはある程度もう少し上げてあげてもいいのかなというふうに思います。

それから、スタンプ会の商品券ですと、税金の方もお支払いできるというふうな制度が今多賀城では取られているようですので、やはり滞納の部分、それから国保を納める税金でも、こういった部分で乖離があるのかなと。それ以外の多賀城市内の商店でスタンプ会の商品券を使っただけならば、その分も法人市民税として戻ってくるというふうなことも考えれば、1,000 円ではなく、これが 2,000 円でも、1 万円でも、返ってくる部分があるのかなというふうに思いますので、検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

ただいまの御質問、去年の決算委員会でのやりとりも思い出しましたがけれども、実はことしの分につきましては、私、きのうでしたか、決済をしまして、ことしの分についてはもう既に執行してございます。ですから、ことしはなかなかそういったことにおこたえできないかと思うんですけれども、ここに至った経過、背景といいますのが、以前はそういった方々に対して、市長が直接表彰状を差し上げていたというふうなことでございました。これは長くやっていたんですけれども、なかなか今度は人がお出でいただかなくなってし

まったということで、それにかわる形で今のような形をとったということだったんです。ですから、そもそもは商品券が幾らあり金額が幾らという問題ではなくて、やはり市長が直接市民の健康を喜んであげるといいますか、それに感謝をする、特に国保財政にとってみれば、非常に財政寄与ということになりますので、直接そういった形で、お褒めの言葉をそこで投げかけるというふうな形が本来の姿でございました。

去年のやりとりを思い出していますけれども、実は、去年、おととしだったかと思えますけれども、何かすごい通り一遍の文章で手紙が行っていたということでした。去年からたしか改めたかと思うんですけれども、もうちょっと国保制度の仕組みであるとか、あるいは健康に暮らすことがいかに大事かというふうなことも含めまして、やはりそこに市長の手紙を添えまして、先ほどありましたその商品券をつけてお渡しをしているというふうな形に変えさせていただいております。これを 2,000 円にするか 5,000 円にするか、先ほどおっしゃったように非常に難しい問題だと思います。1,000 円をつけること自体がどうかというふうなことも含めて、その辺は余り前向きな答えじゃございませんけれども、今後の参考とさせていただきたいというふうに思います。

○根本委員

同じページの脳検診補助ということでお伺いしたいと思います。

端的にお伺いします。まず、一つ目は、この事業そのものの評価。それから、500 人の目標に対して 274 人ということですから、21 年度の実績の評価。それから、今後その対象者にどう近づけるかというその取り組みを、3 点に渡ってお伺いしたいと思います。

○大森国保年金課長

21 年度から脳検診補助を実施したということなんですけれども、事業そのものにつきましては、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、脳疾患の早期発見、早期治療、それが医療費の適正化にもつながるということで、非常に効果が上がっているということで、事業そのものは評価いたしております。

あと、21 年度の実績の方なんですけれども、対象者が 1,749 人いて申し込みが 382 人、さらに受診者が 274 人ということで、実績が 1,749 人に対しますと 16%ということで、非常に受診率が低かったということはちょっと反省しなければならないのかなというふうに思っております。ただ、昨年度としましても、昨年度中ですけれども、申し込みの受け付けをした後、さらに、希望者が必ず受診するように受診の勧奨をはがき等で行ってございます。6 月に申し込みを受け付けしたんですけれども、10 月に受診の勧奨を一度行って、まだ受診していない方には、1 月末にまた受診の勧奨を行ったということで、昨年度、1 年目、初めてとしては、対応は十分とは言えないかもしれませんが、してきたのかなというふうには考えてございます。

それから、今後の取り組みということなんですけれども、22 年度からなんですけれども、21 年度は 1 回検診の費用を払った後、領収書を持ってきていただいて市の方から 1 万円を助成するという形だったんですけれども、22 年度から現物給付方式ということで、受診券を交付いたしております。そういうこともあったのかと思えますけれども、現時点で、22 年度ですけれども、対象者が 1,747 人の方がおります。申し込みが 531 人おります。昨年に比べますと、150 人ぐらいふえているという申し込みの状況になってございます。対象者と申込者の比率ですけれども、30.4%ということになってございまして、そういう現物給付方式にしたというのが、一つ申し込みを上げる要因だったのかなというふうに思っております。

それから、昨年は1年目だったんですけれども、ことし2年目ということで、21年度こういうふうな受診状況で、15の方が要治療等の診断を受けて、治療に入ったり経過観察になっていますよという内容も、受診の案内の文書の中に加えております。そういうことも申込者数を増やす方向に働いたのかなというふうに思っております。

○昌浦委員

先ほど深谷委員がちょっと触れた件なんですけれども、私も1年間お医者さんにかかっていないということで、お祝いいただいた方なんですけれども、やはり昔、昭和36年から国民健康保険制度というのが始まって、よく昔の場合は、例えば記念品とかいろいろなものを差し上げていた経緯があるんですよ。中には鍋とか釜とか、そういうものを来ない人のところにわざわざ職員届けに行ったなんていうのも、私自身、散見しているんですね。それで、1,000円云々というよりも、逆に言えば、それこそ国民健康保険の趣旨を御理解いただき、なおかつ無給付ということよりも、税をきちんと納期ごとに払っていたというところをもう少し考えてもらえば、仮の話ですよ、納めた税の世帯当たりの3%ぐらいの金額を、逆に1年間無受診であればお返しするみたいな形の、いわゆる定率制みたいなものというのは考えないんでしょうかね。

○内海保健福祉部長

ただいまの御提案なんですけど、どういった方式でやるかということになろうかと思えますね。多分税を戻すというふうな形には制度的にできないだろうと思えます。ですから、報奨金をあげて、それに見合う形でやったらいいのかというふうな話になろうかと思えますけれども、なかなか今の国保財政の状況を考えれば、これはちょっと私としては無理な話かなというふうな感じに受けとめております。

○昌浦委員

無理かどうかというのは、例えば1,000万ですか、財調の方に。あるいは、翌年度に繰り越した金額もありますよ。そんなにそんなに世帯数が多いわけではないんですよ。私自身も10何年間、年1回歯科の方に受診するために、無給付世帯にはなっていないんですよ。その中で1年間ほど別に歯に支障がなかったものですから、気がつけば無給付世帯として選ばれていたという経緯があるわけです。それで、やはりその辺でもう少し何かしら、お医者さんにかかるのが普通の状態であるときに、1年健康で、そして税もきちんと収めたところあたりを、もう少し感謝というものをあらわしても、私はいいんじゃないのかなと思うんですよ。私は例として定率制みたいなことを申し上げただけけれども、その辺でもう少しいわゆる感謝の気持ちというものをしっかりと検討していただきたいなと思いますよ。以上です。回答はいいです。

○藤原委員長

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結したいと思います。御異議ありませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 老人保健特別会計(歳入歳出説明・質疑)

○藤原委員長

次に、平成21年度多賀城市老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

それでは、平成 21 年度多賀城市老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

初めに、資料 8 をお願いいたします。資料 8 の 43 ページでございます。資料 8 の 43 ページ、決算資料に基づきまして御説明申し上げます。

初めに、資料の内容でございますけれども、左側の上になりますけれども、受給者数でございますけれども、国保と社保の合計で申し上げますと、合計で 4,660 人、こちらは平成 20 年 3 月末現在の人数ということになります。

次に、右側の給付額の内訳ということになりますけれども、これも合計欄で申し上げますと、一部負担金がマイナスの 2 万 656 円、老人保健負担金が 15 万 6,416 円、総医療費として 13 万 5,760 円でございます。表の下に米印ございますけれども、一部負担金がマイナスになっておりますのは、高額療養費の返還分が診療費の支出額を上回ったという理由でございます。

その下の表、3 の 6、老人保健負担金の内訳でございますけれども、一番左側の基金交付金で所要額がマイナス 132 万 4,232 円、収入額が 7 万 9,000 円で差し引きしますと 140 万 3,232 円の返還金となるものでございます。国庫負担金は、所要額がマイナス 80 万 2,533 円、収入額がありませんので、差し引きしますと 80 万 2,533 円の返還金となるものでございます。

次に、県負担金ですが、所要額がマイナス 20 万 631 円、収入額がありませんので、差引 20 万 631 円の返還金になるものでございます。その他収入は第三者行為に係るものでございまして、収入額が 13 万 5,000 円でございます。一般会計繰入金は、所要額がマイナス 20 万 639 円で、収入額がありませんので差し引きがマイナス 20 万 639 円でございます。過年度収入は、前年度の追加分でございますけれども、884 万 6,133 円でございます。

次に、4 の総医療費の内訳でございます。一番下の合計欄で申し上げますと、国保の件数が 5 件、11 万 2,380 円です。社保の件数が 1 件、費用額が 2 万 3,380 円でございます。合計で 6 件、13 万 5,760 円でございます。対前年度比ですけれども、こちらは件数としましてマイナス 1 万 4,897 件の減、費用額で 3 億 8,961 万 4,901 円の減でございます。

次に、資料 5 の方をお願いいたします。資料 5 の 28、29 ページでございます。

28 ページ、歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、不用額 20 万 9,099 円ですけれども、各節の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目医療給付費から 3 目の高額医療費までは、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げた内容でございます。

なお、全体としてでございますけれども、平成 21 年度の最終補正の際に一定程度の医療費の支出を見込んでおりましたけれども、最終的にそこまでの請求がなかったということで、決算額全体として見た場合ですけれども、不用額が大変大きな金額になっているような状況でございます。

次に、4 の審査支払手数料、次の 3 款諸支出金、その下の 4 款予備費になりますけれども、各節の執行残でございます。

次に、歳入になりますけれども、24 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目医療費交付金 1 節現年度分で、予算額 799 万 9,000 円に対し収入済額が 7 万 9,000 円でございます。

2 節の過年度分は収入がございませんでした。

2 目審査支払手数料交付金につきましては、1 節現年度分、2 節過年度分とも収入はございませんでした。

2 款 1 項 1 目医療費負担金ですけれども、1 節現年度分は収入がありませんでした。

2 節過年度分は、予算額 884 万 7,000 円に對しまして収入済額 884 万 6,133 円でございます。

3 款 1 項 1 目県負担金ですけれども、現年度分、過年度分とも収入はございませんでした。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で、予算現額 252 万 4,000 円に対し収入済額 2,000 円でございますけれども、内訳は事務費分の繰入金というふうになってございます。

5 款 1 項 1 目繰越金で、予算現額、それから収入済額とも 36 万円でございます。

6 款 1 項 1 目延滞金と 2 目の加算金は、収入がございませんでした。

次のページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目第三者納付金で、予算現額 1,000 円に對しまして収入済額 13 万 5,000 円でございます。これは 1 件分でございます。

2 目返納金で、予算現額 39 万 1,000 円に對しまして収入済額 255 万 3,411 円でございます。これは 8 件分でございます、過誤調整に係るものでございます。

次に、3 目過年度収入、次の 4 目雑入につきましては、収入がございませんでした。

次に、32 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額が 1,197 万 6,000 円、歳出総額が 936 万 8,000 円、歳入歳出差引額が 260 万 8,000 円となつてございます。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額が 260 万 8,000 円となります。

次に、主要な施策の成果の方ですけれども、先ほど議会の資料 8 の方で主な内容を説明いたしておりますので、省略させていただきたいと思つたります。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 後期高齢者医療特別会計 (歳入歳出説明・質疑)

○藤原委員長

次に、平成21年度多賀城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

それでは、平成21年度多賀城市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

初めに、資料8の44ページをお願いいたします。44ページでございます。

初めに、1の被保険者数(1)年度平均でございますけれども、平成21年度の欄で申し上げますと、合計で5,007人で、20年度と比較しますと224人、4.7%の増となっております。(2)の年度末の被保険者数ですけれども、21年度末で合計が5,096人、20年度と比較しまして197人、4.0%の増となっております。

次に、2の後期高齢者医療広域連合納付金の内訳でございます。平成21年度の欄で申し上げます。徴収保険料が3億3,567万5,900円、保険基盤安定繰入金として5,432万5,370円、合計で3億9,000万1,270円を納付いたしております。対前年度比で104.4%となっております。

次に、保険料の収納状況でございます。平成21年度分で申し上げます。特別徴収が2億596万200円、収納率が100.0%でございます。普通徴収が1億3,012万4,700円で、合計が3億3,608万4,900円で、収納率が99.05%となっております。表の下に米印で説明を加えておりますけれども、保険料の中に延滞金1万9,800円を含んでございます。こちら、収納率の計算はそれを除いた数字になっておりますけれども、合計の金額の中には延滞金を含んでおるということでございます。

その下の米印になりますけれども、保険料3億3,608万4,900円と後期高齢者医療広域連合納付金の徴収保険料の3億3,299万7,400円、これは3億3,567万5,900円から前年度の保険料分267万8,500円を引いた額ということになりますけれども、308万7,500円につきましては、出納整理期間中の収納分ということで、平成22年度の歳出として広域連合に納付することになるものでございます。

次に、資料5をお願いいたします。資料5の37ページでございます。

資料5の37ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、199万7,583円の不用額でございますけれども、その主なものは需用費で印刷製本費、役務費で通信運搬費、ほかに委託料などの執行残でございます。

2項1目徴収費につきましては、不用額64万3,747円ですけれども、各節の執行残でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、442万2,730円の不用額ですけれども、19節負担金補助及び交付金の執行残でございます。納付金の内容につきましては、ただいま資料の方で御説明したとおりでございます。

次に、3款1項1目保険料還付金につきましては、24万9,700円の不用額でございます。

3款2項1目他会計操出金につきましては、支出がございませんでした。

4款1項1目予備費につきましても、支出がございませんで、105万3,000円の執行残でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

33ページ、歳入でございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節現年度分で、予算現額3億3,595万5,000円に対しまして収入済額3億3,467万3,000円でございます。

2節滞納繰越分で、予算現額146万4,000円に対しまして収入済額139万2,100円でございます。

次に、2款1項1目督促手数料は、予算現額1万円に対しまして収入済額14万7,600円でございます。

3款1項1目一般会計事務費繰入金でございますけれども、予算現額1,257万5,000円に対しまして収入済額が910万9,570円でございます。こちらは歳出の総務費事務費関係の執行が少なかったということで、予算より大分少なくなっております。

次に、2目保険基盤安定繰入金につきましては、予算現額5,432万6,000円に対しまして収入済額5,432万5,370円でございます。

4款1項1目繰越金につきましては、予算現額259万5,000円に対しまして収入済額259万4,032円でございます。

5款1項1目延滞金につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済額1万9,800円でございます。

2項1目保険料還付金につきましては、予算現額70万円に対しまして収入済額44万1,600円でございます。

2目還付加算金につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済額9,100円でございます。

3項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済額653円でございます。

次のページをお願いいたします。

4項1目雑入につきましては、予算現額1,000円に対しまして収入済額4,085円でございます。これは雇用保険の掛金分でございます。

最後に、6款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額453万6,000円に対しまして収入済額409万5,000円でございます。これはシステム改修にかかる補助金で、20年度から21年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、主要な施策の方ですけれども、先ほど資料の方で主な説明をいたしておりますので、省略させていただきたいと思っております。

それでは、41ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額が4億681万2,000円、歳出総額が4億379万7,000円、歳入歳出差引額が301万5,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額が同じ額となります。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○柳原委員

私は、1点。後期高齢者でも短期証が発行されるようになりましてけれども、どういう場合に短期証になって、本市の対象者数は何名でしょうか。

○佐藤収納課長

後期高齢者の短期証は、まず今年度から交付をするようになりました。それで、ちょっとお待ちください。後期高齢の短期被保険者証につきましては、これは4期以上未納の場合に該当になります。それで、今年度、多賀城市の方では現在短期証を交付しておりまして、6名の方に対して短期証を交付しております。

○柳原委員

この6世帯の方とは何か訪問とか連絡はついているんでしょうか。

○佐藤収納課長

当初、広域連合の方から来たものは、該当する方62名ほどが対象者ということでありました。それで、その中から、他の税目も含めて分納誓約等をしている方については除外いたしました。それで、その中から9名の方を対象にいたしましたけれども、その方々に対しましては、基本的には皆様を訪問いたしました。それで、訪問して一応健康状態とかそういったものも聞いて、また納付の約束がなかなかできないというような方々については、短期証の交付対象にしております。一応基本的には訪問していますが、不在の方もいらっしゃいまして、不在の方は1人でございました。その方とは連絡ついていませんが、ほかの方々とは連絡等ついております。以上です。

○柳原委員

やはり75歳以上の方が対象なわけですから、特に高齢者にとっては病院に行かないということがすぐ命にかかわることにもなりますので、担当の職員としても、高齢者の方に保険料徴収に行くというのは大変な御苦労があると思いますけれども、私は後期高齢者医療制度そのものには反対しているわけでありまして、今度国の方でもこの制度は廃止して別な制度に変わるようでもありますけれども、この短期証を市として交付しないとなった場合は、何かペナルティとかというのはあるんですか。そういうのはできるんですか。

○佐藤収納課長

基本的にペナルティはないと思います。ただ、やはり納付がない方に対して、短期証の交付の趣旨というのは、納税相談に来ていただきたいといったこともございます。ただ高齢者の方なので、なかなか役所に来られないという方もいらっしゃると思います。ですから、うちの方では訪問したり、できるだけ訪問して状況を確認したいと考えております。それで、短期証は3カ月になるんですけれども、当然その3カ月ごとに状況を確認しながら対応していきたいと思います。まず、健康が第一だというふうには考えております。

○藤原委員長

質疑ありませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

- 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○藤原委員長

次に、平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、平成 21 年度多賀城市介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

資料の御説明の前に、概要でございますが、平成 21 年度は 23 年度までの 3 年間の計画期間といたします第 4 期介護保険事業計画の初年度でありました。3 年間の計画期間におきましては、後期高齢者、特に 85 歳以上の方々の人数と比率が伸びてくると見込んでおり、要介護者の出現率は上昇していくものと推計しております。そうした中、65 歳以上の第 1 号被保険者の方々の保険料につきましては、基準額を第 3 期事業計画と同額に据え置くとともに、所得段階をふやし、負担の軽減を図ることとしてスタートをしております。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

平成 21 年度介護保険特別会計説明資料、資料 8 の御準備をお願いいたします。

45 ページをごらん願います。45 ページでございます。

表の 1 の欄、被保険者数につきましては、1 万 1,279 人、前年度比 4.17%の増加でございます。

2 行下の要介護認定者数は 1,557 人、前年度比で 6.21%の増加でございます。

次に、要介護出現率は 13.8%、前年度比 1.92%の伸びとなっております。

次の介護サービス利用者数は、1,364 人で、前年度に比べ 5.98%の増加となっておりますが、その下、サービス利用率は 87.6%と前年度の横ばいとなっております。

次の表 2、要介護認定者数でございますが、右側一番下の合計の区分で、21 年度計は 1,557 人で、前年度に比べ 91 人の増加となっております。

次のページをお願いいたします。

表の 3 の 1、居宅介護予防サービス利用者数でございます。一番下の利用者計の欄の右側、居宅利用者合計で前年度から 67 人増加の 999 人となっております。

表の 3 の 2、地域密着型介護予防サービス利用者数ですが、利用者合計比較で 3 人の増で 102 名、前年度のほぼ横ばいとなっております。

次に、表の 3 の 3、施設サービス利用者数合計は 263 人で、昨年度比較で 7 名の増でございます。

次に、47 ページをお願いいたします。

表の4の1、現年度分の介護保険料の収納状況ですが、平成21年度分の調定額は5億1,760万2,941円で、前年度に比較いたしますと476万9,104円減少しております。収入額は5億586万6,146円となっております。未還付額は84件、45万1,455円でございます。収納額は収入額から未還付額を差し引いた金額でございますが、5億541万4,691円。不納欠損額は3人分の1,295円。未収額は1,679件、406人分で1,218万6,955円となっております。収納率は前年度を0.29%上回りました。

次の表4の2は滞納繰越分の介護保険料収納状況でございますが、平成21年度は調定額2,425万9,183円に対し、454万5,922円の収納額でございます。不納欠損額は819万3,744円で、介護保険法第200条の規定により、2年以上経過の時効による266件分を不納欠損処分したものでございます。未収額は1,515件、365人分で1,151万9,517円。収納率は18.74%であり、前年度を4.8%上回っております。

なお、介護保険料の収納業務につきましては、平成21年度から収納課の所管として業務の合理化及び効率化を図っております。

次に、48 ページをごらん願います。

表の5は、介護給付状況でございます。居宅サービス給付費11億6,006万2,517円から、下の方の高額医療合算介護サービス費まで、利用者数の変化に応じ、記載のとおりそれぞれ各サービスの給付費が増加しております。

なお、一番下の項目、高額医療合算介護サービス費は21年度から給付が始まっております。

給付費合計は24億5,734万4,226円となっており、全体では対前年度比10.46%の伸びとなっております。

表の6は、審査支払手数料でございますが、対前年度比12.69%の増加となっております。

○紺野健康課長

7の地域支援事業の状況について概要を御説明いたします。

初めに、特定高齢者介護予防事業でございますが、21年度は基本チェックリスト受診者が3,206人で、前年度比77人の増でございます。65歳以上の人口が前年度比で約340人ほどふえていることの影響と考えております。

次の特定高齢者年間発生件数ですが、557人で、前年度比34人の減となっております。受診者中に状態のよい方が多かった、あるいは逆にもう既に服薬もしくは医療機関の方にかかわっているという方が多かったと、そのような想定をしております。

次の予防教室でございますが、転倒予防教室を1コース、口腔栄養教室を2コースの計3コース、延べ25回開催いたしました。前年度比では5コースの減、延べ開催数で169回の減と大幅な減となっておりますが、これは転倒予防教室が参加者が少なかったということで、2コースの予定が1コースとなりましたこと、それから前年度までに実施しておりました認知症予防のための「お達者教室」、これを口腔栄養教室の方に統一した事によるコース減、それと「元気回復こもらないで事業」、これが介護福祉課の方に移管された事による減でございます。

なお、「元気回復こもらないで事業」につきましては、介護福祉課の在宅福祉施策として、老人福祉センターの方で計137回、前年度に遜色なく実施されております。

次の教室の参加人数の減は、教室開催数の減によるものでございます。

次の改善者数でございますが、21年度25人、前年度比で24人の減は、教室の参加者が減ったことによるものでございます。

次の費用額ですが、1,164万2,778円で、前年度比470万9,021円と大幅に減額でございますけれども、先ほども述べましたが、「元気回復こもらないで事業」の移管と、生活機能評価の受診者が減ったことによるものでございます。

続いて、一般高齢者介護予防事業でございますが、21年度は高齢者教室開催数で10コース、延べ92回開催いたしました。前年度比で延べ回数105回の減でございますが、これは一般高齢者施策分として実施してございました「元気回復こもらないで事業」が在宅福祉施策の方に移ったことによるものでございます。

次の教室参加延べ人数で、前年度比500人の減も、同じ理由によるものでございます。

次の介護予防サポーター養成講座参加人数でございますが、21年度は5期生、6期生の養成で、実数で52人、延べ人数で305人となっております。前年度比実数で9名の増となり、着実にふえていていると考えてございますが、養成コースは21年度で一たん終了としております。

次の介護予防サポーター育成講座参加人数122人ですが、「多賀城元気もりもり体操」略して「多賀もり体操」の普及啓発等の活動を行う「多賀もり会」、この会の支援のため21年度から市の職員が会の定例会あるいは役員会に参加いたしまして、養成講座で学んでいたことでのフォローを行っており、その参加者人数でございます。

次の出前介護予防講座でございますが、114回の開催で延べ2,234人の方に御参加いただきました。前年度比、回数で14回、延べ人数で275人の増でございますが、特に高齢者の方には好評をいただいております。

次の物忘れ予防相談でございますが、5回開催し、実数で20名の参加がございました。前年度比では、回数で2回、人数で3名の減となっております。

最後に、費用額で21年度138万9,505円で、前年度比93万7,255円と、こちらの方は大幅増となっておりますが、これは高齢者教室の各教室を市民スポーツクラブあるいは専門事業者の方に委託したことによるものでございます。

なお、委託したことによりまして、これに従事しておりました市の正職員の保健指導が全戸訪問あるいはほかの健康相談等に厚く今仕事ができるというふうな形をとってございます。

なお、地域支援事業でございますけれども、実施要綱が8月6日に改正されまして、特定高齢者施策事業は「二次予防事業」、一般高齢者施策事業は「一次予防事業」というふうに事業名称が変わってございますけれども、この説明におきましては、資料等の関係上混乱するというので、今までの名称で説明させていただきました。

各教室の詳細につきましては、資料7の205、206ページに記載してございますので、御参照願いたいと思います。

○松岡介護福祉課長

次の49ページをお願いいたします。

表 8 でございます。

表 8 の給付費に係る国庫等歳入状況でございますが、年度の下に記載してあります数字は補助基本額で、合計額は、前のページの表 5 の介護給付費に表 6 の審査支払手数料のうち現物給付分を加算し、平成 21 年度に被保険者から返還されました高額介護サービス費 41 万 7,120 円を差し引いたものとなります。国庫負担金以下、各項目の上段記載の括弧書きのパーセントが法定の負担割合で、補助基本額に各負担金の割合を乗じた額が必要額となります。21 年度の概算交付による受入額と必要額の差額につきましては、22 年度に精算をいたします。

次の 50 ページをお願いいたします。

表 9 は、地域支援事業に係る国庫等歳入状況でございます。21 年度の欄に、介護予防事業と包括的支援事業等と記載しておりますが、介護予防事業につきましては、特定高齢者及び一般高齢者を対象にした介護予防の事業費でございます。包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営経費等でございます。事業に対する国庫、県、市の負担割合が括弧書きで記載しているとおりでございます。

また、介護給付費と同じく各項目の必要額が決算後に確定した額でございますので、受入額との差額につきましては 22 年度に精算をいたします。

以上で、資料 8 の方の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 5 により御説明申し上げますので、資料 5 を御準備をお願いいたします。

資料 5 の 48 ページをお開き願います。

歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、不用額 120 万 155 円でございますが、各節の執行残でございます。

2 項 1 目賦課徴収費について、不用額 21 万 3,923 円で、各節の執行残でございます。

3 項 1 目介護認定審査会について、不用額 83 万 5,229 円で、各節の執行残でございます。

4 項 1 目運営協議会費について、不用額 31 万 2,000 円は、予定開催回数の減による委員報酬の執行残でございます。

次の 2 款保険給付費につきましては、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から 52 ページの 4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費までの保険給付費につきまして、49 ページの 2 款の欄で一括して御説明申し上げます。失礼しました。保険給付費の欄で御説明申し上げます。

21 年度では、保険給付の総額を 24 億 7,589 万 3,000 円と見込んでおりましたが、給付実績が 24 億 6,046 万 1,366 円となりましたので、給付費全体の不用額は 1,543 万 1,634 円となったものでございます。

51 ページをごらん願います。

51 ページの備考の欄、一番上でございますが、給付費内におきまして 2 款 1 項 1 目から合計 600 万 9,000 円をそれぞれ備考欄記載の五つの科目へ各サービス費の不足分として流用させていただいております。

○紺野健康課長

52 ページをごらんください。

3 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で、不用額 91 万 6,222 円は各節の執行残でございます。

2 目一般高齢者施策事業費で、不用額 9 万 4,495 円は各節の執行残でございます。

○松岡介護福祉課長

2 項 1 目包括的支援事業費につきましては、不用額 100 万 9,774 円で各節の執行残でございます。

次のページをお願いいたします。

2 目任意事業費につきましては、不用額 160 万 8,140 円で各節の執行残でございます。

4 款 1 項 1 目基金積立金につきましては、不用額が 4 万 529 円でございます。

5 款 1 項 1 目利子につきましては、支出はありませんでした。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金につきましては、不用額 1,351 円でしたが、予備費から 17 万 6,000 円を充用させていただいております。

2 目償還金につきましては、不用額 1,211 円でございます。

2 項 1 目他会計操出金につきましては、不用額 1,654 円でございます。

7 款 1 項 1 目予備費につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり、6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金に 17 万 6,000 円を充用させていただいております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。42 ページをお願いいたします。

42 ページ、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分及び 2 節滞納繰越分につきましては、先ほど資料 8 の 47 ページ、保険料の収納状況で御説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、予算現額 7 万 2,000 円に対し収入済額は 13 万 1,700 円でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額 4 億 4,726 万 1,000 円に対し収入済額 4 億 4,383 万 7,535 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 項 1 目調整交付金 1 節現年度分は、予算現額 7,947 万 4,000 円に対し収入済額 5,762 万 6,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額 351 万円に対し収入済額 457 万 2,000 円でございます。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 1,954 万円に対し収入済額 1,954 万 4,000 円でございます。失礼しました。1,954 万 400 円でございます。失礼いたしました。

5 目地域介護福祉空間整備等交付金は、21 年度内補正におきまして全額を減額しております。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 節現年度分は、予算現額 7 億 4,274 万 9,000 円に対し収入済額 7 億 3,333 万 9,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 目地域支援事業支援交付金 1 節現年度分は、予算現額 421 万 2,000 円に対し収入済額 610 万 7,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分は、予算現額 3 億 5,738 万 2,000 円に対し収入済額 3 億 5,343 万 3,000 円でございます。

2 節過年度分は収入がありませんでした。

2 項 1 目 1 節財政安定化基金交付金は収入がありませんでした。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1 節現年度分は、予算現額 175 万 5,000 円に対し収入済額 175 万 5,375 円でございます。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1 節現年度分は、予算現額 977 万円に対し収入済額 977 万 200 円でございます。

3 目介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金でございますが、地域密着型小規模特別養護老人ホーム開設に対する補助金であり、予算現額 1 億 150 万円ですが、繰り越しを行ったため収入がありませんでした。

なお、平成 22 年度におきまして全額収入を受けております。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金は、予算現額 86 万 9,000 円に対し収入済額 83 万 2,471 円でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金は、予算現額 3 億 947 万 8,000 円に対し収入済額 3 億 748 万 4,070 円でございます。

2 節地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、予算現額 175 万 5,000 円に対し収入済額 162 万 9,035 円でございます。

次のページをお願いします。

3 節地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、予算現額 977 万円に対し収入済額 977 万 200 円でございます。

4 節その他繰入金は、予算現額 6,403 万 8,000 円に対し収入済額 5,738 万 5,466 円でございます。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金は、予算現額 4,773 万 9,000 円に対し収入済額 7,242 万 7,207 円でございます。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1節第1号被保険者保険料軽減分繰入金につきましては、予算現額1,464万8,000円に対し収入済額1,464万8,237円でございます。

8款1項1目1節繰越金については、収入がありませんでした。

9款1項1目1節第1号被保険者延滞金については、予算現額1,000円に対し収入済額15万300万円でございます。

2項1目1節市預金利子は、予算現額1,000円に対し収入済額8,399円でございます。

3項1目1節第三者納付金は、収入がありませんでした。

2目1節返納金は、予算現額1,000円に対し収入済額41万7,120円でございます。

3目1節雑入は、予算現額159万4,000円に対し収入済額160万6,448円でございます。その主な内容は、塩釜地区消防事務組合からの負担金精算に伴う返還金でございます。

以上の結果、介護保険特別会計の実質収支でございますが、58ページをごらん願います。

58ページ、実質収支に関する調書。歳入総額26億688万3,000円、歳出総額26億505万8,000円、歳入歳出差引額182万5,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、本決算を認定いただければ、実質収支182万5,000円を全額介護保険事業財政調整基金に繰り入れるものでございます。

決算積立後の介護保険事業財政調整基金の平成21年度末積立額は2億1,952万3,997円、2億1,952万3,997円となる予定でございます。

また、平成20年度に新設いたしました介護保険従事者処遇改善特例基金の平成21年度末の保有額は765万6,518円、765万6,518円となる予定でございます。

なお、両基金につきましては、七十七銀行に預託をいたしております。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきますが、主要な施策の成果につきましては、先ほど資料で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○佐藤委員

8番の46ページを中心にして伺いたいんですけれども、済みません。私、こういうジャンルがあるというのは初めてわかったんですが、46ページの3の1の「経過的要介護」というジャンルがあるんですが、これはどういうものなんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今、確認いたします。

経過的要介護につきましては、平成18年度制度改正以前の認定基準によります要支援認定を受けている方でありまして、認定更新時に現行の基準による認定に切りかわりますため

に、平成 18 年、19 年度のみに計上された項目でございました。ですので、18、19 年度のみでございました。ちょっと表の形骸として残ってございましたが、18 年度制度改正以前の認定基準の経過的なものでございました。

○佐藤委員

そうすると、ここに 18、19 年にいた人たちは、要支援 1 とか 2 とかにも入っているということなんですか。

○松岡介護福祉課長

そのときの状況によって、それぞれの認定区分に入っているということでございます。

○佐藤委員

45 ページなんですが、介護認定者がふえているんだけど、サービス利用者は横ばいというか、微少状況にありますよね。利用率が減っているというか、少しですけれども減っているところでは、なかなか利用料の問題もあって、使いたくても回数を減らしたり、いろんなことをして努力をしている人たちが身の回りの高齢者にもいますけれども、そういう人たちのところにかかわるのが、今包括支援センターがもう中心になっていて、その包括支援センターの人たちが、全力で頑張っている地域を回って歩いているんでしょうけれども、去年利用してことし利用しないとか、利用が少なくなったとか、そういう人たちのところでの支援センターでのフォローというか、そういうことはどういうふうになっているんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

基本的に認定を受けられますと、それぞれケアマネジャーがつきまして、ケアプランをつくって、それぞれ利用者の方々に合ったサービスの計画を立てて、またサービス利用していただくようになりますが、その辺、お話がございました地域包括支援センターの方は、何か御相談があれば、そのあたり御相談に応じる形にはなりますが、基本的にはケアマネジャーが、いろいろ利用者の方々の費用的な面であるとか御希望のサービスを調整するような形になるかと思えます。

○佐藤委員

47 ページのところにもかかわってくるんですが、介護保険料を払えないという方たちもいらして、そういう中で収納率は別立てにして集金には行くという状況で、少し収納率の状況は好転しているけれども、利用者の利用率が減ってきているところの関連性でいけば、そういうところに見えない部分のところ、どのように役所が包括支援センターから上がってきた情報とかそういうものを生かしているのかなということが聞きたいんですよ。要するに、役所がどのように高齢者の現状をとらえながら、介護保険の枠の中ではあるけれども、意を配した行政サービスを続けられる努力をしているのかなというあたりをお聞きしたいんですけれども。

○松岡介護福祉課長

1 点お話ございました、認定者の方々の数と、あとサービスの利用者数につきましては、ひとつ、必ずしも認定を受けられた方がすべてすぐサービスを利用されるということがない場合もございます。それも 1 点ございます。

それから、お話がございました地域包括センターのかかわりにつきましては、やはり 3 包括、今外部委託をいたしまして、なるべくきめ細かくそれぞれの地区で地域住民の方々とお話

をしながら、それぞれ望まれることにこたえられるように対応を心がけております。そういった情報も、役所の方、介護福祉課の方に来まして、いろんな関係機関とかかわれるような形で取り組んでいるところでございます。

○佐藤委員

また一方で、集金に行く人たちがその高齢者の方たちから、滞納している人たちだから大変な方たちですよね。そういう方たちから幾らかでも納めていただくという努力をしている中で、いただいてきたということはありませんが、しかし、あのお宅はどうなのかなというような状況も、情報交換というのは定期的にはやられているんですか。収納課との情報交換のようなもの。

○松岡介護福祉課長

その辺は、こちらの方で納付の保険料のいろんな掛け方とかこちらにございますので、その辺は収納課の方といろいろ打ち合わせはさせていただいております。

○佐藤委員

ちょっとお話をお聞きすると、実態をきちんと把握するようなシステムがまだできあがっていないというふうに思うんです。ですから、今からますます徴収は、ごめんね、厳しくなると言ったら悪いかもしれないけれども、きちんとした事務的な対応に入っていくと思うんですね。そういう中で、収められない高齢者とか、あるいは介護を利用できない、したくてもできない高齢者の方たちが、私たちの情報に入っていけば何とかお手伝いはできるけれども、そういう人たちがひとりであるというようなことがないようなそういう仕組みをやはり市役所で、担当課でつくっていくということが、これからどんどん高齢者ができていく中で、経済状況もこういう中で必要だなというふうに思うんです。大変でしょうけれども、そういう実態をきちんと把握して、高齢者の実態を把握しながら、税金もいただく、あるいはサービスもきちんと選んで利用していただけるというような制度、役所のあり方、高齢者をめぐるあり方、地域包括支援センターだけに任せておけない、任せておかないそういうあり方が必要ではないかなと思うんですよ。よろしく願いをいたします。

○松岡介護福祉課長

なお、包括支援センターのみならず、先ほど申しあげましたケアマネジャーたちとの定期的な会議とか持っておりますので、そういった形での情報交換とかもしておりますので、そのように努めてまいりたいと思います。

○松村委員

1点お伺いします。資料7の205ページですけれども、特定高齢者施策事業についてお伺いいたします。

この事業は、介護予防事業として、要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態にある人を特定高齢者として、そういう人たちを予防するために、いわゆる介護を受ける方を予防するためにやっている事業ですよね。それで、こちらの表なんですけれども、特定高齢者掌握事業ということで、65歳以上の方が対象になるんだと思うんです。それで1万1,354人と。生活機能チェック受診者として3,206人と書いてありますけれども、このチェック方法というのは、どういふふうにしてこういう人たちを掌握しているのかということの方法をまず聞かせてください。

○紺野健康課長

お答え申し上げます。

特定高齢者の把握事業につきましては、特定健診、国保の方でやっております特定健診の際に一緒に実施しております。生活機能チェックをどうするかということになりますと、チェック表が1枚ございまして、五つの分類で25項目だったと思うんですけども、嚥下機能に不具合がないとか、最近物忘れしているとかしてないとか、そういうものを御自分でチェックしてもらうようになっておるんです。それを特定健診のときに一緒にお出でいただいて、健診も受けていただきながら、65歳以上の方はその表も出していただくと。その内容によって、さらに次のステージといいますか、お進みいただくというそういうスタイルになっております。

○松村委員

そうしますと、この特定健診を受ける対象は1万1,000人以上ぐらいいるんですけども、受けた人が3,206人ということですよ。

○紺野健康課長

そのとおりでございます。

○松村委員

じゃ、受けていない方というのが随分いらっしゃいますよね。そうしますと、結局、隠れ特定高齢者というのが随分いらっしゃると思うんですけども、そういう方の把握方法の何か対策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○紺野健康課長

現時点では、申しわけないですけども、有効なチェック策というのはないというのが現状でございます。1万何がしの対象者のうち、この表でいけば3,206人が受診したということになっておりますけれども、残りの約8,000人近い方については、もう既にお医者さんにかかっていらっしゃるとか、例えば血圧がちょっと高めなので月に1回かかりつけの医者に通っていて、これに別に行かなくていいというふうに思っていられようような方も中にはいらっしゃるようなんです。その辺、本来であれば、逆にお医者さんなんかと連携がとれればいいんでしょうけれども、なかなか私どもの方でやっている健診、いわゆる予防事業の部分と医療でやっている部分というのは必ずしもマッチングしないといふような部分もございまして、その8,000人近い、今回の場合ですと8,000人近い方が受けていないんですが、その方々をどういうふうに拾うかというのは、申しわけないんですけども、今の段階はちょっと有効なものはありません。

○松村委員

いらっしゃらない方を把握するのは確かに大変な作業だと思います。そういう人たち、一応認定された方、そういう人たちを対象にして、介護予防事業というのを二つですか、転倒予防教室、口腔栄養教室というのを市の方では事業としてやっていたらと思うんですけども、やはりこの介護予防というのは、大変高齢社会において、いつまでも元気で余生を送るといのはだれもが願うことでありますし、市にとっても大切な施策であると思いますので、もう少しこの事業の内容を充実されるとか、あと市の方で直接把握できない方に対しても何らかの手立てができるとか、そういう部分で、もう少しこの事業に対しての充実というものを検討していただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○紺野健康課長

委員、おっしゃるとおりでございます。この資料は 21 年度の事業でございます。特定高齢者事業は、介護予防のこの具体的な教室に来ていただくのに、21 年度の段階では、ケアマネのプランがないと来ていただけないような制度になってございました。私どもの方でも、特定高齢の方がなかなか伸びないということもございまして、もう一つ、地域支援事業の中に一般高齢者施策事業というのもございますが、そちらの方の受診者を伸ばそうかということで、例えばことしにつきましてはノルディックウォーキングとか、ちょっと目新しいと言ったら語弊がありますが、そういった新しい種目も取り入れて、特定高齢というよりは一般高齢の方々にそういうものを余計に参加してもらえば、結局、その次の段階が特定高齢ということになるものですから、さらにその前で参加者をふやしていこうと、今そういうふうの方針を 22 年度は変えております。

蛇足ですが、先ほどお話ししましたように、8 月 6 日付で法律、要綱が変わりまして、一次予防とか二次予防とか事業名称が変わったわけですが、そこの中で名称が変わっただけではなくて、ケアマネのプランが要らなくなりました。ここでいう特定高齢者施策事業ですね。ですから、今後そういったものも含めて、もう少し積極的な事業展開ができるのかなというふうには考えております。以上です。

○藤原委員長

以上で質疑を終結いたします。

3 時 45 分まで休憩いたします。

午後 3 時 35 分 休憩

午後 3 時 45 分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

- 下水道事業特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○藤原委員長

次に、平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。下水道課長。

○江口下水道課長

それでは、平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

最初に、資料 7 の主要な施策の成果に関する説明書の 215 ページをお開き願いたいと思います。

1、公共下水道建設に要する経費の真ん中の表の汚水施設建設事業費、単独起債の部分の区分、活動の分の汚水管渠整備延長、実績 158 メーターとあるところを 164 メーターに変更をお願いしたいと思います。うちの方でチェックの方を間違っておりました。申しわけございません。（「委員長、もう一回」の声あり）

215 ページ、(2)22 年度への繰り越しの項の事務事業評価、汚水施設建設事業、単独起債事業の活動の欄の上の段でございます。上の段の実績、158 メーター、これを 164 メーターに変更をお願いしたいと思います。

それと、本日お渡ししました議案第 51 号関係資料追加資料の下水道事業債明細書。この中の 3 ページ、下から 2 行目でございます。

仙台市農業協同組合の「協」の字が間違っております。

それから、5 ページ、上から 5 段目から仙台農協の分と、中段仙台農協、それから下の方におりていきまして、そこから 8 段目の仙台農協。それから、繰入先別集計の下から 2 段目、仙台市農業協同組合の「協」の字が間違っておりました。申しわけございません。訂正の方をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、下水道事業の決算について御説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書の説明の前に、資料 8 議案関係資料の 52 ページをお開き願いたいと思います。

21 年度の下水道事業特別会計決算総括表でございます。

歳入で、歳入合計、21 年度決算欄の一番下、歳入合計 29 億 5,199 万 9,329 円となりました。

次に、53 ページをお開き願いたいと思います。

同じく、総括表の歳出でございます。下から 2 段目、歳出合計でございますが、こちらは 29 億 4,910 万 1,329 円となりました。

歳入歳出それぞれの内訳につきましては、事項別明細書にて説明を申し上げます。

続いて、51 ページをごらんいただきたいと思います。

下水道事業の雨水事業、汚水事業別の歳出配分でございます。

雨水事業及び汚水事業の公債費の当初予算と決算の差額でございます。この 1,269 万 7,000 円につきましては、21 年度当初借入予定であった地方債の繰り越しに伴う利息の減少及び借入額確定に伴う利率の確定による利息の減少であります。

また、雨水事業建設費の当初予算と決算の差額 7,585 万円につきましては、主として 22 年度への繰越費でございます。

当初と決算の差の大きいものでございますが、維持費においては、消費税及び地方消費税の申告の免除による 2,400 万円の減額であり、また、建設費においては、2,130 万円の平成 22 年度への繰越費であります。

続いて、54 ページをお開き願いたいと思います。

こちらは業務比較表、汚水費用構成及び汚水処理原価調べ、雨水費用、構成調べでございます。

この中で、業務比較表の一番上の行政区域内人口でございます。先ほども国保の方で行政区域、市内の人口が出てまいりましたけれども、そちらは 6 万 2,658 名となっております。そちらは住民基本台帳をもとにした人口でございます。うちの方、下水道の方で採用していますのは、住民基本台帳プラス外国人登録数、21 年度につきましては 313 名をプラ

了した6万2,971名という数字を採用しております。そのこのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、55ページをお開き願ひたいと思ひます。

55ページにつきましては、下水道事業の地方債残高の資料でございます。

続いて、56ページ、こちらにつきましては、下水道事業の元利償還金の内訳の雨水事業分と汚水事業分の内訳と、それらに対する財源の内訳について、当初予算時と決算を比較したものでございます。

当初予算時における元利償還金の合計額は一番上の表の合計欄、一番上の表の下から3段目の部分ですけれども、合計欄で20億5,610万円。その元利償還金を賄う財源として、その右隣、下水道使用料でございますが3億8,968万7,000円。それから、そのまた右隣、資本費平準化債を5億4,950万円。そのまた右隣の下水道事業債特別措置分8,860万円。続いて、そのまた右隣の下水道事業受益者分負担金及び負担金を282万7,000円。そのまた右隣でございますが、仙塩流域下水道維持管理負担金・返還金を1,000円。最終的に、一般会計繰入金は全体で10億2,548万5,000円としておりました。

これが決算におきましては、元利償還金が中段表の下から同じように3段目でございます。20億4,340万2,000円となり、当初と比較いたしまして1,269万8,000円の減額となっております。これは平成21年度当初借入予定でありました地方債の繰越しに伴う利息の減少及び借入額確定に伴う利率の確定による利息の減少であります。

この元利償還金を賄う財源につきましては、今中段の決算時のすぐ右隣の下水道使用料4億6,891万8,000円。当初と比較いたしまして7,923万1,000円の増。資本平準化債が5億5,020万円。これが当初と比較いたしまして70万円の増。次に、下水道事業債特別措置分が9,010万円。これが当初と比較いたしまして150万円の増。続いて、下水道事業受益者分負担金及び負担金が369万1,000円で、当初と比較いたしまして86万4,000円の増。また、仙塩流域下水道維持管理負担金・返還金につきましては、当初充当予定をしておりましたが、維持管理費に充当したため、公債費には充当しませんでした。

結果的に、一般会計繰入金については9億3,043万3,000円の繰り入れとなり、当初と比較いたしまして9,505万2,000円の減額となっております。

それでは、資料5の65ページをお開き願ひたいと思ひます。

初めに、歳出から御説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費でございます。131万1,448円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。この備考欄、1款3項3目と1款3項2目へと、このこのところ5万1,000円ほど関係するところに予算を流用しております。1款3項3目水質規制の方に扶養手当分を、それから1款3項2目汚水管理費の方に時間外分を流用しております。

続いて、1款2項1目雨水管理費でございます。予算現額で2億6,222万2,000円でございますが、790万6,717円の執行残でございます。これは各節の執行残でございます。

11節需用費のうち、八幡雨水幹線の修繕費につきましては、両岸で421.99メートルを整備しております。

続いて、1款3項1目賦課徴収費でございます。こちらにつきましては、107万2,420円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。こちらにつきましても、1款3項2

目汚水管理費に時間外分を、1 款 3 項 3 目に水質規制の方に時間外分を 5 万 9,000 円ほど流用しております。

次のページをお開き願いたいと思います。

続いて、汚水管理費でございます。こちらにつきましては、666 万 3,750 円の不用額でございますが、これは各節の執行残でございます。失礼しました。666 万 3,758 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。

続いて、3 目の水質規制でございますが、こちらは 58 万 9,933 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、2 款 1 項 1 目公共下水道建設費でございます。こちらにつきましては、242 万 8,381 円の不用額につきましては、各節の執行残でございます。施工箇所につきましては、20 年度からの繰越箇所も含めまして市内 22 カ所の整備を実施いたしました。

続いて、2 款 1 項 2 目流域下水道建設費でございます。こちらにつきましては 324 万 3,814 円の不用額につきましては、19 節負担金補助及び交付金の執行残でございます。

続いて、3 款 1 項 1 目公債費につきましては、23 節償還金利子及び割引料の執行残でございます。不用額の 307 万 8,550 円につきましては、一時借入金発生時の利息として予算化したものの不用額となったものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目予備費につきましては、執行がありませんでしたので全額不用額というふうになりました。

以上で、決算の方を終わらせていただきます。済みません。歳出の方の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、下水道事業の主要な施策の成果の中で、212 ページ、資料番号 7 の 212 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 2 項 1 目雨水管理費のうち、事務事業評価結果について記載いたしましたものでございます。中段の表をごらんいただきたいと思います。(5)の下のところでございます。

こちらにつきましては、雨水管理費の事務事業評価対象事業といたしまして、雨水ポンプ施設の維持管理事業を挙げさせていただきました。活動指標といたしまして、年間の活動時間と処理水量とさせていただいております。実績が 721 時間、処理した水量は 18 万 4,112 立方メートルでございます。ただ、この中で一番下の成果の部分で、実績の部分の 10 件トラブル件数が発生しているということで、今後もこのようなことが発生しないように保守点検、それから大雨、有事の際に備えて保守点検の方に万全を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

続いて、資料 5 の 59 ページをお願いいたします。

歳入についてですが、初めに、1 款 1 項 1 目下水道事業受益者分担金でございます。

1 節、2 節合わせて、予算現額 143 万 3,000 円に対しまして調定額 171 万 9,510 円、収入済額 150 万 4,710 円、不納欠損額ゼロ。結果として収入未済額として 3 件の 24 万 4,800 円となっております。済みません。21 万 4,800 円となっております。

続いて、1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金でございます。1 節、2 節合わせまして、予算現額 184 万 6,000 円に対しまして調定額 232 万 4,580 円、収入済額 218 万 6,228 円、不納欠損額につきましては 2 件の 5 万 1,752 円となりました。この不納欠損処分につきましては、都市計画法第 75 条第 7 項の時効による規定と会社破産手続による納付額が確定となったことによるものでございます。結果といたしまして、収入未済額につきましては 3 件の 8 万 6,600 円となっております。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料でございます。こちらも 1 節、2 節合わせまして、予算現額 8 億 1,401 万 8,000 円に対しまして調定額 8 億 4,983 万 175 円、収入済額 8 億 3,422 万 1,931 円となっております。不納欠損額につきましては 167 件の 473 万 9,295 円となりました。この不納欠損処分につきましては、地方自治法第 236 条第 1 項の時効にかかるものでございます。

○藤原委員長

済みません。調定額略してもらって。

○江口下水道課長

わかりました。

結果として、収入未済額として 2,219 件の 1,086 万 8,949 円となっております。

続きまして、2 項 1 目総務手数料でございますが、予算現額 40 万 1,000 円に対しまして収入済額 32 万 900 円となっております。

続いて、3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金でございますが、予算現額 1 億 4,486 万 8,000 円に対しまして収入済額 9,436 万 8,000 円、収入未済額につきましては、繰越明許費分の 5,050 万円でございます。

続きまして、4 款 1 項 1 目県事業委託金でございます。裏のページをお願いいたしたいと思えます。

これは県事業にかかる受託事業としての収入であった場合を想定しての科目設定をしているもので、21 年度においては実績はございませんでしたのでゼロということになります。

続いて、5 款 1 項 1 目財産収入でございます。予算現額 246 万円に対しまして収入済額が 247 万 5,901 円となっております。

次に、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、こちらは予算現額 12 億 6,466 万 8,000 円に対しまして収入済額は 12 億 1,679 万 5,490 円となっております。

続いて、7 款 1 項 1 目繰越金でございます。予算現額 3,953 万 4,900 円に対しまして収入済額 3,959 万 3,900 円となりました。申しわけございません。収入済額 3,953 万 3,900 円となりました。これは 21 年度の第 1 回定例会及び平成 21 年度第 1 回臨時議会におきまして、繰越明許の御承認をいただきました浮島 1 号汚水幹線移設事業及び八幡雨水幹線板柵の修繕事業の財源でございます。

続いて、8 款 1 項 1 目延滞金及び 2 目加算金でございますが、収入はございませんでした。

次に、2 項 1 目雑入でございます。こちらは予算現額 3,789 万 9,450 円に対しまして収入済額 3,539 万 2,269 万円。失礼しました。3,539 万 2,269 円です。収入未済額の 279 万

円につきましては、繰越明許費分の歳出のうち、JR 仙石線連続立体交差事業に伴う高崎除塵機改造工事費に対する宮城県からの補償金でございます。

雑入の主なものとしたしましては、相互利用負担金、汚水施設移転等補償金、これは玉川岩切線道路改良に伴う浮島第一汚水幹線移設費用分。それから、仙塩流域下水道維持管理費負担金返還金などとなっております。

続いて、9 款 1 項 1 目下水道事業債でございます。1 節公共下水道事業債で、予算現額 1 億 6,200 万円に対しまして収入済額は 8,010 万円となっております。

次に、2 節流域下水道事業債で、予算現額 790 万円に対しまして収入済額は 480 万円となりました。

次に、3 節資本費平準化債で、予算現額、収入額とも 5 億 5,020 万円となっております。

次のページをお願いしたいと思います。

続いて、4 節下水道事業債特別措置分で、予算現額、収入額ともに 9,010 万円となっております。

71 ページをお開きいただきたいと思います。

最後に、実質収支に関する調べでございます。

収入総額 29 億 5,199 万 9,000 円に対しまして、歳出総額 29 億 4,910 万 1,000 円。歳入歳出差引額 289 万 8,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費分で 289 万 8,000 円となりましたので、実質収支額は 0 円でございました。したがって、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金繰入額もゼロでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○金野委員

課長も大分お疲れのようで、これは私の調査日が長かったせいもあったのかなと思っております。私の方から 2 点だったですけども、1 点目は、憤慨件数とかトラブル件数、これは課長から事前に調査日に質問して私は納得しましたけれども、雨水幹線について質問いたします。

町前の雨水幹線、これはあそこは湾岸道路と仙台市、多賀城市の混み合っている部分の雨水幹線ですので、21 年度の水路整備計画と、21 年ですよ、水路整備計画と整備内容について、お答え願いたいと思います。

○江口下水道課長

今の場所は、ジャスコと役所に来る交差点から仙台新港の方に延びる道路でございます。そこは県の港湾事務所の方の管理になっている港湾道路になってございまして、多賀城市と港湾事務所の方と仙台市の方、行政界が仙台と多賀城で入り組んでいるものですから、それで 3 者で維持管理をしていくという形になります。それで、多賀城市分につきましては、年に 2 回の草刈りを実施しております。それから、港湾事務所側は、港湾道路から若

干水路側に落ちた部分の草刈りについては、年に一、二回やっている。ただ、仙台市の方は草刈りをやっていないというような状況になっている場所でございます。

それから、今後の整備計画については、26年度までの今回の事業認可計画の中では、整備計画としては入っておりますけれども、今のところはまだ手をつけていないという状況にあります。

○金野委員

今、課長の方から、多賀城は年2回、あと港湾道路は、道路から多分50センチぐらいだと思うんですけども、その整備は私も確認しています。ただ、一番、あそこ、ジャスコの駐車場の南側から北日本、北日本の入り口だけはちゃんと整備されているんですよ、いつ見ても。はっきり言って。ただ、そこをすり鉢の下としたらば、多賀城もやっている、仙台に行ったらばやっていないと。それで、仙台の泉にあるところに電話したら、はっきり言って5年ぐらいやっていないんですよ。そういう状況。仙台、多賀城、港湾道路とあいう混み合った部分は、やはり三者会議でも年に1回かやって、次年度はどうするか、そういうのを私はやっていただきたいと思うんですよ。26年度末にまでちゃんと計画されているから、今後その三者会談を持ってやっていただくように、課長は、22年度、残り少ないですけども、そういう計画をやるつもりはあるかないか、それだけ伺っておきたいと思います。

○江口下水道課長

ただいまのお話ですけども、やはり現場を確認すると、仙台市側は手をつけていない、多賀城市側は手をつけていると。見た目にも非常によくはないということですので、港湾事務所と、あと仙台市の担当の方と連絡を取り合いまして、地域の方に御迷惑をかけないように、今後進めていきたいと、そのように今からとりはかかっていきたいと考えております。

○佐藤委員

7番の214ページの4番、事務事業評価のところ、活動というところに、未接続者に直接訪問調査した件数が500件計画で、実績30件ということなんですけれども、これは未接続を発見したと、接続していただいたという、どっちなんだろう。

○江口下水道課長

こちらにつきましては、下水道接続促進事業で、計画としては500件ということで載せておりましたけれども、実績として30件。これは実際にうちの方で調べたのと、あとは工事関係でちょっと出てきたやつに対して、直接出向いて行った件数が30件ということでございます。

○佐藤委員

私の問題意識は、ここはいわゆる下水道料金をいただいてなかったけれども、使っていたところというふうに思ったんですが、違うんですか。

○江口下水道課長

これにつきましては、実際、下水道に無届けで設置、つないでおる方もおります。その方々について、どうしても地下で接続になっていますのでなかなか見られないという部分もありますので、工事とか排水設備関係の工事が上がってきたときに確認をして、それでかかっているかかかっていないか、調査をする必要のあるところの分だけが30件ということでございます。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

多賀城市の水洗化率というのは非常に高いわけですね。県内で1番目か2番目だっと思いますけれども、それで、今現在、水洗化区域の中でまだ接続されていないというのが約1,000件というふうに押さえております。その中で、500件ということを目標に立てたんですけれども、30件という実績でございます。

○佐藤委員

わかったんですが、その30件というのは、いわゆる未賦課だったのか、新たに水洗化をしたところなのかということ、私はお聞きしたかったんです。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

未賦課とかではなく、今までつないでなかった人……（「新たに接続をした人でしょう。じゃ、そのように答えていただければ」の声あり）

はい。そうです。

○佐藤委員

そのように返事を簡単にしていただければよかったです。何だかさっぱりわけわからないことを言われると、また未賦課を発見したのではないかというような勘繰ってしまいます。1,000件あるということですから、随時、水洗化を進めていくためには条件もきちんと整えていかなきゃならないと思いますし、頑張ってくださいと思います。

それから、お隣の215ページなんですけど、2番の(2)の平成21年度事業で大代一丁目のポンプを設置されました。幸い、今まではずっとそのポンプが稼働することがなかったんですが、必要なときにはすぐ稼働できるような状況にメンテナンスはなっているんでしょうか。

○江口下水道課長

なっております。

○佐藤委員

じゃ、しっかり必要なときにすぐ役立つように監視をしておいてください。

それと、5番の60ページなんですけど、下水道使用料のところ収入未済額が、不納欠損額とも随分大きいんですけども、これはさっきのは未賦課の問題ではなかったということがわかってよかったんですけども、何年か前の大量に発覚した未賦課問題がそろそろ時効に入ってきての金額なんですか。

○江口下水道課長

先ほど話がありました下水道使用料につきましては、今お話あった未賦課の関係の部分についてはほぼ解消しております。

それで、現年度分で未納分が432万6円、それから塩竈市分でも……、現年度分で、多賀城市分が430万2,006円、それから塩竈市分が82万7,091円の512万9,097円でございます。それから、滞繰分の……。

○藤原委員長

35分まで休憩いたします。

午後4時27分 休憩

午後4時35分 開議

○藤原委員長

議事を再開いたします。

下水道課長の答弁を求めます。

○江口下水道課長

下水道使用料については、こちらにありますように収入未済額で512万9,097円、滞繰分で573万9,852円でございます。これについては、不納欠損額が滞繰分で473万9,295円というふうになっており、これにつきましては平成16年度に使用料未請求にかかる32件分の298万6,314円が大きいところでございます。

○佐藤委員

ごめんなさい。大変お手数かけて申しわけありませんでした。ありがとうございます。

32件分が入っているということで、まだ残っているんですか。（「残っているんですかというのでは……」の声あり）その未賦課にかかわる部分で。

○江口下水道課長

今現在、金額にして137万9,974円という状況になっております。

○佐藤委員

一生懸命努力をされて回収をさせていただいたということだというふうに思うんですが、137万というのは、そろそろ時効にかかってきているのかなという思いでもお聞きしたんですが、これはどんなものでしょうか。

○江口下水道課長

分納誓約をしていたいただいておりますので、これについてはかかっておりません。

○吉田委員

雨水排水にかかわる仙台市との協議の関連について部長に伺います。

中野ポンプ場については、もともとの全体計画はポンプを5台設置するということで、平成20年度までには3台を設置するということになっていて、そのような形で3台が現在稼働している状況にあります。それで、平成20年度以降、さらに残された2台について、仙台市と多賀城の協議をしながら今後のことについて対応していくというのが、これまでの扱いでありました。八幡雨水幹線との因果関係がありまして、中野ポンプ場の5台のポンプの設置が完成しなければ、なかなか八幡雨水幹線の抜本的な整備に取り組むことができないということで、本市のこれまでの扱いがされてきていて、設計委託等についても延期をされているということに相成っているわけですが、仙台市側がどうも状況としては西原ポンプ場の整備の拡充の方向の考え方が強いということで、現在本市と仙台市との協議も図られていて、多賀城市が一定の西原ポンプ場の事業に対する負担金を納めるということ

での合意がされているわけですが、平成 20 年度以降、今前段に述べたことを含めて、仙台市との協議が、中野ポンプ場に関することについての、残りの 2 台のポンプの設置の扱いについての取り扱いがどのように現行あるかについて御説明願います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

中野ポンプ場につきましては、今、委員御指摘のとおり、5 台の計画が最終形でございます。そして、平成 16 年 4 月 1 日には 5 台のうち 2 台が入ったと。それから、17 年にはもう一台入って、今現在 3 台。残り 2 台残っています、これについては、今後協議していくということになっておりますけれども、今まだ具体的な協議には入っておりません。ただ、仙台第 1、第 2、第 3、排水区の関係ですけれども、計画している宅地化が予定どおりまだ進んでいませんので、今現在はあの 3 台でも大丈夫だという判断が、仙台市側でなされているのかなというふうに推測しております。

ただ、これから高橋雨水幹線、今、一部未改修の部分がありますので、それが完成しますと、もっと水が中野ポンプ場の方に流れていきますので、その辺はやはり検証が必要だということに思っています。その検証の結果、増設が必要だということであれば、仙台の方に協議をしていきたいなというふうに思っています。

○吉田委員

先ほども、八幡雨水幹線と中野ポンプ場との因果関係について触れたわけですが、もともとの計画の本市の考え方ですけれども、5 台の中野ポンプ場の設置ができなければ、八幡雨水幹線の抜本的な整備の事業に取り組むことができないということについての考え方については、見直すとか再検討を加えるということにはされていなくて、当初のとおり、中野ポンプ場の 5 台のポンプが設置されなければ、八幡雨水幹線の抜本的な事業には着手できないという見解であるのかどうか。再度、そのところを伺います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

八幡雨水幹線につきましては、平成 3 年の事業、ごめんなさい。平成 7 年の事業認可の変更のときに、今までは八幡排水区に入っていた仙台第 1、第 2、第 3 排水区を、それまでは八幡ポンプ場で砂押川に流しましょうという計画だったわけですが、その事業認可の変更でもって、中野ポンプ場に流すように変更になったわけです。これは、委員、当然御存じのことだと思いますけれども。それで、八幡排水区の方につきましては、すべて中野ポンプ場ではなくて、八幡ポンプ場の方に流れるわけですから、中野ポンプ場の整備状況と八幡排水区の八幡幹線の整備とは、具体的に直接余り関係しないのではないかなという認識をしていたんですけれども、間違いですか。

○吉田委員

そうですか。私、全部経過わかっていて提案してきましたから、述べているんですけれども、八幡排水区については排水区の見直しをしたわけですよ。そして、国の関係で事業認可を取得し直したという経過があって、御案内のとおり、あそこの臨海鉄道からこちら側だけの八幡排水区に変更して、それは砂押川に流すということにしてきたわけですね。だけれども、ほとんど現在、御承知のとおり、八幡雨水幹線には雨水が以前のような形で、八幡排水区を見直す以前のような形の流域からの流入はないわけですから、現状としては、やはりいつも八幡雨水幹線は雨でも降らなければ乾いていて、ですから、板柵が非常に傷むと。水をかぶっていない状況だから、非常に傷むわけですね。そんなことになっている現状は承知していますけれども。

であるならば逆に、中野ポンプ場のあと2台のポンプの設置との因果関係がないという判断をされるならば、八幡雨水幹線の抜本的な事業に着手する方向を明示していただきたいと思うんです。そこのところは、もう一回内部的に再度検討していただいて、改めて時期を得て伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

私もちょっと勉強不足のところがありまして、的確な答弁ができませんので、少し時間をいただいて、回答したいと思います。

○竹谷委員

さっきの佐藤恵子委員の回答についてちょっとお聞きしたいんです。

答弁では、平成16年度に発生した未請求事件のうち、32件が今回の不納欠損に約290万円入っているという答弁だというふうに受けとめたのですが、そういう受けとめ方でよろしいでしょうか。

○江口下水道課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そして、この事件によって、市との話し合いで分納するという方がおられて、約130万がまだ残高としてあります。分納を承諾した方が何名なのか、教えてください。

○江口下水道課長

19名でございます。

○竹谷委員

そうしますと、市のお願いを聞いて分納して上げますという方が、時効の関係に相違しないものですから、この分は支払わなきゃいけない。ただし、分納を承諾しないでそのままにした人が、今回こういう処置を執られたと。不公平じゃないですか。不公平だと思うんですけれども、これを32件しなければいけなかった理由をもっと明確にしないと、市の要請で御協力した人が、最後までしらっと市の要請を拒否した人がこういう最終的な扱いになるということになると、大変不公平感が生まれてくる。今後、このような問題が発生したときに、市民が協力しないという結果論として出てくるのではないかとこのように私は受けとめたものですから、再度、その辺について伺います。

○江口下水道課長

今のお話は重々理解します。今回の32件の方について、11名の方には毎年お願いをしてやってきました。ただ、残りの方についてはお願いをしても、結局のところ了解を得られないということで、非常に不公平というものはこちらも感じております。今後このようなことのないように努力をしていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

それでは済まないんじゃないですか。いや、課長に答弁を求めてもきついのはわかるんです。それでは、これからいろいろな関係でこういう問題発生してくると思うよ。私は思いますよ。それを、悪いけれども、開き直った方は不納欠損でオーケー。「しようがないな

あ。市の皆さん方も一生懸命来てくれるから、毎月1万円ずつ払うから、ちょっと時間がかかるけれどもお願いします」という方がいつまでも払わなきゃいけない。そして、「おら、だめだ。嫌だ」と言った方が、不納欠損で処理される。これは私はおかしいと思いますよ。こういう姿勢、こういうやり方は。

これは課長に聞いてもしようがないので、これは市全体のいろいろな問題にかかわって来るとしますので……、総務部長に言う「こらー」と言うのわかっている。政治的立場の人、多賀城市の政治的立場の人がどのように感じてどうしてこうしているのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木副市長

今、竹谷委員から御指摘ありました件については、まことに、いわば正直者がばかを見るというような結果になったのでは、社会正義が守られないということがございますので、今、例えば不納欠損したものと残額の部分が、ちょっと内訳は完全に説明し切れていないと思いますけれども、時効が到来したものと、あるいはまだ時効が到来していないものの内訳があるかもしれませんけれども、その辺のところの精査をして平等な取り扱いになるように、その辺のところは十分注意をして、検討して対処してまいりたいというふうに思います。

○藤原委員長

竹谷委員、済みません。竹谷委員がおっしゃるのはそのとおりなんです、現在進行形の問題でもあるので、少しデータを当局に整理をしていただいて、引き続き補正でやっていただくというわけにはいきませんか。

○竹谷委員

いや、それはだめですよ。

○藤原委員長

そうですか。じゃ、やってください。

○竹谷委員

これから委員会持つかと思ったら、何のために課題するかわからない。

○藤原委員長

いや、いいですから。別段、引き続きやりたいということであれば、指名いたします。

○竹谷委員

いや、おれは今締めようと思っているんですけども。そういうやり方はだめだと思う。

○藤原委員長

はい、指名しました。

○竹谷委員

少なくともそういうデータを持って、私はこう思ったんですよ。5年時効を適用したんだと思う。そして、それを適用したんだと。もう一つは、多賀城市にいない、アパート住まいして、多賀城市から転居した人もおられるんじゃないかと思いますよ。そういう整理をき

ちんとしておかないで、こういう不納欠損の決算の議案を出すこと自体が、私はおかしいと思っている。進行形であろうと何であろうと。（「わかりましたけれども、回答はどなたに……」の声あり）その辺をきちんと整理をして、なぜ整理をしなかったのか。その理由だけお聞きしたい。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

整理はされていたんですけれども、ちょっとどこにしまったかがわからなかったみたいでございます。

それで、不納欠損者、全体で167件ありまして、そのうちの32件が未請求事件にかかわっていたわけでございますけれども、この32件の合計金額が298万6,314円ということで、これは先ほど課長が申したとおりです。その内訳ですけれども、分割納付をしていた人が2人、それから支払い拒否の方が28名、それから行方不明の方が2名ということで、全部で32件という状況になっています。

今回不納欠損とさせていただいた分につきましては、地方自治法の236条第1項の時効にかかる規定によるものでございまして、5年間の時効が成立したということで不納欠損させていただいたということでございます。

○竹谷委員

正直者が馬鹿を見るようなやり方はまずいですね。ですから、今言ったように、資料、今、部長がおっしゃったような資料をきちんと提示をして、こうなったんですよということにしないと、私はまずいんじゃないかということだけ申し上げておきたいし、こういうものについて明確にした資料があるのではあれば、後日で結構ですから、こういう状況ですよということを私は説明しておくことが大事じゃないかと。来年また出てくる可能性があるんです。5年サイクルで。ですから、どれだけ残ってどうなっているかということをきちんとしていただきたいと思いますので、それだけ、後で結構ですから、どういう状況かを、あしたの予算委員会でも、補正予算委員会でも結構ですから、明示していただければ助かります。よろしくお願いします。

次の問題、これも説明不足……、いいですか、委員長。5分前ですけれども。委員長宣言しないと。

○藤原委員長

済みません。

お諮りいたします。都合により、本日の会議は延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

したがって、延長いたします。

竹谷委員。

○竹谷委員

委員長、疲れているからかわいそうなんですけれども、もう一つお聞きしたいんですよ。

先ほど、資料5で雑入のやつを一生懸命説明していましたよね。どこだろうなと思って、私、よく見たら、8の52ページ、雑入の詳細が記入されています。いいですか。

ここで聞きたいのは、情勢の変化だと思いますが、昨年度より、20年度より、仙塩領域下水道の関係ですが、約4,200万マイナスになっているんですけども、これはどういう原因でこうなったのかを説明をしていただきたいと思います。

○江口下水道課長

これにつきましては、前年度事業の差し引きによってこの返還金の金額が定められてきますので、それによる県の方の事業費の大小によってその数字が減少したということでございます。

○竹谷委員

県の事業費でそうなる……、これは県の負担金が多く取ったから返しましょうということ、毎年計画的に返そうというものの説明を受けておったものだから、今回4,200万円少なくなったのは、そういう理由ではないと思うんですよ。じゃ、それは毎年変わるんですか。ちょっとその辺、私も理解に苦しむので、もう一度お願いします。

○江口下水道課長

今年度の返還金、21年度剰余金返還金がこちらの予算に21年度書いてありますとおりの金額になっておりますのは、算出基礎としては19年度の累計収支と20年度の収支、20年度の収入と費用の差し引き、これを足してきまして、20年度の計画上の累計収支を、先ほど言った20年度の累計収支から20年度の計画上の累計収支を差し引いた金額でもって積算した金額が全体で1億4,658万3,643円、1億4,658万3,643円、これが仙台、塩竈、多賀城、七ヶ浜、利府町の3市2町の分の合計額ですけども、この構成比割合の18.33%、この分が多賀城市に返還される金額でございます。それが2,690万という数字になってくるわけでございます。

○竹谷委員

わかりました。この計算資料、配付してください。ここで数字的取り合いをやっていてもしょうがないですから。こういう根拠でこういうものが出たんだと。そして、今後の見通し、22年度も続くでしょう。23年度も続くでしょう。もし続かなかつたら、これで終わり。そういうものをきちんと出してください。そうしないとまずいと思います。その辺のことをきちんと出していただいて、あと何らかの機会のときに精査していきたいというふうに思いますから、資料出してください。よろしくお願いします。

○藤原委員長

下水道部長、よろしいですか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

資料をお出ししますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

きょうはちょっと難しいので、あした、出します。

○板橋委員

下水道事業債の明細書をいただいたんですが、これ、5、6ページの発行総額322億3,400云々で、21年度償還高、21年度未償還高累計で、21年度末の未償還残高が234億9,000

万円で、No.8の234億9,000万円を21年度末残高で、数字は合うんですが、この真ん中の21年度償還高と21年度末償還高累計の13億4,900何がしと87億3,600何がしというのが、どのようにしてこれが足し算、引き算で21年度末の未償還残高になるのか。ちょっと御説明をお願いしたいんですが。

○阿部下水道課副主幹

この資料の説明についてお答えします。

まず、一番最初の左側の欄ですが、発行総額となっております。こちらにつきましては、先ほど、委員からもお話いただいたとおり、今現在、平成21年度末の下水道事業債残高の対象となる地方債のみとなっております。したがって、既に償還済地方債は、この表には含まれておりません。それで、こちらのまだ残高のある地方債だけの一覧になっておりまして、その発行総額が全部で今現在関係しているのが322億3,490万円というふうになります。

次の、右に行きますと、21年度償還高と、こちらは歳出でよく言います元金償還額になるんですが、こちらが21年度13億4,955万6,775円、借入先に対してお返しした金額になります。

そして、次の欄ですが、21年度末償還高累計になりますが、こちらは、この21年度の償還額も含めまして21年度までに、さきの322億3,490万円の発行総額に対して21年度までに幾ら返したかという金額になります。ですので、322億3,490万円をお借りして、そのうち87億3,667万6,757円を21年度末までに返還したという形になります。

したがって、結果的に、21年度の償還残高は234億9,822万3,243円という形の表現とさせておりました。

○板橋委員

なるほどね。わかりました。それでもって、6ページの21年度末未償還残高の234億9,800何万何がしが、下の借入先の八つの銀行からの借入残高ということですね。

○阿部下水道課副主幹

そのとおりです。

○板橋委員

No.7の217ページで見ると、一番わかるんですが、やはりこれはもう少し、せっかくつくっていただいた資料なんだけれども、見やすいようにしていただけると、21年度末で幾ら借入れが残っていて、それで21年度中に元金償還と利息の支払い、幾ら幾らということで、それで残高を出してもらおうと、一番見やすいと思うんですが、そういうような形で今後資料の整理を一緒にしていただきたいなと思います。

それで、この中でもって21年度償還されていないのが、この横棒ですよね。その中でもって一番古いのが昭和61年に借り入れた元金が1億8,300万、これの金利が6.4。こういう6とか5とか4とかという高金利になっている分に関しては、今後金利を下げる事ができるのか、でき得ないのか。制度上できないのか。事業によって借り入れた、借り入れ方によってこういうふうにして、高金利が今現在低く下げることができないのか、その辺をちょっとお聞きします。

○阿部下水道課副主幹

お答えいたします。平成 22 年度に……、申しわけございません。

まず、下水道事業といたしましては、ほかの水道事業であったり、一般会計などと同じように、公共事業債としましては高金利対策の借りかえということは、制度上できます。

できるんですが、その借りかえには水準、基準がございまして、平成 22 年度における下水道事業の借りかえ基準としましては、汚水資本費原価というんですが、要は、下水道使用料で賄っている資本費、公債費の部分の原価という部分があるんですが、その水準が 150 円前後、基準が 1 と 2 ございまして、132 円以上、それから 158 円以上ということでルールが決められております。要は、それくらい下水道使用料をいただく中で、借金返済のウエイトが大きいような、経営上に借金の返済が大きく影響しているような団体でないと借りかえは認めませんよという制度になっております。

多賀城の今現在におきましては、下水道使用料で賄う部分の借金返済の原価というのが 89 円になっておりまして、その水準よりも相当下の方にいるんです。平成 19 年度からその借りかえというものは積極的に行っているんですが、今回の平成 22 年度基準には 6% 台の金利の借りかえは、制度上乗れないという形になっております。以上です。

○板橋委員

それでもって、No.7 の 217 ページの元利償還の 13 億 4,900 万円に対して、利子支払い額が 6 億 9,000 万円という、これだけの利子の支払い額が大きいということになるわけですよ。今お話ししたことを総合的にお聞きしますと。

○阿部下水道課副主幹

そのとおりです。

○板橋委員

わかりました。

じゃ、もう一つ、別な件で、八幡雨水幹線の板柵、毎年整備されているようなんですが、これの今後の計画というのはまだ策定されていないんですか、どのようにやってくるか。やはりあそこは結構幅広いですよ。8 メーターから 10 メーター近くありますよね。そうなってくると、ボックスカルバートを入れて、上を一方通行の道路にして、車が通れるようになれば、私の考えね、そうすると、あの近隣の地主さんには悪いんですが、評価が上がってくる。これは利便性がよくなればそれだけ土地の評価が上がるというふうに、私は認識しているものですから、そういうふうな相乗効果を、出費は多額になると思います。ただ、先行きの相乗効果を考えた場合、そういうふうな考えをお持ちになるようなことは一切ございませんか。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

八幡雨水幹線につきましては、委員御指摘のとおり、管路幅が約 10 メーターほどございまして、実際あそこに入る雨水管路が 2,600、3 メーターぐらいだったと思うので、余裕は生まれるわけです。あそこについてどのような整備計画、整備方針があるのかということに対しては、今のところまだ具体的な計画は持っておりませんで、下水道部といたしましては、ここ当面、平成 25 年度までは、高橋雨水幹線の整備の方に全力を傾注して、その後、八幡雨水幹線の方に向かっていきたいなというふうに考えております。今のところ、具体的な計画はございません。

○板橋委員

その高橋の雨水幹線のことともわかるんです。ただ、中野ポンプ場ができたために、あの八幡の雨水幹線の方に大雨以外は流入が少なくなるものですから、よどんでいて大分いいにおいすると思うんです。そうすると、そういうところを先にやはり、多賀城は安心・安全、快適な生活を市民にさせていただくための環境の整備をしていくというのがキャッチフレーズで、どこかさ載ってましたよね。載っていなかったですか。そうしたら、そういう幹線水路というのは、多分風下から整備していくのかなというふうな感じで私も見てきておりますから、そうすると並行してやるか。それとも、当座あの辺、高橋の場合は一本柳とか六貫田とかまだ田んぼあって、大雨降った場合の保水能力をお持ちだと思います。今、大雨降られたら農家の人はもう泣くざるを得ませんがね。収穫前の稲がたわわに実っていますから。それは別としても、そういう田んぼというのは保水力を持っていますから、どうしても1メートルも2メートルも大雨降って冠水するというのだったら、これはやむを得ないと思います。早めに整備しなくちゃならないと思います。それにつけても、あの八幡の有名な堀はもっと早めに手を打つべきじゃなかったかなと、私は思うものですから、今後、部長も大分悩んだ顔をしていますので、あとはお聞きしませんが、その辺もあわせて整備していくような考えをお持ちになるか、ならないか、副市長、ちょっとだけ答弁お願いします。

○鈴木副市長

八幡雨水幹線につきましては、先ほど吉田委員からも御質問ございましたけれども、さっきございましたように、上流部分については中野ポンプ場に流れるように計画を直しております。下流部の方については、下の下流域の方だけということになりまして、計画からすると今の水路断面よりももっと小さくて済むこととなります。しかし、一方で、今度は住民の心理的な部分、計算上それでいいからといっても、今幅が10メートルもあるところを狭めていいのかどうかという問題も出てまいります。そういうこともありますので、将来的に八幡雨水幹線の整備をどうするのかというのを、今下水道部を中心にいろいろ検討しているところでございます。

その中で、今、高橋雨水幹線のことがございますけれども、高橋雨水幹線については、高橋地区の市街地が時々水をかぶるという状況になっているものですから、それを早急に解消するためにそちらの方に財源を投資してまいりたいということでございます。一方、八幡雨水幹線につきましては、中には板柵が崩れて、宅地に影響を与えるようなところも出てきているものですから、そこについてはそうなっては大変ですので、その部分については暫定的に整備に努めているという状況でございますので、そのところは念頭に置いて将来的な計画も定めてまいりたいというふうに思っております。

○藤原委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○藤原委員長

以上で、平成21年度多賀城市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を終結いたします。

これをもって一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 51 号 平成 21 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○藤原委員長

休憩どうしますか。じゃ、5 時半まで休憩をいたします。

午後 5 時 19 分 休憩

午後 5 時 30 分 開議

○藤原委員長

おそろいですので、議事を再開いたします。

- 議案第 52 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○藤原委員長

議案第 52 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、収入、支出一括説明を求めます。上水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、水道事業関係について説明をさせていただきます。

資料は 3 番と 5 番と 8 番を御用意願います。よろしいでしょうか。

初めに、資料 8 の 57 ページをお開き願いたいと思います。

平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算関係資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、業務比較表でございます。これは消費税抜きで表記してございます。

上から 4 段目、給水人口につきましては、平成 21 年度末で 5 万 6,470 人、前年度より 98 人の減となっております。給水戸数は 2 万 2,214 戸で、187 戸の増。普及率は 99.99%で、未給水戸数は 1 世帯でございます。

次に、年間総配水量でございますが、616万1,418立方メートル、対前年度比で0.3%、1万8,251立方メートルの増加となっております。1日平均配水量は1万6,881立方メートルで、50立方メートルの増加。一方、1日最大配水量は1万8,825立方メートルで、523立方メートルの減少でございます。年間総有収水量につきましては、574万1,292立方メートルで、対前年度比で0.68%、3万9,387立方メートルの減少となっております。次に、有収水量率でございますが、93.18%で、0.92ポイント低下となっております。現在実施している漏水調査業務を継続し、漏水箇所の早期発見等に努め、有収水量率の向上に努めてまいります。

職員数は27名でございますが、前年度末より1名の増加となっております。これは、平成20年度につきましては、20年12月末に退職者が1名おりましたので、年度末時点での比較上1名増加となっているものでございます。

次に、供給単価は298円92銭で2円の減。給水原価は298円52銭で2円3銭の減でございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費と仙台分水受水費の単価でございますが、広域水道受水費は137円5銭、昨年度と比較して94銭の増加。また、仙台分水は128円60銭、54銭の増加となっております。これは受水量減少に伴い、単価が割高となったことによるものであります。

次に、下の表で、費用構成及び給水原価調べについて御説明申し上げます。

これにつきましても税抜きで表記してございます。

平成21年度の費用合計は17億1,387万836円で、前年度と比較しますと2,349万6,459円の減額となっております。減額の主なものは、支払利息であります。公的資金補償金免除繰上償還制度の活用や企業債支払利息の減少により約5,000万円の減額となっております。ほかに、減価償却費で約1,100万円、受水費では受水量の減少によりまして約420万円減額となっております。

一方、増額の主なものは、その他物件費で、新田浄水場敷地内の土壤汚染対策として土壌入れかえ業務に伴い、約3,700万円の増額となっております。

58ページをお願いします。

平成21年度多賀城市水道事業会計決算一覧表でございます。

まず、収益的収支ですが、収入18億8,036万4,332円、支出17億1,430万1,267円で、差し引き1億6,606万3,065円の当年度純利益を計上することができました。これに備考欄の記載のとおり、前年度からの繰越利益剰余金1億7,206万1,547円を合わせまして、3億3,812万4,612円の当年度未処分利益剰余金となりました。

その下の資本的収支ですが、収入7億5,415万5,078円、支出12億8,918万7,074円で、差し引き5億3,503万1,996円の不足となっております。

なお、資本的収入のうち、水資源開発負担金271万8,632円については別途積み立てしますので、実質の不足額は5億3,775万628円となり、これを補てんする財源といたしまして、備考欄に記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,892万2,731円、当年度損益勘定留保資金2億6,618万2,353円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億5,264万5,544円で補てんしております。

次に、その下の表に、水量及び給水収益の当初予算と決算の比較を記載してございます。

水道収入のもととなります有収水量は、決算では5万1,285立方メートルの減少となりました。同様に、給水収益は3,316万6,899円の減額となりました。

平成21年度におきます水道事業の管理強化事業としまして、安定給水確保のため水道施設の電気・機械及び計装設備の機能診断業務、災害対策として末の松山浄水場・浄水池の耐震化工事、新田浄水場敷地の土壤汚染対策のための土壤入れかえ業務、配水管整備に伴う耐震化の促進などを行い、さらなる安全・安定給水の確保を図っております。

59ページをお開き願います。

平成21年度比較損益計算書でございます。最終予算額と決算額とを各科目ごとに比較しております。太枠で囲まれた部分が決算額でございますが、まず右側の貸方の一番下に記載しております合計額が、先ほど申しました収益的収入18億8,036万4,332円。次に、左側も借方の決算額の下から3番目の小計の欄が収益的支出17億1,430万1,267円。その下が、当年度生じました純利益1,606万3,065円となっております。1億6,606万3,065円となっております。済みませんでした。

資料5をお願いします。資料5の72ページをお願いします。

平成21年度多賀城市水道事業報告書でございます。

総括事項が記載されておりますが、(イ)の給水状況につきましては、先ほど業務比較表で説明したとおりでございます。

次の(ロ)建設改良事業につきましては、総額で4億904万7,000円を支出しております。配水管整備事業につきましては、末の松山浄水場・浄水池耐震化工事のほか、配水管布設工事で19件、配水管改良事業では、電気防蝕工事などの施設整備を16件行っております。また、ほかに量水器購入費として81万7,000円を支出しております。

(ハ)財政状況につきましては、先ほど決算一覧表で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、下から4段目、消費税でございますが、総収入に受ける仮受消費税及び地方消費税8,958万4,000円に対し、総支出における仮払消費税及び地方消費税7,281万9,000円で、これを差し引いた1,676万5,000円を納付しております。

次に、73ページをお開き願います。税抜きで表記しております。

本年度は、給水収益が前年度に比較いたしまして2,330万2,000円、1.34%の減収となり、18年度から4年連続で減少となりました。さらに、加入金などの減少により、営業収益全体では対前年度比1.48%の減収となりました。

また、営業外収益につきましては、高料金対策補助金の収入に伴い、282万5,000円の増となりましたが、事業収益全体では1.26%の減収となりました。

一方、事業費用では、土壤入れかえ業務により営業費用が増加したものの、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用した企業債利息の削減により、対前年度比1.36%の減額となり、1億6,606万3,000円の純利益を計上することができました。

しかしながら、水需要が落ち込んでいる中、設備の更新や災害発生時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、新たな資本投資が求められているところであります。今後とも、安全な水を安定的に供給するため、なお一層の経営の合理化、効率化を図り、健全経営の維持と給水サービスの向上に努める所存であります。

以上が、平成 21 年度の水道事業の概要でございます。

次に、82 ページをお開き願います。

収益費用明細書につきましては、管理課長から説明いたします。

○小幡管理課長

それでは、水道事業収益について御説明申し上げます。

消費税抜きで表記してございます。

水道事業収益の合計は 18 億 8,036 万 4,332 円となっております。

初めに、営業収益の水道料金で 17 億 1,619 万 1,355 円。これは年間有収水量 574 万 1,292 立方メートルに供給単価 298 円 92 銭を乗じたものでございます。

次に、加入金でございます。3,148 万 7,000 円は、新設 260 件、増系統 32 件、合計 292 件分でございます。

修繕工事収益 6 万 8,145 円は、漏水修理 7 件分でございます。

手数料 230 万 8,200 円は、設計審査、工事審査手数料等 597 件分でございます。

次に、下水道負担金 3,988 万 1,183 円は、下水道料金等の徴収に伴う負担 23 万 1,458 件分でございます。

雑収益は、督促手数料 1 万 8,851 件でございます。

次に、営業外収益でございますが、受取利息及び配当金は、資金運用に伴います利息 114 万 568 円でございます。

次に、一般会計補助金 8,256 万 8,000 円は、高料金対策に伴う一般会計からの補助金でございます。

次の他会計負担金 402 万 8,310 円は、下水道会計で負担する庁舎の共通経費負担金でございます。

雑収益 80 万 2,011 円は、修理不能のメーターの売却等の収入でございます。

次に、特別利益でございますが、過年度損益修正益の 4,460 円は、過年度分の水道料金でございます。

以上で、収益の説明を終わります。費用については工務課長から御説明申し上げます。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

83 ページをお願いします。

費用について御説明申し上げます。

水道事業費用合計で 17 億 1,430 万 1,267 円。営業費用で 15 億 7,395 万 373 円でございます。

初めに、原水及び浄水費で 9 億 1,274 万 226 円となっております。

給料から法定福利費までは職員 2 名分の人件費でございます。

主な費用について御説明申し上げます。

中ほどに記載の委託料 6,998 万 4,400 円は、末の松山浄水場管理業務、運転管理業務に 5,660 万円、水質検査業務で 609 万円のほか、各施設での業務委託 10 件分に要した費用となっております。

修繕費 967 万 4,600 円は、末の松山 2 号濾過器修繕のほか施設維持管理での修理 4 件、また、各機械設備にかかる修繕 12 件分に要した費用となっております。

動力費 966 万 7,932 円は、岡田水源の浄水処理及び天の山配水池への送水に要した電力料金となっております。

負担金 1 億 5,657 万 3,600 円は、仙台分水にかかる釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 6 億 4,730 万 2,920 円は、仙台分水で 178 万 1,884 立方メートル及び広域水道からの 419 万 3,573 立方メートル、合わせまして 597 万 5,457 立方メートル分の受水費となります。

次に、配水費といたしまして 1 億 2,062 万 4,862 円でございます。

給料から法定福利費までは職員 9 名分の人件費でございます。

次のページ、84 ページの上から 9 行目、委託料でございますが、1,362 万 689 円は、市川系、天の山系の漏水調査業務に 450 万円、配水施設の電気計装補修、電気工作物保守点検業務で 158 万 1,000 円のほか、各施設に要した業務委託 10 件からなる費用でございます。

賃借料 199 万 9,764 円は、積算システムの借上げのほか、公用車 3 台、パソコン 1 台の借上料となっております。

修繕費 2,005 万 4,655 円は、市川減圧弁修繕、鴻池水管橋橋台修繕に 670 万円、公道内での修繕 19 件に要した費用 536 万円、機械修理 6 件、その他の施設維持管理に要した修繕 3 件からなる費用でございます。

路面復旧費 218 万 103 円は、公道内漏水修繕にかかる舗装復旧 17 件分に要した工事費でございます。

次に、給水費で 1,903 万 2,500 円でございます。

委託料 1,376 万 7,440 円は、有効期限切れとなりました揚水機 2,767 個の交換業務と夜間受付業務に要した費用でございます。

材料費 461 万 3,610 円についても、有効期限切れ交換に要した量水器の購入代でございます。

業務費については、管理課長から御説明申し上げます。

○小幡管理課長

続きまして、業務費でございますが、9,902 万 6,553 円でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

給料から報酬までは職員 7 名分と非常勤職員 1 名分の人件費でございます。

次のページをお願いいたします。

上から 6 行目、委託料でございます。506 万 954 円は、転入・転出に伴う開閉栓業務委託と料金改定に伴うシステムのプログラム修正等の委託料でございます。

手数料 1,871 万 4,480 円は、メーター検針手数料と水道料金の口座振替とコンビ二振替の手数料でございます。なお、口座振替とコンビ二収納の件数は 22 万 7,853 件となっております。

賃借料 540 万 5,760 円の主なものは、検針用ハンディターミナルの借上料とマッピングシステム等の機器借上料でございます。

次に、総係費の 1 億 5,297 万 3,989 円でございますが、給料から法定福利費までは管理者と職員 7 名分の人件費でございます。

その下、中ほどでございますが、委託料 6,619 万 5,056 円は、庁舎維持管理の業務委託のほか、新田浄水場土壌入れかえにかかる処理関係の経費でございます。関係費 6,266 万 8,000 円が主なものでございます。

賃借料 295 万 4,480 円は、財務会計システム機器の借上料が主なものでございます。

修繕費 262 万 9,200 円は、庁舎の修繕費等でございます。

負担金 579 万 5,297 円は、市の電算使用負担金や総務管理負担金でございます。

次に、減価償却費 2 億 4,351 万 1,093 円は、有形固定資産減価償却費でございます。

資産減耗費 2,604 万 1,150 円は、固定資産除却費で、配水管布設がえ等に伴うものでございます。

続きまして、営業外費用でございます。1 億 3,992 万 463 円は、企業債償還利息でございます。

済みませんが、ここで 89 ページをお開き願います。

これが企業債明細書の一覧表でございます。借入先、借入額、償還額、未償還額、借入利率、償還終期、備考欄には借入理由が記載されております。

次のページをお願いいたします。92 ページでございます。

左側の未償還残高の一番下の欄に 46 億 4,669 万 2,542 円の記載がしておりますが、これが平成 21 年度末の借入残高となっております。

また、恐縮ですが、86 ページにお戻り願いたいと思います。

特別損失の 43 万 431 円でございますが、固定資産売却損 11 万 1,110 円は修理不能の量水器 69 個分の売却損でございます。

過年度損益修正損 1 万 8,450 円は、減量認定等による還付金でございます。

その他特別損失 30 万 871 円は、水道料金等の不納欠損処分に伴うものでございます。

恐れ入りますが、ここで資料 8 の 86 ページをお開き願います。

多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例第 11 条の規定に基づく債権放棄の状況について御説明申し上げます。

中ほどの水道料金から一番下の修繕工事収益までが水道事業分でございます。

まず、水道料金でございますが、第1号に基づく時効期間が経過したものが17名分で39件、第2号に基づく破産による免責が6名で延べ29件、計23名で延べ68件を処分しております。

次に、臨時給水分でございますが、これは工事等により一時的に水道を使用した場合の水道料金でございますが、第1号に基づく時効期間の経過により1件分を処分しております。

最後に、その下の修繕工事収益でございますが、これは給水装置の修繕を行った際の収入でございます。これも私法、民法の契約に基づく債権でありますので、第1号に基づき1件を処分しております。

なお、この修繕工事収益の時効につきましては3年となっております、民法第170条第1項第2号の規定によるものでございます。

水道事業会計合計で、25名で延べ70件、31万5,908円となりますが、これは消費税込みの金額でございますので、税抜きでは30万871円となるものでございます。

それでは、また資料5にお戻り願いたいと思います。

資料5の81ページでございます。

損益勘定留保資金等について御説明させていただきます。

中段に、(3)その他会計経理に関する重要事項を記載しております。

まず、(イ)の損益勘定留保資金について御説明いたします。当年度発生額2億6,618万2,353円は、現金支出を伴わない経費で、減価償却費等でございます。当年度発生した資金はすべて資本的支出の不足の補てん財源として使用しております。

次、(ロ)の消費税及び地方消費税資本的収支調整額でございます。当年度発生額1,892万2,731円につきましても、全額資本的支出の補てん財源に使用いたしております。

(ハ)の水資源開発負担金につきましては、表中の右側に記載しております年度末残高1億4,098万3,082円は、現金預金で保管しているものでございます。

ここで、恐れ入りますが、資料3の40ページをお願いしたいと思います。

剰余金計算書について御説明いたします。

まず、上から利益剰余金の部でございますが、減債積立金につきましては、前年度末残高3億5,000万、前年度繰入額5,000万、当年度処分量1億は資本的支出の補てん財源として使用しております。当年度末残高は3億円でございます。

次に、建設改良積立金につきましては、前年度末残高3億1,884万4,338円、前年度繰入額1億円、当年度処分量1億5,264万5,544円は資本的支出の補てん財源に使用しておりますところから、当年度末残高は2億6,619万8,794円となります。

次に、未処分利益剰余金でございますが、前年度未処分利益剰余金3億2,206万1,547円から減債積立金と建設改良積立金を合わせまして1億5,000万円を積立処分としておりますので、繰越利益剰余金の年度末残高は1億7,206万1,547円となっております。

それに今年度の純利益1億6,606万3,065円を加えますと、当年度の未処分利益剰余金は3億3,812万4,612円となっております。

なお、この当年度の剰余金処分については後ほど御説明申し上げます。

次の資本剰余金の部の補助金については変動ございません。

次のページをお願いいたします。

受贈財産評価額でございますが、前年度末残高 9 億 3,225 万 5,384 円となっております。当年度発生高は 361 万 1,426 円、これは配水管の寄附によるものでございます。一方、当年度処分額 2,163 万 3,990 円は、配水管等の布設がえに伴うものでございます。当年度末残高は 9 億 1,423 万 2,820 円となっております。

次に、工事負担金でございます。前年度末残高 11 億 8,065 万 532 円、当年度発生高 461 万 3,514 円、これは資本的収支で請け負いました工事負担金でございます。当年度処分額 423 万 272 円は配水管等を処分したことによるものでございます。当年度末残高 11 億 8,103 万 3,774 円でございます。

次に、水資源開発負担金でございます。前年度末残高 4 億 9,480 万 8,283 円、当年度発生高は 7 件で 258 万 9,174 円で、当年度末残高は 4 億 9,739 万 7,457 円となっており、翌年度に繰り越す繰越資本剰余金は 27 億 9,266 万 4,051 円となっております。

次に、平成 21 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書について御説明させていただきます。

先ほど 40 ページの利益剰余金の部で御説明いたしました、当年度末処分利益剰余金 3 億 3,812 万 4,612 円の処分については、地方公営企業法第 32 条の規定に基づき、1 億円を減債積立金、また地方公営企業法施行令第 24 条第 4 項の規定により、建設改良のために積み立てるため、1 億 5,000 万円を建設改良積立金として積み立てたいと考えております。翌年度繰越利益剰余金を 8,812 万 4,612 円にしたいと考えております。

次のページ、お願いいたします。

平成 21 年度多賀城市水道事業貸借対照表について御説明申し上げます。

初めに、資産の部でございますが、固定資産のうち有形固定資産は末の松山浄水場耐震化工事に伴い、構築物では前年度より約 1 億円増加いたしました、流動資産のうち現金預金が約 1 億円減少し、資産全体では、一番下の欄になりますが、前年度比約 300 万円増の 101 億 6,837 万 2,362 円となっております。

次のページ、43 ページをお願いいたします。

資産の資金調達の源泉をあらわしております。資本の部のうち自己資本金と組入資本金、剰余金が自己資本でございます。自己資本構成率は、21 年度末で 53.11%となっております。なお、自己資本構成率は前年度より 1.5 ポイント向上しております。

最後になりますが、下から 4 段目にある利益剰余金合計でございますが、残高合計 9 億 432 万 3,406 円は、減債積立金や建設改良積立金の取り崩しに伴い、前年度から 8,658 万円ほど減少いたしております。

なお、貸借対照表の内訳につきましては、資料 8 の 60 ページから 62 ページに記載してございますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

以上で御説明を終わります。

○藤原委員長

以上で説明が終わりました。

これより収入支出一括質疑に入ります。

質疑のある方、挙手を願います。柳原委員。

○柳原委員

まず、資料 8 の 59 ページの予算と決算の比較表ですけれども、これの決算額を見ますと、決算額の下から 2 段目の当年度純利益が約 1 億 6,600 万円ですね。それに対して、左側の予算額なんですけれども、これは補正も入った最終予算ということなので、1 億 3,000 万となっていますが、私の記憶では 21 年度の当初予算では、純利益は 4,272 万円だったと思うんですが、まず、この数字が合っているかどうかというのを。

○小幡管理課長

21 年度当初予算では、1 億 2,226 万 5,000 円でございます。当初予算では 1 億 2,226 万 5,000 円でございます。失礼いたしました。これは 21 年度でございます。20 年度の……（「21 年度」の声あり）21 年度。ちょっとお待ちください。

失礼しました。21 年度当初では、純利益が 4,272 万 1,000 円でございます。

○柳原委員

そうですね。あと、新田浄水場の土壌入れかえの最終的には幾らかかったのでしょうか。

○小幡管理課長

最終的には、土壌処分あるいは運搬、埋め戻しを含めまして、6,580 万 1,244 円支出しております。

○柳原委員

はい、わかりました。純利益が 1 億 6,000 万円。それで、新田浄水場の処分、土壌入れかえは臨時的、1 回だけのものでありまして、21 年度しか支出がなかった経費でありますので、もし、それがなかったと仮定した場合は、純利益が 2 億 2,000 万円ぐらいになるのではないかと思います。それで、これだけ純利益が出ているということを考えますれば、もし、資本費平準化債を使わなかった場合であっても、もうちょっと料金が引き下げ幅が大きくできたのではないかなと思うんですが、いかがだったでしょうか。

○板橋水道事業管理者

当初予算で 4,200 万の純利益と言いましたけれども、高料金対策、今回もあした補正で上げていますけれども、この分については 9 月補正を毎年しておりますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、土壌汚染の関係で 6,500 万円ほど、これは単発だから、これがなかったらもっともっと利益が出たんだろうということでございます。単純的に数字合わせすれば、そのようになろうかと思ひます。ただ、その分 6,500 万円の事業がなければ、結果的に 6,500 万円ですが、当初予算では 1 億 800 万円ほど計上しましたけれども、それがなければなかったなりにまたやるものもあるわけでございますから、一概にそれは言えないのかなと思ひますけれども、おっしゃるように、単純に数字的にやればそのような感じになろうかと思ひます。

○柳原委員

また、高料金対策については補正で質疑をしたいと思います。いろいろ管理者とは見解の相違があると思いますが、それはまた、きょうはこれぐらいにしまして、また補正で続きはやりたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤委員

5番の85ページ、教えてほしいのは、メーター検針員の人数、皆さんのお給料とかさまざまなの反映しているところは、65ページの業務費の手数料のところでもいいので、メーター検針手数料とさっき説明があったんですけども、そこでいいんですか。

○小幡管理課長

メーター検針の手数料につきましては、そうですね、業務費の手数料の中に含まれております。

○佐藤委員

今、私がお尋ねしたところでいいわけですね。実は、このメーター検針にかかわるところで、二つほど私のところに要望というか、働く人たちの思いが寄せられていまして、お尋ねをしたいというふうに思いますけれども、水道のメーターの検針は毎月5日から1週間ということを決められているということなんです、それでいいんでしょうか。

○小幡管理課長

委員がおっしゃるとおり、毎月5日から10日の間で検針をいたしております。

○佐藤委員

働く人の立場に立ってみると、この5日からというのが間に必ず土日が入ると。その土日が入ったときに、土日に行くんだけど、御家庭の在宅率が高かったりして、メーター計の上に車がとまっているんですって。それで、その車をよけないと見られないものだから、よけてほしいというふうにお願いをすると、中には寝てたりして起こされて嫌な顔をしたり、いろんな思いをすることがあるらしいんです。ということで、この検針の日付を変えていただくわけにはいかないだろうか、変えてほしいというのが、働く人たちの中にありまして、中に土日が入ると、そして、さらに役所は休みなものだから、今まではそういうトラブルもなかったらしいんですけども、車だけの話ではなくて、役所の対応との関係でもどういふものかなという、何しろ意見を出す場所がないんですね、彼女たちはきっと。それで、相談があったわけなんですけれども、いかがですか。

○小幡管理課長

検針につきましては、毎月定例日検針となっておりますので、土日とか祝日がありましても、毎月ほぼ同じ日に検針に行くのが決まりとなっております。

あと、検針の際のトラブル、メーターの上に車がいったとかの件につきましては、検針が終わった時点で、検針員の方々がこちらにハンディターミナルを持ってきますので、担当の者がそういうトラブルがあった者に対して事情を聞きまして、どうしても検針員さんが検針できないような状態のときには、担当の者が検針にお伺いするようしております。

○佐藤委員

いろんな解決法はあるかと思うんですけども、例えば第1週目の月曜日から5日間とか、そういう感じで、私のあとの質問ともつながってくるんですが、そうすると幾らか、1週間で5日間という土日が入らないで働いていただくとなると、少し仕事の量も減るんだけど、収入も減るんだけど、それにかかわって件数も分散されて、働く人の数もたくさん働いてもらえる人が出てくるのではないかなという思いもあって、第1週目の月曜日から金曜日までというようなことではだめなのかなということを提案されたり、私もそうだなというふうに思って聞いたんですけども、それはだめなんですか。なぜ、だめなんですか。

○小幡管理課長

基本料金と従量料金、今二部構成になっていますけれども、基本料金については30日間、例えば5日に検針しましたら来月も5日に検針すると。あと、従量料金につきましても、日にちがずれますと段階が上に上がってしまう、高い方の段階に、2段階目に、当初、1段階目は安い単価なんですけれども、1トンから10トンまでは単価的に安いんですけれども、検針日をずらした場合は、第2段階目に入っていきというようなこともありまして、水道費がちょっと高くなるものですから、水道だけじゃなく電気とかガスについても定例日検針になっていると思います。

○佐藤委員

そういう仕組みと、今委員長言っていたけれども、そういう仕組み。いや、日にちがずれても、瞬間ずれるかもしれないけれども、あとは毎週第1月曜日から始まるわけだから、それはだめなんですか。そういう仕組みではないの。（「31日になったり32日になったり」の声あり）

○板橋水道事業管理者

今、管理課長が言ったとおり、やはり30日は30日で周期で行かなければ、土曜、日曜日が入ってここをはずすとなれば、時には29日になってみたり、時には32日になってくることになれば、市民の方に不便を感じさせることになるかと思います。今言ったように、2日ちょっとずれただけで、料金がポツと上がった場合は高くなりますので、やはり土曜、日曜日であろうと、30日サイクルで回るようにしているということでございますので、御理解を願いたいと思います。

○佐藤委員

私はわかりました。理解しました。しかし、働いている人たちがそれを多分理解していないだと思いますよ、そういう意見を言うということは。きちんと理解していただくように説明をしないとわからないと思いますよ。ぜひ、それは働いている人たちに徹底をしていかないと、嫌な思いをするというところだけが残ってくるというふうに思うんですが、何か返事。

○板橋水道事業管理者

今までそういう検針している方からの苦情はないんですけども、今、委員がおっしゃられるとおり、そういうことをきちんと説明した方がいいですよということになれば、まさしくそのとおりでございますので、きちんと説明してまいりたいと、このように思っております。

○佐藤委員

もう一つです。その検針員さんの身分にかかわることなんですけれども、これはまた別な方なんです、この人たちの今働いている人は、人数何人いますか。検針員。

○小幡管理課長

17 人の人に委託しております。

○佐藤委員

年代はいろいろですね。年代的にはどの年代が、というのはわかりませんか。わからない。わからなかったらいいんですが、ことし 60 になった方がいらっしゃる。その方が、60 になって 4 月だかに、ことしから定年制になったから、ことしで……、何て言われたかわからないよ、とにかくやめてもらうということを言われたと。すごいショックだと、その人は。いつもずっと過去を見ると六十四、五まで働いていらっしゃる方がずっといたから、自分もそれまで働けるものだ。それで、だんなさんの仕事も大変だし、生活設計をそれで幾らかでも、6 万でも 7 万でも立てていたんだけど、こういうことを言われてショックなんですという話なんです。この事実関係はどうでしょうか。

○小幡管理課長

委員が今お話ありましたとおり、ことし 60 歳を迎える方がいましたので、今年度、来年の 3 月いっぱいでおやめいただきたいというようなお話はしております。

○佐藤委員

1 年前に言ったからいいべというふうなものではないと思うんですね。去年まではそういう人たちがずっといて、突然自分が 60 になった途端にそういうふうに使われたというときのショックは、想像するに大変だなというふうにするんですけども、大体役所で使う人たちの定年というのは 60 だというのは、そういうものは突然決められるものでしょうか。本庁ではそういうことがあるんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

参考までの意見を申し上げます。

上水道の方のやつと、今多分、委員が聞いているのは非常勤の年齢のことだと思うんですけども、例えば一般会計それから教育委員会の方で非常勤、今全体的に見ますと、人数的に約 300 名前後ございます。週 30 時間、それからあと例えば期間限定の臨時もございまして、その中で定年制 60 歳という区切りでございまして、本庁の方では、例えば募集する段階、そういうときは一切年齢制限は設けてございません。あと、当然男女の区別もございません。そんな中で、現在 60 歳を超えた方が 58 名ほどお仕事をしております。主な職種でございまして、例えば道路公園関係の維持修繕とか、あるいは教育委員会の文化財の発掘調査員、そういう方々は結構 60 歳過ぎて働いてもらっています。ただ、これは一概に比較はできないと思いますけれども、参考までに申し上げます。

○佐藤委員

ということなんです。60 歳で定年制、突然決めちゃったわけですか。

○板橋水道事業管理者

60 歳決めてしまったんですかと言うんですけども、今、水道のメーター検針をしたいという方が 5 人ほど水道の方に来ているんです。若い方々が。その方も働きたいわけです。

いつまでも、いつまでもと言ったら失礼ですけども、どの年齢かで少し、定年というか、やめてもらう時期を設定しなければ、いつまでたたって若い人は今度働けないという事情もありますので、その辺でどうしようかなということで、一つの線として60歳になったらその年度、3月まで1年間ありますから、4月にお話をさせていただいて、1年間の間でまだお勤めになれば別なところも探していただだけませんかというお話をさせていただいたということで、全然水道の検針をしたいというのがだれもないような状況であれば、あるいはベテランなんですから、今働いている方々は、その方をお願いするときもあるかもしれませんが、今そのように働きたいという人が5人ほど待っているという状況になれば、ある程度の年齢は設定をせざるを得ないのかなと思って、本年度からそういう基準を決めたものでございます。

○佐藤委員

うんと、うんと譲ってそれを認めたにしても、今年度決めたから、来年であんた、終わりだよという言い方は、何か働く労働権の侵害で、人権も侵害していると、私はそう思いますよね。だから、やはりこういうふうに決めたいんだけどどうだという相談も含めて、相談する義務がないと言われたらどうにもなんないんだけどさ。でも、その職員17人もの人を抱えている中でだよ、ある日、1人、突然、あんた来年から終わりだよと、60になったから終わりだよというやり方は、余りにも横暴ではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○板橋水道事業管理者

横暴というか、やはりある程度の基準は決めなければ、だったら、若い方々はいつまでたたって働けないわけですから、そういう方にもやはり働く仕事を与えるというの、ひとつ、大事なことではないのでしょうか。その方を守るというのもわかりますけれども、新たにそういう人も救うというの、我々の一つなのかなと思っておりますから、その辺はどうぞ、御理解いただければなと思ってございます。

○佐藤委員

人を守るというのではなくて、働いている人たちに対してそういうやり方がいいのかと、私は聞いているんです。契約状況、その人との契約がどうなっているかわからないよ。契約書見たわけじゃないから、わかんないけれども、ことし1年で終わりだよというやり方が、60になったから、いいのかという話、その人がだれであろうと、私はそういうやり方が、雇用関係の中で正しいとは思いません。どうですか。正しくないことをやってはいけないのではないかというふうに思うんですけども。

○板橋水道事業管理者

1年前にそのようにお話をさせていただいているわけですので、私は別に違反しているというわけではないんじゃないのかなと思っているんですけどもねえ。ええ。

○佐藤委員

今、60過ぎても、定年延長という時代ですよ。若い人が4人か5人後に控えているからという思いもわかります。それで、さっき言ったワーキングシェアでさ、その5日間ぐらいの労働にしていっぱい働いてもらったという考えも出てきたんだけど、そういうことでは、何かやっぱり通告するにしたってだよ、準備というものがあるじゃないですか。あんた、60でさ、来年で終わりだよ、ことしいっぱいまで終わりだよと、そういうやり方はちょっとないのではないのでしょうかというふうに、そしてさらに、そのことを今残ってい

る検針員の方には説明していないでしょう。知らないと言っていたよ、残っている人は。そんなばかな話ないじゃん。

○板橋水道事業管理者

60に近くなる人が何人か、57とか58いれば、当然60になればというお話はしますけれども、40代とか50の初めの人に対して、まだその辺まであと10年もあるのに引退ですよというあれまではまだしていないのかもしれませんが。それをした方がいいと言うのなら、そう思いますので、します。

○竹谷委員

管理者、今の答弁はおかしいよ。労働組合あったら一発でやられるよ。なぜかという、若い人が来ているから60歳の人やめてもらうという、そういう発想は、私は労働者を雇う側としてはそういう発想はないと思う。少なくとも、水道事業所のそういうパート的な方たちは、60歳定年として60歳で勇退をしていただくという契約書を交わしてやるならわかりますけれども、あなたの答弁が、若い人がいるから60歳の人はやめてもらう。そして、いなければ、それは60歳も雇っていくという答弁もしているわけだ。矛盾していますよ、労働契約上。そういうものじゃないと思う。私、きょうは残り時間がないから言わないと思っていたんだけど、そういう答弁を、みすみすわかりますと私は認めるわけにはいかない。その答弁は再度研究して、あなた、答弁について修正を加えた方がよろしいと思いますよ。議事録に載りますよ、これ。ですから、水道事業所の契約上、その人たちの契約はこうなっているから、こういうことで6カ月前に通告をさせていただきましたと。若い人がいようといまいと関係ないんですよ。労働契約というのは。そういう答弁は私は認めるわけにはいかない。どうですか、管理者。

○板橋水道事業管理者

労働基準法みたいなのに抵触するとか、そういうまで深くは私は考えて発言している部分はありました。その辺はきちんと研究してみたいと、このように思っています。

○竹谷委員

済みません。この種は、労務担当全般をやっている総務部次長、こういう見解でいいんですか。事業所だからこれでいい。本庁だからこうだ。そういう労働契約をしておいて、いいんですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

多分雇用形態が違うのかと、今話を聞いていて思ったんですけども、我々の方は非常勤職員として働いてもらっています。多分、今、水道のこれを見ますと、手数料でとっていますので、どういう雇用形態かわかりませんので、ここで一概に言えませんが、たまたま市長部局、それから教育委員会の方で雇っている職員については、ある程度期限は設定してございます。1年ごとの更新で最大5年間までということで、そういう方々が現在も60歳以上の方で仕事をしてもらっているという現状でございますので、一概に比較はできないのかなと思ってございます。

○竹谷委員

佐藤委員の質問を取ってしまって申しわけないね。

私の言っているのは、20代の若い人がいるから、60代の人はやめてもらうという発想はおかしいだろうと言っているんです。その人との雇用契約はどうなっているのか、それをき

ちゃんと明らかにして、これこれこういうことだからこうなんだと言わないと、いるからやめてもらわないし、そういう契約であれば、いなくたってやめてもらわなきゃいけない。でしょ。さっきそう言ったでしょう。いるから、やめてもらう。いなければ、60歳過ぎてもやってもらって発言を、あんた、しているから、私がおかしいと言うんですよ。どうですか。契約ちゃんとしているんですか。契約条項を見せてくださいよ、じゃあ。

○小幡管理課長

雇用という形ではなく、委託、手数料という形で、1件幾らという形で検針を行っていただいております。

○竹谷委員

ならば、なおさら60だからやめてくださいと言えないですよ。委託契約と同じじゃん。そうなる。違いますか。委託契約と一緒にしよう、個々との。委託契約と一緒にものをさ、60歳だから、あんた、やめてくださいというのは、私はできないと思いますよ。いかがですか。

○小幡管理課長

今、委員のおっしゃるとおり、雇用じゃなく、1件幾らという手数料委託という関係で検針を行っていただいております。ただ、その中に年齢とかそういうものは、ちょっと当初は入っていなかったかと記憶しております。

○竹谷委員

委託契約では、年齢は入らないはずですよ。入らないはずですよ。委託は。私はそう思いますよ。個人商店にこれをお願いしますと言うんじゃ、そして、その契約内容に不正があれば、あなたはこういうわけですからだめですよとなる。60歳だから、年が来たから、あなただめですよという言い方はできない。もう一つ、若い人がいっぱい来ているから、60歳は委託契約を破棄するという、それもおかしい。それもおかしい。ですから、あなた、いなければ60歳でも、以上でもやるんだと。今いるからだめだという言い方は、これは、あなた、訂正した方がいいと思いますよ。はっきり言っておきますけれども、訂正した方がいいと思いますよ。

○板橋水道事業管理者

私、60歳過ぎてもいいというのは、今まで佐藤委員が60過ぎて働いている人がいたというようなお話をされたものですから、それはそういう検針をしたいという人がいなくて、人を新たに探さなきゃいけないというようなとき、そういう人にまたお願いした部分はあるかと思いますがという意味で話しました。それで、きちんと契約を結びながら、その条項に基づいてというアドバイスも今得ましたので、今後、そのような契約を結ぶような形、そういう方向で検討してみたいかと、このように思っております。

○竹谷委員

あんた、取り消ししなさいよ。若い人がいるから、60歳は要らないという言い方をしたのを。いいですか。それから、いなければそれを延長すると言ったんですよ、あんた。何が人言ったことに、あんた、格好つけて、だから、言ったんじゃない。あなた、そういうことを言ったでしょう、はっきり。だから、私は雇用上おかしいんじゃないかと聞いたら、雇用じゃないと。お互いの委託契約だと。手数料でやっています。であれば、年齢制限なんかはないですよ。重大なミスでも起こしたのであれば、契約破棄ということもあるかも

れませんけれども。そんなでたらめな、あんた、やり方して、労務管理しているのは、私はけしからんと思う。はっきり言って。いかがですか。

○板橋水道事業管理者

はい。若い人がいるから、いっぱい今控えているからということで、60歳までということで、そういう言い方はちょっと不適切だったなということで、訂正させていただきたいと思います。

ただ、今後、こういう今17名の方と手数料でやっていますけれども、この方とどのような契約を結びながらやっていったらいいのかということの研究しながら、早急にそういう契約を結んでいきたいなと、このように思っています。

○竹谷委員

であれば、今、あなた、話題になった人は、もう1年なり継続してやらなきゃいけない。そして、新たな来年の4月から以降は、17名全員がそういう委託契約というものを結んでやるとなれば、60歳だからやめてくださいと言った人は取り消して、委託契約に基づいて1年の間に、1年譲歩しますけれども、1年なら1年働いていただいて、そして、委託契約に基づいて進めていくことが、私は大事だと思う。ただし、そこに年齢を入れることは問題が出てくると思う。年齢を入れること。差別ですよ、年齢を入れるということは。委託契約で差別ですよ。健康上で、その業務に耐えられないというのであれば、私はしょうがないと思いますけれども。年齢を入れるのは、私はどうかと思います。それは研究してみてください。そこだけ指摘しておきます。

次、あなた、管理者、さっきから答弁を聞いていると、本当は、おれ質問しないかと思ったの。先ほど、柳原委員に対して、新田浄水場をやらなきゃ6,000万あったんじゃないかと。極端に言えば1億6,000万、両方やれば2億2,000万、単年度事業だから出たんじゃないか。そういうふうに見たらどうなんだと。それやらなきゃ別なものありますよという言い方はないと思う。そういうふうに筋としてはとらえられるということ、はっきりと言うのは当たり前じゃないですか。そういう答弁はないと思いますよ。どうですか。私は、それも憤慨していたの。ここにいる議員をどういうぐあいに見て、あなたは答弁しているのか。柳原委員だから、どうのこうのではなく。どういう思いで、質問者に対して答弁しているか。私は物すごく不可解であります。いかがですか。

○板橋水道事業管理者

多賀城の議員の皆様、市民から負託を受けている議員でございますので、そういういろいろアドバイスをいただいていることに対しては、謙虚に耳を傾けているつもりであります。

今、お話ししたのは、数字的にはそのようになりますねというのも、最初と最後にはお話しさせていただいたと思っています。ただ一概に、すぐにその分がなかったらどうのこうのとなりましたので、その分がなかったら、まだいろいろあったかもわからない、全体的に見てですね。ただ、数字的には、柳原委員おっしゃるとおりですねということで、私は締めたと思っています。

○竹谷委員

ないよ。それがあれば、もっと料金も値下げできるんじゃないかという発想で言ったから、あんたはそれを否定するためにそういう答弁をしているんですよ。6,000万あれば別なものをやれたと。そういう言い方をしているんですよ。いいですか。私はそう思っていますよ。

○板橋水道事業管理者

さっきの答弁の中で私の気持ちの中に、料金の問題は一切入っていませんので、そこだけはよろしくお願ひしたいと思います。料金の意識をして答弁したつもりは一切ありませんので。

○竹谷委員

聞いておいてそのように私は感じました。なぜならば、議員提案で出した議員ですよ。そういうふうに行くのが当たり前でしょう。いい加減にそういうことをしないでくださいよ。もっと素直になってくれませんか。

じゃ、私、具体的に聞きますよ。4,200万当初予算では組んでおった。1億6,600万になったというこの大きな差異は、これこれこういうことがあったからということの説明は、文書をもって示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○板橋水道事業管理者

文書でということになれば、お出ししたいと思っています。

○竹谷委員

そもそも、そういう態度が悪い。私から言わせれば、少なくとも、この成果の中に、成果の中に、本来4,200万程度だったと。今回こういう努力によって1億6,600万も出たんだと、約。こういうものを何で書けないんですか。言われれば、書きます、後から出します。そういうものじゃないんじゃないですか。これ違うと思います。この場に出席して、答弁側にいる姿勢としておかしいと思う。じゃ、出しますから。こういうことじゃないんじゃないですか。ま、出してください。出してもらわないと論議になりませんよ。

○藤原委員長

休憩しますか。（「休憩だ」の声あり）だって、出してもらわないと論議できないということであれば、休憩。（「取り消しなさい」の声あり）

じゃ、何分あれば文書出ますか。（「いや、皆さんいいというのであればいいですよ。おれはだめだけど」の声あり）

いや、一たん、管理者も文書で出すと言ったからさ。（「言ったんだから、休憩しましょう」の声あり）じゃ、何分とりますか。10分でできるの。15分ぐらい。

それでは、今、6時40分。6時55分まで休憩にします。6時55分。

午後6時40分 休憩

午後6時55分 開議

○藤原委員長

それでは、議事を再開いたします。

○板橋水道事業管理者

資料を提出しますというお話をしましたけれども、データはあっちに入っているものですから、きれいにワープロで打ったやつはちょっと出せないの、きょうはとりあえず口頭

で、4,000 万から 1 億 6,000 万まで上がった部分についてお話しさせていただきたいと、このように思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

○藤原委員長

よろしいですか。

○竹谷委員

本当は資料で出した方が間違いないんですけども、質疑の進行からいって、そういうことしかできないというのであればやむを得ないと思ひますが、そういう事情であれば、事務的な把握をしてそういう御答弁を最初からするように注意していただきたいということに注意をしておきたいと思ひます。そのことで認めますので、どうぞ。

○小幡管理課長

じゃ、当初予算と決算を比較いたしまして、純利益がふえた主な原因について御説明申し上げます。

まず、収益の方なんですが、営業収益が 3,536 万 3,000 円減少いたしております。これは主に給水収益、当初予算から比べますと決算額が 3,500 万円ほど落ち込んでございます。あと、営業外収益なんですけれども、これは高料金対策補助の関係で 8,409 万 8,000 円増額となっております。事業収益合計で 4,873 万 6,000 円の増額でございます。

それに対しまして費用の方でございますが、営業外費用で、新田の土地の入れかえの業務が当初見込んだよりも少ない金額で収まったということで 6,517 万 5,000 円減少になっております。あと、営業外費用、これは支払いの利息でございます。繰上償還の関係で当初見込んだ利息よりも 951 万 9,000 円減額になっております。

それで費用合計の減額幅が 6,977 万 4,000 円の減額となっております、先ほどの収益の 4,873 万 6,000 円と、あと費用の方で減額になりました 6,977 万 4,000 円、それに当初予算からの純利益 4,272 万 1,000 円を足すと、大体 1 億 6,000 万ぐらいの数字になるものでございます。

○竹谷委員

確認します。約 3,500 万円、これは水道料金の関係ですね。それから、営業外の約 8,400 万円、これは高料金。それから、4,800 万円、これは何。（「差し引きです」「3,500 万の減に 8,400 万だから」の声あり）あ、はいはい、わかった。減な。それから、工事費で 6,500 万円減をしたと。まず、おれ、言うからね。それから、利息関係で 950 万円やったということに聞こえたんですけども、何かあればどうぞ。

○小幡管理課長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○竹谷委員

であれば、これ、新田だと思うんですね。6,500 万円。多いところは。新田予算を何ぼ組んでこれだけ残ったんですか。

○小幡管理課長

当初予算が1億815万円でございます。それに対しまして、先ほども御説明申し上げましたけれども、土壌の入れかえ、あとは処分費、あと運搬料含めると全部で6,580万1,000円ほどかかっております。大体4,200万円ほど減額になっております。

○竹谷委員

やはり工事費で4,200万円、4割削減したということは大きいですよ。水道事業所の会計から行けば、こういうものをきちんと説明しなきゃ、最初から。ね。

それから、高料金は入ったと書いてありますからいいですけども、こういうことをきちんと説明しなきゃおかしい。企業会計であるゆえに。ひとつ、今後はやはりこういうところをきちんと整理をして、透明性のある決算の報告をしていただきたいということに矛先を収めておきたいと思います。

次に、もう一点。委員長、いいですか。（「いいです」の声あり）

これも、5の83ページ、末の松山等の委託計6,900万円、約7,000万円。検証したことはないと思いますけれども、もし、直工でやった場合はどのくらいかかって、どういう差異があるのか。直工でやった場合。会社でしょ。意味わかりますか。わかりますよね。直工でやった場合どのくらいの費用がかかって、この委託をした場合これだけの企業に対するコストを下げているんだというものがあれば、出してください。

○板橋水道事業管理者

今、委託ほぼ11名です。ですから、職員に直すと、職員は年間800万円ぐらいですか。ですから、8,800万円ぐらい、職員でやれば、単純計算でございますけれども、そのくらいはかかるのかなと思ってございます。それが約7,000万円ぐらいでということになるのかなと思ってございます。

○竹谷委員

いや、管理者の単なる思いです。例えば、先ほどもありましたけれども、技術者が退職した人を再雇用制度を使ってコストを下げるというやり方もあるでしょう。企業というのはそういう工夫をするものじゃないですか。ただあなたが思っているのは、社員でやればでしょう、社員でやればでしょう。ね。委託は命令系ないんですよ。そういう工夫を検討したことはありますか。ないとしたら、検討してみてくださいよ。いかがですか。

○板橋水道事業管理者

うちの方でこの委託しているのは歴史がありまして、平成13年ぐらいからだと思うんですけども、もうずっと運転管理は委託してございますので、経験者というのが、運転を回したり何だりする経験者というのは、ほとんどずっともういないというような状況でございましたので、再雇用というのはちょっと難しいかなと思ってございました。それで、今回21年度で、前にもお話しさせていただきましたけれども、包括的民営委託ということで、21年度でプロポーザルをしまして業者が決まりまして、運転管理から電気動力まで含めた委託を22年度からスタートさせております。今のところ順調に行っているのかなと思っていてございまして。これは5年間の契約、22年から5年間の契約でさせていただいているということでございますので、よろしく申し上げます。

○竹谷委員

私は、そのことを言っているんじゃないですよ。少なくとも企業経営をするには、ありあらゆるシミュレーションをして、このやり方が一番水道事業の将来的にもコスト的にもい

いということを考えるには、少なくとも今言ったようなアイデアを企業の中で検討することが大事でしょう。導入すればただそのことで、今までやってきたからその延長じゃ、何の、何の企業努力もしていないということですよ。私はそう思いますよ。民間会社は今大変苦しんでいる。そういう努力を一生懸命やっている。いかにしてコストを下げるか。いかにして経営を安定していくために、お客さんをつかめるか。そのためには良質のものをやるかということです。水道事業だって同じじゃないですか。同じ原点でものを考えなきゃいけないんじゃないですか。私はそう思いますけれども、管理者はそう思わないというのであれば、意見の相違でございますが、私はそれが企業経営の原点だと思うんですけれども、再度あなたの気持ちをお聞きしたい。

○板橋水道事業管理者

この委託部分につきましては、私は企業努力するというのは十分わかります。この委託に関しては、今言ったように、運転管理委託をしていたものを包括的に委託をしまして、それで企業のスケールメリットを生かしながらコストダウンをさせていただくなりということが、私は一つの方法だったんじゃないかなと思ってございます。ですから、22年度から採用させていただいて、現在やっているということでございます。今後とも、今委員がおっしゃるような、企業でございますので、そういうコストのことを意識しながら経営に努めてまいりたいと、このように思っております。

○竹谷委員

あんたと言っても話かみ合わないんで、私が言ったことを研究してみてください。今言ったようなことを含めて研究をしてみる価値はあると思うんです。私の提言です。それだけ検討してみることに値するというぐあいに、管理者は理解されたのか。その辺だけお伺いしたいと思います。

○板橋水道事業管理者

研究してみることはいいんですけれども、包括したことで5年間の契約は一応結んでいきますので、その5年間で契約を……（「素直でいいの」の声あり）まあ、はい、わかりました。わかりました。いろいろ検討してみまして、よりいい方法を考えていきたい、このように思っております。

○竹谷委員

だめだよ、あんた、その姿勢が。さっきからそのことを問うてんだよ。何で素直に受けないですか。みんなに、いや、そういう検討してみればいいんだよ、この場はという、そんな安易な格好で答弁されたんでは、何のために自分たち考えて、いろいろ我々も考えて、私も考えて提言しているんですか。もうちょっと謙虚に受けとめてくださいよ。もうちょっと謙虚に受けとめてください。そういう姿勢を持って議会には臨んでいただきたい。これ以上言ってもしょうがないから、これだけ申し上げておきます。市長も、管理者だから投げおかないで、ちょっときちんと指導してくださいよ。だめですよ、こんなことでは笑われるから。

○菊地市長

今、竹谷委員のおっしゃったこと、よく理解して、管理者にそのようにさせますので、御了解いただきたいと思います。

○相澤委員

いや、大分遅くなったんで質問するのがちゅうちょされますけれども、お聞きします。

行政評価の取り組み 1 の 96 ページにあるんですが、これは水道事業の部分でよろしいかどうか、まず確認させていただきたいと思います。96 と 98 ページにあるんですけども。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

水道部のものでございます。

○相澤委員

それじゃ、まず 96 ページに配水管改良事業とありまして、同じく今度は 98 ページに配水管整備事業とあります。この違いを簡単にお示ししてください。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

配水管整備事業、配水管改良事業も、うちの方は建設改良事業の中で計画しておりますけれども、根本的には財源が、配水管整備事業については起債を充当していると、配水管改良事業につきましては自己財源を充当しているというものでございます。

○相澤委員

そうすると、予算の出るところが違って、やっていることは同じととらえていいんですか。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

同じく資産の取得をしているものですが、その財源が起債を充てているのと、あと自己財源でやっているというふうな内容でございます。

○相澤委員

それじゃ、96 ページについてまずお聞きしますと、これは進捗を見ますと 60%となっておりますね。それで補足を見ると、平成 21 年度の実績としては、橋本橋、八幡橋、塩釜街道、踏切等に書いてありますけれども、この費用 1,430 万円というのは決算書のどこにあるのでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

個別には書いておりませんが、資料 3 の 37 ページ、ここの中にこの決算額 4 億 904 万 7,241 円、この中に先ほど申しました建設改良事業といたしまして、配水管整備事業と配水管改良事業というようなことで中に含まれてございます。

○相澤委員

これで今回は終わるでしょうけれども、次回から、こうやって照合しやすいような数字のイコールになるような見方はできないのでしょうか。せっかく行政評価の取り組みを一生懸命市長公室が中心になって進めていますので、決算というのはこれを見ながらきちんと見れば、ああ何がどのように進んでいるんだなということがよく一目でわかる、数字だけザッと並んでも、ほとんどわからないんですよ、どこにどういう仕事をしているか。ところが、こういう評価というのが明確になると、ああ何年までにどこまで行くんだというのがよくわかるんです。ですから、せっかくこういういい評価表ができたんですから、この決算も同じ数字を合わせるとか、もっとわかりやすくするということはできないのでしょうか。

○小幡管理課長

大変申しわけございません。また戻りますけれども、資料 5 の 80 ページ。申しわけございません。今後わかりやすくはいたしますけれども、一応 80 ページの方に、配水管整備事業と配水管改良事業の内訳を掲載してございます。

○相澤委員

同じことですが、98 ページのこれも同じです。2,400 万円の費用をかけて、これから計画も、私が言っている 98 ページというのはこの行政評価の取り組みのページですが、ここで 2,400 万円の費用をかけてこれからも少しずつ、平成 36 年までですか、こういう事業をやっていくと書いてあるんですよ。ですから、せっかく長期で市民の安心・安全の水道を確保して一生懸命やっていたら、それを我々にもわかりやすく説明、一目でわかるように対応できやすいようにすれば、我々も安心して、ああ水道は一生懸命やっているんだなと思うのでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小幡管理課長

今後わかりやすい内容の資料をつくりたいと思います。

○佐藤委員

先ほどの私の質問に関連して竹谷委員もいろいろ質問してくださいましたが、言わずもがなというか、なんですが、定年の件は個人が特定されますので、彼女がことし残り半年働かなきゃ、あるいはもう少し延ばしていただけるのかどうか、それはわかりませんが、くれぐれも彼女の身分にさわるようなことだけはないように、心からお願いを申し上げます。（「答弁いいですか」の声あり）ああ、どなたか。

○板橋水道事業管理者

そのようにします。

○板橋委員

ちょっと数字の確認なんですけど、No.5 の 82 ページの受取利息及び配当金の預金利息の 114 万 568 円は、No.3 の 42 の現金預金の 11 億 351 万 5,889 円と、あとは No.5 の 81 ページの水資源開発負担金のところに年度末現金残高預金というような形で 1 億 4,098 万 3,082 円、これさ絡めた受取預金利息なんです。それとも違うんですか。その辺、ちょっと確認します。

○小幡管理課長

今、委員の御質問は多分、資料 3 の 42 ページ、下の方の流動資産の現金預金 11 億 3,051 万 5,889 円と、あと 21 年度の預金利息が 114 万 568 円、あと水資源開発負担金の年度末残高 1 億 4,098 万 3,082 円の関連性ということだと思っておりますけれども、この資料 3 の 42 ページの現金預金 11 億 351 万 5,889 円の中に、水資源開発負担金 1 億 4,098 万 3,082 円は含まれております。積立分としてこの中に含まれております。

○板橋委員

これ、No.5 の 81 ページと No.3 の 42 ページ、No.8 の 61 ページも同じなんだけれども、これは預金でしょう。どちらも。これは普通預金、定期。

○小幡管理課長

申しわけございません。もう一度、ちょっとお願いしたいと思うんですけれども。

○板橋委員

No.5の81ページの八の水資源開発負担金の一番右端の年度末現金残高預金と先ほど御説明あったように聞いたんです。それと、No.8の61ページの現金預金の上から6行目の現金預金の期末残高11億351万5,889円の預金利息が、先ほど言ったとNo.5の82ページの預金利息と数字がそこに来るんですかということです。それは違うんですか。

○小幡管理課長

大変失礼しました。No.8の61ページの現金預金の件につきましては、当初、左側ですけれども、現金預金12億1,063万8,133円ございます。その上段の入金額として34億9,618万3,745円がございます。この中に、資料5の82ページの預金利息114万568円が含まれております。あと、今年度入りしました水資源開発負担金258万9,174円も、この中に含まれております。それで、年度末の11億300万円何がしの残高の中には、この資料5の81ページの水資源開発負担金の1億4,098万3,082円も含まれてございます。

○藤原委員長

いいですか、板橋委員。

○板橋委員

ということは、No.5の81はNo.8の61ページと一緒にしているということですか。金額が。

○藤原委員長

板橋委員が聞いているのは、資料5の82ページの預金利子の114万568円は、どこから出てきたんだと。どこの利子なんだと。

○小幡管理課長

年度内に預金、大口預金というのは1カ月から3カ月以上に定期預金を約10億円ほど預け入れいたしました。平均利息が大体0.11%になりますけれども、この10億の運用資金とあと利息0.11%の結果が、先ほどの114万何がしかの預金利息になってございます。

○藤原委員長

だから、板橋委員が言うとおりでということ、つまり。（「はい」の声あり）

○板橋委員

そうすると、くしくも先ほど相澤委員がお話したように、余りにも資料がNo.8とNo.3とかNo.5とかわかりづらく整理しすぎているんですよ。もっと、これ、水道事業だけじゃございません。今までやったやつもすべてです。もう少しわかりやすいように資料としてつくっていただきたいんですね。

それと、No.5の81ページ、(4)の企業債、当年度償還金8億8,000万円。当年度の借入金はいいいんですが、これの一覧表が89、90、91、92の中に含まれていますよね。この89ページから92ページまでのを見ると、償還高の当年度償還金、これは元金と利息と一緒に数字を計上されていますよね。違いますか。その辺、元金と借入利息と、下水道みたく別々に計上することはできないんでしょうか。8億8,000万円の償還高に対して、No.8の62ページ、借入資本金のところに企業債元金の償還金が8億8,000万円。その上に公的資金補償金免除繰上償還借換債が5億8,400万円。これはどういうふうな形、企業債の中さ、

この借りかえたやつを入っているから、平成 21 年度に返した企業債の元金、利息というのはこれから差し引いて約 3 億円ぐらいというような形で数字を引き算してよろしいのかどうか。

○小幡管理課長

水道事業の会計、予算の場合の 3 条予算と 4 条予算になっておりまして、今委員が御質問の企業債の償還、資料 5 の 81 ページの当年度償還高 8 億 8,013 万 9,833 円につきましては、これは利息は含まれておりません。元金のみでございます。利息の方は、資料 5 の 86 ページ、営業外費用の中の支払利息、企業債利息 1 億 3,992 万 463 円が元金償還に伴う利息となっております。

○板橋委員

そうすると、81 ページの企業債の 8 億 8,000 万円の支払利息が 86 ページの企業債利息の 1 億 3,990 万円ということですね。今、そういうふうに聞いたんだけども。

○小幡管理課長

当年度償還にかかる……委員のおっしゃるとおりでございます。

○板橋委員

そうしますと、No.8 の 62 ページの借入資本金の繰上償還借換債の 5 億 8,400 万円というのは、どのようにどうなっているのでしょうか。これは 89 ページからの企業債明細書のどこから、差し引きじゃない、借りかえになったのか。

○小幡管理課長

この 5 億 8,460 万円につきましては、資料 5 の 91 ページでございます。下から 5 行目、銀行等引受債、以下 4 段ありますけれども、この合計の金額が公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債でございます。

○板橋委員

91 ページの下から 5 本の合計額ということですか。というふうに聞こえたんですが。

○小幡管理課長

委員のおっしゃるとおりです。

○板橋委員

それが、右端さ来ると、昭和 63 年とか平成 4 年の借換債の、63 年という金利の高いやつだね、その借換債ということですね。非常に数字のトリックが大変ですね。ということで確認しますと、おそくなって目も疲れてきた。償還高の当年度償還高さ償還高累計というのは、これは今までずっと借りてきた、起債を発行してきたやつの累計が 24 億 30 万円というのが元金だけの支払いということで見てよろしいんですか。

○小幡管理課長

委員のおっしゃるとおり、24 億円何がしが元金の支払いでございます。

○板橋委員

そうすると、発行総額の70億円から24億円引いて……ちょうど合うんだね。未償還残高46億ね。はい、わかりました。

それで、No.8の62ページ、水資源開発負担金の21年度中の増減の内訳で258万9,000円、宅地開発等7件に関しての、この水資源開発負担金に関して、どのようなこれだけの数字、計算式になるのか、それを御確認したいと思います。

○小幡管理課長

申しわけございません。この資料、手元に持ち合わせていないんですけれども、水資源開発負担金を徴収する基礎といたしまして、1日最大給水量が15トン以上、あるいは宅地造成が1,000平米以上のものが該当となっております、それで1トン当たり4万2,000円の水資源開発負担金を徴収することといたしております。ただ、申しわけございません。今回、今年度の資料は今持ち合わせておりません。

○板橋委員

じゃ、詳しくわかりやすい資料として、あした配付お願いしたいんですが。ということは、これ、多賀城の水資源開発負担金というのは、近隣、県内の13市の中で安い方なんですか、高い方なんですか。全国的なことから見ただけの場合にも、それが高いのか、標準的なのか。何か聞くとところによると、多賀城の水資源開発負担金は高いんじゃないですかと言われたものですから、その辺だけちょっと御確認したいと思います。

○小幡管理課長

水資源開発負担金については、ちょっと他市町と比較いたしておりません。申しわけございません。

○板橋委員

じゃ、それも今議会中に調べて、資料として提出お願いしたいんですが。やはりこれは最小限度のことじゃないですか。我田引水的なことだけやったのではどうにもならないんじゃないですか。これは全体的なことですよ。ね、総務部長。これは水道のことだけじゃないんじゃないですか。やはりこういう資料というのは、県内とか全国的な形で、多賀城が市民のためにサービスされているのか、逆に高く取っているのか、そういうことに対して、やはりもう少しちゃんとした資料、聞かれたらば答えられるような形をとっていただきたいんですが、この件に関していかがお考えでしょうか。

○板橋水道事業管理者

委員、おっしゃるとおり、聞かれたものに対しては速やかに答えられるようにしておくというのは、常に我々の業務の一つだと思っております。ただ、たまたま今回資料を持っていないということでございますので、またあした配付してくれということでございますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

○板橋委員

No.5の73ページなんですが、これは報告書の下から5行目、「水需要が落ち込んでいる中、設備の更新や災害発生時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、新たな資本投資が求められているところ」の資本投資というのは、簡単にどういうことなのか、教えてください。

○板橋水道事業管理者

新たな資本投資というのは、料金改定の時期もお話ししましたが、耐震管の整備等々がございますので、そういうものもありますし、あと、末の松山配水場の中の電気系統あるいは機械系統が耐用年数を過ぎてきてございます。そういうものも更新する時期に入っていますので、そういうものをここに表現してございます。

○板橋委員

しつこく聞くようですが、鉛管の方の対策に関してもやはりどのように今後対応されていくのか、その辺も御検討いただきたいと思えます。これは御答弁要りません。多分言われること決まっていると思えますから。以上です。

○藤原委員長

そのほか、質疑のある方。

（「質疑なし」の声あり）

○藤原委員長

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○藤原委員長

以上で、平成 21 年度多賀城市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 52 号 平成 21 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○藤原委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○藤原委員長

以上で、本決算特別委員会に付託されました議案第 51 号及び議案第 52 号の平成 21 年度多賀城市各会計決算の審査はすべて終了をいたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり認定されましたので、この結果については議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり、御協力いただきましてありがとうございました。

午後 7 時 39 分 閉会

決算特別委員会

委員長 藤原 益栄